

平成28年壱岐市議会定例会 9 月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第 1 日（9 月 2 日 金曜日）	
議事日程表（第 1 号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再 開（開議）	7
会議録署名議員の指名	7
審議期間の決定	8
諸般の報告	9
行政報告	1 0
議案説明	
報告第 9 号 平成 2 7 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況 の報告について	2 1
報告第 1 0 号 平成 2 7 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況 の報告について	2 2
報告第 1 1 号 平成 2 7 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の 報告について	2 3
報告第 1 2 号 平成 2 7 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報 告について	2 4
報告第 1 3 号 平成 2 7 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報 告について	2 5
議案第 5 9 号 壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について	2 6
議案第 6 0 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	2 7
議案第 6 1 号 平成 2 8 年度壱岐市一般会計補正予算（第 4 号）	2 7
議案第 6 2 号 平成 2 8 年度壱岐市国民健康保険事業得別会計補正予算（第 1 号）	3 1
議案第 6 3 号 平成 2 8 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 1
議案第 6 4 号 平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業得別会計補正予算（第 1 号）	

.....	3 2
議案第 6 5 号 平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 2
.....	3 3
議案第 6 6 号 平成 2 8 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	3 4
.....	3 5
認定第 1 号 平成 2 7 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	3 6
認定第 2 号 平成 2 7 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 7
認定第 3 号 平成 2 7 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 8
認定第 4 号 平成 2 7 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 9
認定第 5 号 平成 2 7 年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 0
認定第 6 号 平成 2 7 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 1
認定第 7 号 平成 2 7 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 2
認定第 8 号 平成 2 7 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 5
認定第 9 号 平成 2 7 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	5 2
認定第 1 0 号 平成 2 7 年度壱岐市水道事業会計決算認定について	5 2
議案第 6 7 号 壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について	5 2
要望第 1 号 壱岐・唐津 3 0 kmの海底送電線の早期着工の要望	
要望第 2 号 男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	

第 2 日（9 月 7 日 水曜日）

議事日程表（第 2 号）	5 3
出席議員及び説明のために出席した者	5 4
議案に対する質疑	

報告第 9 号	平成 27 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況 の報告について	5 6
報告第 10 号	平成 27 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況 の報告について	5 6
報告第 11 号	平成 27 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の 報告について	5 6
報告第 12 号	平成 27 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報 告について	5 6
報告第 13 号	平成 27 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報 告について	5 6
議案第 59 号	壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について	5 7
議案第 60 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	5 7
議案第 61 号	平成 28 年度壱岐市一般会計補正予算（第 4 号）	5 7
議案第 62 号	平成 28 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 7
議案第 63 号	平成 28 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 7
議案第 64 号	平成 28 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 8
議案第 65 号	平成 28 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 8
議案第 66 号	平成 28 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	5 8
認定第 1 号	平成 27 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	5 8
認定第 2 号	平成 27 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	5 8
認定第 3 号	平成 27 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について	5 9
認定第 4 号	平成 27 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	5 9
認定第 5 号	平成 27 年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	5 9

認定第 6 号 平成 2 7 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 9
認定第 7 号 平成 2 7 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 9
認定第 8 号 平成 2 7 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 9
認定第 9 号 平成 2 7 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	5 9
認定第 1 0 号 平成 2 7 年度壱岐市水道事業会計決算認定について	6 0
委員会付託（議案）	6 0
予算特別委員会の設置	6 0
決算特別委員会の設置	6 0
要望第 1 号 壱岐・唐津 3 0 Kmの海底送電線の早期着工の要望	6 1
要望第 2 号 男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	6 1
委員会付託（要望）	6 1
芦辺小学校校舎改築工事設計業務に関する件について	6 1

第 3 日（9 月 8 日 木曜日）

議事日程表（第 3 号）	6 9
出席議員及び説明のために出席した者	6 9
一般質問	7 0
3 番 呼子 好 議員	7 0
1 3 番 市山 繁 議員	7 8
1 番 赤木 貴尚 議員	9 1
9 番 田原 輝男 議員	1 0 6

第 4 日（9 月 9 日 金曜日）

議事日程表（第 4 号）	1 2 1
出席議員及び説明のために出席した者	1 2 1
一般質問	1 2 2
4 番 音嶋 正吾 議員	1 2 2
1 5 番 深見 義輝 議員	1 3 3

11番 中田 恭一 議員	144
議案説明	
議案第68号 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について …	144
要望第3号 地球温暖化防止対策のために四庁舎の屋上に太陽光発電設置につ いての要望	144

第5日（9月21日 水曜日）

議事日程表（第5号）	155
出席議員及び説明のために出席した者	156
委員長報告、委員長に対する質疑	157
議案に対する討論、採決	
議案第59号 壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について	163
議案第60号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	163
議案第61号 平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	164
議案第62号 平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）	164
議案第63号 平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	164
議案第64号 平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	164
議案第65号 平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	165
議案第66号 平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	165
議案第68号 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について …	165
認定第1号 平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	166
認定第2号 平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	166
認定第3号 平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について	167
認定第4号 平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	167

認定第 5 号	平成 2 7 年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 7
認定第 6 号	平成 2 7 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 8
認定第 7 号	平成 2 7 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 8
認定第 8 号	平成 2 7 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 8
認定第 9 号	平成 2 7 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 9
認定第 1 0 号	平成 2 7 年度壱岐市水道事業会計決算認定について	1 6 9
要望第 1 号	壱岐・唐津 3 0 km の海底送電線の早期着工の要望	1 6 9
要望第 2 号	男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	1 6 9
(平成 2 7 年)		
要望第 5 号	「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望	1 7 0
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 7 0
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 7 1
発議第 6 号	「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出について	1 7 1
白川市長に対して、明確な説明を求める件について		1 7 3
市長の挨拶		1 7 5
散 会		1 7 5

平成28年壱岐市議会定例会 9 月会議を、次のとおり開催します。

平成28年 8 月26日

壱岐市議会議長 鵜瀬 和博

1 期 日 平成28年 9 月 2 日（金）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター 2 F）

平成28年壱岐市議会定例会 9 月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	9 月 2 日	金	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	9 月 3 日	土	休 会	（閉庁日）
3	9 月 4 日	日		
4	9 月 5 日	月		○発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
5	9 月 6 日	火		（議案調査）
6	9 月 7 日	水	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
7	9 月 8 日	木		○一般質問
8	9 月 9 日	金		○一般質問
9	9 月 10 日	土	休 会	（閉庁日）
10	9 月 11 日	日		
11	9 月 12 日	月		
12	9 月 13 日	火	委員会	○常任委員会
13	9 月 14 日	水		○予算特別委員会
14	9 月 15 日	木		○決算特別委員会
15	9 月 16 日	金		
16	9 月 17 日	土	休 会	（閉庁日）
17	9 月 18 日	日		
18	9 月 19 日	月		
19	9 月 20 日	火		（議事整理日）
20	9 月 21 日	水	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○散会

平成28年壱岐市議会定例会 9 月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第 9 号	平成 2 7 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 7)
報告第10号	平成 2 7 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 7)
報告第11号	平成 2 7 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 7)
報告第12号	平成 2 7 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 7)
報告第13号	平成 2 7 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	報告済 (9 / 7)
議案第59号	壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
議案第60号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
議案第61号	平成 2 8 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 4 号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
議案第62号	平成 2 8 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
議案第63号	平成 2 8 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
議案第64号	平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
議案第65号	平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
議案第66号	平成 2 8 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
議案第67号	壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について	省 略	原案のとおり可決 (9 / 2)
議案第68号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 21)
認定第 1 号	平成 2 7 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会 認 定	認 定 (9 / 21)
認定第 2 号	平成 2 7 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 21)
認定第 3 号	平成 2 7 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 21)
認定第 4 号	平成 2 7 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 2 1)
認定第 5 号	平成 2 7 年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 2 1)

平成28年壱岐市議会定例会 9 月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
認定第 6 号	平成 2 7 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 2 1)
認定第 7 号	平成 2 7 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 2 1)
認定第 8 号	平成 2 7 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 2 1)
認定第 9 号	平成 2 7 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 2 1)
認定第10号	平成 2 7 年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 2 1)
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9 / 2 1)
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9 / 2 1)
要望第 1 号	壱岐・唐津 3 0 Kmの海底送電線の早期着工の要望	産業建設常任委員会 採 択	採 択 (9 / 2 1)
要望第 2 号	男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	産業建設常任委員会 不採択	不採択 (9 / 2 1)
要望第 3 号	地球温暖化防止対策のために四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望	産業建設常任委員会 継続審査	
平成 2 7 年 要望第 5 号	「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望	産業建設常任委員会 採 択	採 択 (9 / 2 1)
発議第 6 号	「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (9 / 2 1)

平成28年壱岐市議会定例会 9 月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	3	3				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	6	6				発議(意見書)	1	1		
その他	3	3				決議・その他				
報告	5	5				計	1	1		
決算認定 (内、前回継続)	1 0	1 0				請願・陳情等 (内前回継続)	4(1)	2(1)	1	1
計	2 7	2 7				計	4(1)	2(1)	1	1

平成28年壱岐市議会定例会 9 月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議 員 氏 名	質 問 事 項	質問の相手	ページ
9 月 8 日 木	1	呼子 好	市長選挙に於反対業者に対する入札資格者除外措置について 福岡事務所の機能強化について	市 長 市 長	70～78
	2	市山 繁	芦辺中学校の校舎建て替え用地について イルカパークの運営状況について	市長、教育長 市 長	78～90
	3	赤木 貴尚	壱岐市総合戦略について 移住定住対策について	市 長 市 長	91～105
	4	田原 輝男	大谷スポーツ施設について スクールバスについて 道路整備について 唐津～長崎路線レインボーについて	市長、教育長 教育長 市 長 市 長	106～119
9 月 9 日 金	5	音嶋 正吾	本市の創生戦略について 1 通の投書の真偽について	市 長 市 長	122～133
	6	深見 義輝	国境離島について 安全な街づくり 活気ある産業 優しい教育	市 長 市 長 市 長 教育長	133～144
	7	中田 恭一	住宅リフォーム補助金の今後 まちなみ改修補助金の今後 勝本港埋立ての是非は 歳入対策委員会へ期待	市 長 市 長 市 長 市 長	144～151

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成28年 9 月 2 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	8 番 市山 和幸 9 番 田原 輝男
日程第 2	審議期間の決定	20日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 説明
日程第 5	報告第 9 号	平成 2 7 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について 農林水産部長 説明
日程第 6	報告第10号	平成 2 7 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について 総務部長 説明
日程第 7	報告第11号	平成 2 7 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第 8	報告第12号	平成 2 7 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第 9	報告第13号	平成 2 7 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 財政課長 説明
日程第10	議案第59号	壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について 総務部長 説明
日程第11	議案第60号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について 農林水産部長 説明
日程第12	議案第61号	平成 2 8 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 4 号) 財政課長 説明
日程第13	議案第62号	平成 2 8 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) 保健環境部長 説明
日程第14	議案第63号	平成 2 8 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) 保健環境部長 説明
日程第15	議案第64号	平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) 建設部長 説明
日程第16	議案第65号	平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) 建設部長 説明
日程第17	議案第66号	平成 2 8 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第 1 号) 農林水産部長 説明
日程第18	認定第 1 号	平成 2 7 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について 財政課長 説明

日程第19	認定第2号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第20	認定第3号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第21	認定第4号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第22	認定第5号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第23	認定第6号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第24	認定第7号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民部長 説明
日程第25	認定第8号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長 説明
日程第26	認定第9号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長 説明
日程第27	認定第10号	平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について	建設部長 説明
日程第28	議案第67号	壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について	市長 説明・質疑・討論 採決
日程第29	要望第1号	壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望	資料のとおり
日程第30	要望第2号	男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	資料のとおり

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
6 番 町田 正一君	7 番 今西 菊乃君
8 番 市山 和幸君	9 番 田原 輝男君
10 番 豊坂 敏文君	11 番 中田 恭一君
12 番 久間 進君	13 番 市山 繁君
14 番 牧永 護君	15 番 深見 義輝君
16 番 鵜瀬 和博君	

欠席議員（１名）

５番 小金丸益明君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	安永 雅博君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	中上 良二君	会計管理者	平田恵利子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか２名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着・ネクタイの着用は各位の判断に任せることとしておりますので、よろしくお願いします。

小金丸益明議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は１５名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成２８年壱岐市議会定例会９月議会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、市山和幸議員、9番、田原輝男議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間につきましては、去る8月31日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営副委員長に対し協議結果の報告を求めます。町田議会運営副委員長。

〔議会運営副委員長（町田 正一君） 登壇〕

○議会運営副委員長（町田 正一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成28年竜崎市議会定例会9月会議の議事運営について協議のため、去る8月31日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から9月21日までの20日間と申し合わせをいたしました。

本定例会9月会議に提案されます案件は、報告5件、条例の制定1件、条例の廃止1件、平成28年度補正予算関係6件、決算の認定10件、その他1件、諮問2件の合計26件となっております。また、要望2件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

9月5日、6日は休会としておりますが、議案に対する質疑並びに予算、決算に関する発言の通告をされる方は、9月5日月曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

9月7日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は、できる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第61号平成28年度一般会計補正予算（第4号）及び認定第1号平成27年度竜崎市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員会を設置して審査すべきことを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

また、予算及び決算について質疑される場合においても、特別委員長宛てに質疑の通告を提出されるようあわせてお願いいたします。

9月8日、9日の2日間で、一般質問を行います。

9月13日に各常任委員会を開催し、9月14日は予算特別委員会、9月15日、16日は決算特別委員会を開催いたします。

9月20日は、議事整理日として休会し、9月21日に本会議を開催し、各委員長の報告を受

けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、議案第67号壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定については、委員会付託を省略し、全員審査を行い、質疑終了後に討論、採決を本日よりいたします。

また、本定例会の審議期間中に、人事案件2件が追加議案として提出される予定であります、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、平成28年壱岐市議会定例会9月会議の審議期間、日提案であります。

円滑な運営にご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

〔議会運営副委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。9月会議の審議期間は、議会運営副委員長の報告のとおり、本日から9月21日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は、本日から9月21日までの20日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成28年壱岐市議会定例会9月会議に提出され、受理した議案等は24件、請願・陳情等2件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る8月3日、対馬市におきまして開催された長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会、平成28年第1回に出席をいたしました。

会議では、平成28年2月から7月までの会務報告、平成27年度の決算報告が行われ、原案のとおり承認されたところであります。

次に、8月18日、平戸市におきまして開催された平成28年度長崎県市議会議長会臨時総会に出席をいたしました。

会議では、平成28年度前期の事務報告が行われ、各市から提出の21議案及び九州市議会議長会、長崎県13市共同提出の2議案について審議がなされ、それぞれ可決、決定がなされたところであります。

壱岐市議会からは、「クロマグロの産卵期における漁獲制限について」と「離島航路における

海上高速交通体系の維持について」の2議案を提出しております。

翌19日には、長崎県市議会議長会議員研修会が開催され、山梨学院大学教授の江藤俊昭先生をお招きし、「住民自治のための議会改革～その条件とは？」と題した講演が行われました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、8月9日、長崎市におきまして開催された長崎県離島三市二町及び佐世保市・西海市議会国境離島特別委員会連絡協議会に今西委員長と私が出席をいたしました。

会議では、連絡協議会規約の決定、国境離島新法に関する要望書の決定がなされたところです。

次に、8月16日、長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に土谷議員が出席をされております。

次に、8月25日から26日にかけて、長崎市で開催された第15回全国病院事業管理者・事務責任者会議に市山繁議員、市山和幸議員が出席をされました。

それぞれの会議の詳しい資料につきましても、事務局に保管をしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、8月26日開催いたしました壱岐市子ども議会につきましても、市内中学生の代表16名の議員に対して任命書を交付し、「私たちのまちを良くするために」をテーマとし、壱岐市が今後取り組まなければならないさまざまな課題について質問、提言を行うなど、壱岐の将来を見据え考えたすばらしい子ども議会であったと思います。

今後においても、学校を初め、関係機関の御理解と御協力をいただきながら、次回開催に向けて努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今定例会9月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長、代表監査委員に説明員として出席を要請をしておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成28年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項及び、今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、国境離島新法に係る取り組みについてでございますが、これまで、国への施策提案に向

けて、市民皆様からのアイデア募集を官民一体となって進めてまいりました。今後は、国の基本方針や県による計画策定に向けて、集められたアイデアを具現化するため、去る8月31日に壱岐市国境離島新法協議会を設立いたしました。本協議会は、民間と市議会と市が一体となり、壱岐地域社会を維持するための具体的施策についての協議や、国・県への要望活動などを行っていくことといたしております。

次に、**小中学生の全国大会等での活躍について**でございますが、8月20日に神奈川県の日産スタジアムで開催された「第32回全国小学生陸上競技交流大会」に長崎県代表として出場した渡良小学校の竹下紘夢君が、5年男子の100メートルの部において、13秒49の好記録で4位入賞を果たしております。また、同大会の共通女子走り幅跳びの部に出場した盈科小学校6年生の長岡幸奈さんが、4メートル29センチの記録で17位という好成績を残しました。

また、8月10日から12日に東京体育館等で開催された「ファミリーマートカップ第36回全国日本バレーボール小学生大会」男女混合の部に出場した三島小学校ジュニアバレーボールクラブは、2次予選で惜しくも敗退いたしました。1次予選を2戦2勝とするなど、全国の強豪相手に一步も譲らない活躍を見せてくれました。

さらに、7月2日、3日に大村市で開催された「長崎県スポーツ少年団軟式野球交流大会」で準優勝して、九州大会への出場権を獲得した勝本少年野球クラブが、8月12、13日に鹿児島市で開催された「第36回九州ブロックスポーツ少年団軟式野球交流大会」において素晴らしい活躍を見せ、決勝戦で熊本県のチームに敗れましたが、見事、準優勝に輝いております。

壱岐の将来を担う子供たちの健やかな成長は、私の心からの願いであり、今回の全国大会、九州大会での素晴らしい活躍を大変うれしく思うと同時に、この経験が自信へとつながり、みずから成長させる大きな糧となることを期待いたしております。

離島球児の夢舞台「国土交通大臣杯第9回**全国離島交流中学生野球大会**」通称「離島甲子園」が、去る8月22日から25日まで島根県隠岐の島町で開催されました。壱岐市選抜チームは、第1回戦が不戦勝、第2回戦で北海道奥尻島「青苗・奥尻中学校」に2対1で勝利しましたが、第3回戦で沖縄県「石垣島ばいーぐるズ」に3対4で惜しくも敗れました。ベスト8にとどまりはしましたが、見事なチームワークですばらしい試合を行ってくれました。

島外との交流機会が少ない全国の離島の中学生が一堂に会する本大会に参加した壱岐市選抜チームは、野球を通じた島と島の交流により、友情を育み、夢と希望と勇気を持つことの大切さを実感できたことと思います。

次に、**NHKラジオ番組「ふるさと自慢うた自慢」の開催について**でございます。壱岐の島ホールの落成20周年を記念し、11月25日にNHK長崎放送局及び本市の主催により、同ホールにおいて壱岐の島ホール落成20周年記念NHKラジオ番組「ふるさと自慢うた自慢」を

開催いたします。

ゲストに、歌手の橋幸夫さんと門倉有希さんをお迎えし、地元の男性と女性の各グループがチーム対抗でふるさと自慢を繰り広げるとともに、カラオケで歌を歌い競い合うという番組内容で、ゲスト歌手2人の歌謡ショーもお楽しみいただきます。放送日は未定であります。全国に壱岐市をPRする絶好の機会でありますので、御決定いただきましたNHK様に心から感謝申し上げます。観覧申し込み等詳細につきましては、既にNHK長崎放送局及び壱岐市ホームページで周知いたしておりますけれども、後日、広報紙等でもお知らせいたします。

次に、**国際交流人口拡大の策としての国際化推進班の新設について**でございます。近年、人流・物流・情報が国境を超えて動くグローバル化が世界的に進展し、各国経済の相互依存度が高まる中、我が国においても、外国人観光客や在留外国人数の増加等、グローバル化の波が押し寄せております。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、今後、外国語教育、国際理解教育、外国との経済・文化交流、地域における国際交流行事など、地域の国際化を推進する必要性が一層高まることが予想されます。本市におきましても、現在、諸外国とのかかわりがふえつつあり、外国人居住者や外国人観光客数も徐々に増加をしております。

一方で、国際交流行事や市民皆様が外国人と交流する機会が限られており、海外における本市の知名度が低いという現実があります。壱岐は、食、自然、歴史・文化遺産等、豊富な観光資源を有しており、インバウンドの増加によって、壱岐の魅力を世界各国へ拡散してもらえる大きな可能性があるものと考えております。

そのような現状と課題を踏まえ、国際交流業務の受け皿、対外的な業務や対外発信、さらにはグローバル化の漸進的な推進を担う部署を設置することが必要と判断し、9月1日から企画振興部地域振興推進課内に国際化推進班を新設いたしました。

同班は、観光商工課と連携し、インバウンドの強化に関する業務も支援させることといたしております。国際化推進班に発令、または、兼務発令を受けた職員は、笹原副市長の提案により発足した国際化推進チームのメンバーとなっており、可能な限り国際関連業務に従事させることで、当該分野の人材育成も図っていく所存であります。

本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から7月末までの乗降客数累計は38万1,295人、対前年比99.6%でありました。4月に発生した熊本地震の影響もあり、5月と6月は対前年比で87%程度まで落ち込みましたが、7月は対前年比で112.4%と急回復しております。この夏の好天もあり、8月の実績を期待しているところでございます。

JR九州の長崎デスティネーションキャンペーンについては、10月1日に長崎駅と博多駅で開催されるオープニングイベントを皮切りに、12月までの期間で実施されます。県内全市町P

Rの相乗効果によるキャンペーン期間中の観光客数の増加に期待しております。

10月20日と21日には、本市において、旅行会社の仕入れ企画造成担当者を対象に年2回開催されている長崎県観光情報説明会が開催されます。関西・中国・四国・九州地区の旅行会社に対し、今回は、平成29年度上期における観光情報説明会となっており、この好機に壱岐の魅力を最大限発信してまいります。

また、新たな取り組みとして、10月8日から9日まで、1泊2日の行程で「サンクチュアリ壱岐」、直訳すると「聖域の壱岐」という意味になりでしょうか、と題したコスプレツアーが実施されます。コスプレイヤーの方々が「実りの島、壱岐」を訪れ、撮影を楽しんでいただくことにより、壱岐の新たな情報発信につながるものと期待をいたしております。

さらに、10月25日には、モンゴル国のビルグーンオンダラガ歌舞団23名による公演を、壱岐の島ホールにて計画をいたしております。今回の公演は、平成26年にモンゴル国と日本の文化交流協定から40周年を迎え、平成27年に元寇に関する撮影が元寇ゆかりの地である壱岐市を初め、日本各地で行われた御縁で今回の公演に至っております。多くの市民皆様に御来場いただきたいと存じます。

観光施設のイルカパークでございますが、平成7年に開園し22年目を迎えております。イルカパークについては、施設が閉鎖的海域であることから、平成13年にしゅんせつ工事を実施しておりますが、それから15年が経過しておりまして、しゅんせつの必要があることから、今回、しゅんせつにかかる所要の予算を計上いたしております。

さて、10月2日開催の壱岐ウルトラマラソンの申し込みは、8月26日に応募を締め切り、福岡県235人、長崎県118人、この中には市民ランナーも20名以上登録されているのではないかと考えておりますけれども、長崎県118人を初め、北は北海道から南は沖縄まで、35都道府県から100キロ385人、50キロ230人、計615人の参加が決定いたします。ボランティアにつきましては、島外からも48人の応募があっており、現在、市内のボランティアの方も募集をしているところでございます。

また、島内の学生には、小学生に1キロごとに立てる距離表示ののぼり、あと何キロというのぼりでございますが、そののぼりに応援メッセージを、中学生には当日の給水所等の運営のお手伝いを、高校生には参加選手への手紙を書いていただき、選手への激励を行うようにいたしております。

招待選手として、2014年100キロウルトラマラソン世界選手権第2位で長崎県出身の望月千幸選手、若い世代に人気の歌手グループであるソナーポケットのeyeronさんに選手と一緒に走っていただき、大会を盛り上げていただくようにいたしております。

また、前回御報告いたしましたレオパレス21様を初め、富士ゼロックス様、JTB九州様、

大塚製薬様等、多くの企業にも御協賛いただき、さまざまな面で御支援いただいております。

壱岐全島を舞台としたイベントでありますので、市としても大会の成功に向け、万全の体制で取り組んでまいります。関係機関・団体皆様に御理解、御協力をお願いを申し上げます。

ふれあい交流事業につきましては、本年も、壱岐市在住の独身者に対して適切な出会いの機会を創出することにより、成婚を促し、人口減少に歯どめをかけることを目的として、11月5日から6日にかけて「第4回イキイキお結び大作戦」と題して婚活イベントを計画しております。昨年は男性19人、女性18人の参加で、カップル成立数は14組であり、そのうち1組が東京の女性と成婚に至っております。今回も多くのカップルが誕生することを期待をいたしております。

また、市民向けセミナーにつきましては、結婚応援隊向けの内容も計画いたしておりますので、多くの皆様に御参加いただけるよう周知を図ってまいります。

生涯活躍のまち推進プロジェクトについては、元気な中高年齢者の移住を促進することにより、人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図る、いわゆるCCRC、生涯活躍のまち構想であります。本市も壱岐市版生涯活躍のまちの実現を目指すべく、基本指針、実施計画の策定業務に係る費用を地方創生推進交付金に申請しておりましたところ、このたび採択されましたので、今回、所要の予算を計上いたしております。

今後、関係機関に参画いただいた推進協議会を設立し、本市の方向性を示す基本指針と、実現するための詳細計画を載せた実施計画を、関係者の意見を踏まえ策定するようにいたしております。

若い世代の移住施策とともに、生涯活躍のまちについても積極的に取り組む所存であります。

福岡市・九州離島広域連携事業についてでございますが、本年3月に発足した福岡市・九州離島連携協議会ではありますが、去る7月18日に福岡市天神の岩田屋前広場においてキックオフイベントを実施し、本格的に事業を開始しております。

「離島」という字は「離れる」「島」と書き、寂しい感じがいたします。これを、離れる島の「離島」から、訪れた人がR e - f r e s h（元気を回復する）、島に人がR e - t u r n（帰ってくる）、新しい島の未来がR e - b o r n（生まれ変わる）の、「R eの島」と書いて「R e島」を合言葉に「R e島プロジェクト」として事業を実施しており、早速「R e島チャンネル」というホームページを立ち上げ、福岡を起点とした各島への旅行商品の販売を開始いたしております。

また、「R e島ムービー」として各島の「人」に着目した宣伝用映像を作成いたしましたところ、大変好評を得ております。

今後は、各種メディアとタイアップしたPR事業や海外向け広報等も実施することといたして

おります。

次に、**産業の振興について**でございますが、まず、農業の振興について。ことしは、平年より1日早い梅雨明けとなり、7月14日から8月27日まで45日間ほとんど降雨がなく、農業用ダム・ため池については、貯水率が54.1%となっておりましたが、8月28日から29日にかけて100ミリ程度の降雨がございました。貯水率も改善し、ひとまず安心しております。

きのう発生した台風12号については、雨の欲しい時期ではありますが、農作物や施設への影響を心配しており、十分注意を払っていただきたいと考えております。

こうした中、本年産の葉タバコは、成熟期の天候不順による立ち枯れ病、一部の圃場における原因不明の生育不良等により、10アール当たり210キロの収量見込みと伺っており、10月に葉タバコ収納が予定されております。

水稻につきましては、早期水稻は大きな病虫害被害等もなく、昨年と同程度の収量が見込まれております。普通期水稻は農業用ダム・ため池が十分な貯水率まで回復しておらず、水不足による被害が心配されますので、関係機関連携して管理指導等を行ってまいります。

肉用牛につきましては、去る8月1日、2日に開催された子牛市において、子牛取引価格が市場開設以来の高値を記録しております。平均価格が6月市と比較して、1頭当たり約1万円高の83万3,000円となっており、あわせて去勢の平均価格についても市場開設以来の高値を記録しております。しかしながら、高齢化、後継者不足等による繁殖牛の飼養頭数が減少しておりますので、今後も産地維持のため、繁殖基盤の強化に努めてまいります。

7月発生 of 農地及び施設災害につきましては、10月3日から7日に査定が行われるようになっておりますので、査定後、早急に事務手続を進め、復旧工事に着手してまいります。

水産業の振興につきましては、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年と比較いたしますと、漁獲量は1,124トンで15.7%の減、漁獲高は9億6,800万円で17.5%の減となっております。

また、正組合員数は、昨年より30名減の987名となっており、漁獲量、漁獲高ともに減少しております。漁家経営は大変厳しい状況が続いておりますが、水産業の振興を図るため、今後とも漁業者の皆様、そして、各漁協を初め関係機関と連携を図り、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

今回、県営事業による芦辺漁港、大島漁港、郷ノ浦港、勝本港、印通寺港の整備・改修工事にかかる負担金について、所要の予算を計上をいたしております。

商工業の振興と雇用対策につきましては、7月21日に、昨年に引き続きハローワーク及び県との合同で、高校2、3年生を対象に、卒業後の進路選択の参考と、地元就職を促進することを目的として、合同企業説明会を開催いたしました。昨年は市内5社の企業の参加でありましたが、

本年は、市内9社の企業、生徒32名、保護者17名、合わせて90名の参加があり、第1部では各企業からの説明、第2部では各企業ブースにそれぞれ移動し説明、質疑が行われたところがあります。生徒皆さんからは、企業の内容や生の声が聞けてよかった、保護者皆様からは、今後も続けてもらいたい等の要望もあり、本事業を引き続き実施するとともに、企業への支援等を含め、雇用の確保に全力で取り組んでまいります。

7月30日には、株式会社レオパレス21の壱岐サービスセンターの開所式があり、新たに22名の方が雇用されております。平成19年度に壱岐コールセンターを開設、そして、今回の新たなセンターを開設いただき、雇用促進に多大な御貢献をいただいております。

しま共通地域通貨事業「しまとく通貨」については、10月までは旅行商品に組み込まれるバラ券のみとなっておりますが、11月からはセット券の販売も開始されます。また、10月から電子化されるようになっており、より利便性が高まるものと期待をいたしております。

次に、ねんりんピックの通称で親しまれている**全国健康福祉祭**が、本年10月15日から18日までの4日間、長崎県内15カ所で開催されます。壱岐市におきましては、ウォークラリー交流大会の開催地となっており、10月15日に代表者会議及び開始式、翌16日に交流大会を原の辻遺跡をメインとしたコースで開催します。高齢者の部につきましては、全国から40チーム、200名の参加が決定しております。一般の部については、20チーム、100名程度を予定し、9月15日を申し込み期限に募集しておりますが、現在5チームの申し込みにとどまっておりますので、老人クラブや各種団体に要請し、参加者の確保に努めてまいります。

また、運営に当たっては、関係機関や団体の協力はもちろん、市内の中学生による高齢者の部のチームのアテンダーや高校生によるドリンクサービス、各小学校の児童による激励ポスターの作成などの協力もいただき、壱岐市を挙げて全国からの参加者をおもてなしの心で温かく迎えてまいります。

次に、**幼保連携型認定こども園**についてでございますけれども、幼児教育の質の向上と量の確保を図るとともに、効率的な施設運営を行うため、石田町へ幼保連携型認定こども園を設立いたします。

計画では、予定地を石田保育所の南側にある現テニスコートとしており、石田保育所は保育部分を現行のまま運営し、幼稚園部分を新設するため、敷地整備のための設計及び工事を行うこととしております。

また、本整備工事に伴い、テニスコートを石田中学校校舎裏に移転整備することとしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

介護ロボット導入事業についてでございますが、本市においては、3人に1人が高齢者という状況の中で、介護保険事業は制度発足時から比較すると、介護サービス利用者で1.5倍、サー

ビスに係る費用額で1.7倍の伸びとなっており、今後、介護従事者の確保と定着を図る取り組みが急務となっております。

このような状況の中、本事業は、国庫補助事業を活用した介護ロボット（見守り支援ベッドシステム）を市内の介護老人保健施設において導入し、介護従事者の負担の軽減を図るとともに、市内における活用実証モデルとして他の介護サービス事業者への周知と働きやすい職場環境を整備し、介護従事者の確保を図る目的で実施するものであり、今回、所要の予算を計上いたしております。

予防接種事業につきましては、B型肝炎について、少数ながら小児における水平感染や集団感染が報告されていること等から、予防接種によって人から人への感染機会を減らすことを目的に予防接種施行令等の改正が行われ、本年10月から定期予防接種（A類疾病）の対象疾患に追加されたところであります。

対象者につきましては、平成28年4月以降に出生した者で生後1歳に至るまでの間にある者となっております。予防接種を行うことで、伝染の恐れのある疾病の発生及び重症化の防止、さらにはその蔓延を防ぐことで公衆衛生の向上や増進に寄与するものであり、壱岐医師会の御協力を得て10月1日から実施するため、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、建設関係でございますが、まず、**道路、河川等の整備について**でございます。市道整備について、6月補正において道路整備工事に必要な予算を計上いたしましたが、さらなる経済対策の一環として、市道の維持補修工事及び、単独で行っている市道の改良工事等の早期完成を図るため、今回、所要の予算を計上いたしております。

水道水源の現状につきましては、梅雨明け後、雨量計で確認するほどの降雨がない状況が続いておりましたが、8月28日によりやく恵みの雨が降りました。水道水源のダム貯水率は、8月末現在、平均しておおむね87%であり、今のところ余裕がございます。これは、梅雨時期に昨年の約1.3倍の雨が降り込んだことが幸いしているものと考えております。

また、夏場の猛暑続きで藻類の発生を心配しておりましたが、貯水量に余裕があることなどから、例年になく少ない現状であります。

平成25年7月に芦辺地区、また、平成26年7月に沼津柳田地区の給水区域で発生した異臭味の対策につきましては、平成26年度に芦辺浄水場、平成27年度に郷ノ浦浄水場に生物活性炭処理設備を導入し、臭気物質の除去対策を行ってまいりました。

ことしも高温少雨傾向が続いておりますが、異臭味の被害はなく、活性炭処理設備導入の効果があらわれていると捉えております。

今後も、水道水の安定した供給に鋭意努めてまいりますので、市民皆様の大切な水源として、節水への御協力をお願いいたします。

次に、教育関係でございますが、**芦辺中学校の校舎建てかえ用地**については、さきの6月会議で御報告しておりましたが、より安全で安心して学べる教育環境の視点で、改めて建設予定地の見直しを含めた検討に入ることを教育委員会から報告を受けたところであります。

教育委員会において、芦辺町内の小中学校のPTA、保護者、地域の代表32名による校舎建て替え用地選定委員会を設置するとともに、7月5日から8日にかけて芦辺町内の小中学校7校で説明会を行い、あわせてアンケートを実施しております。

7月26日に開催した校舎建て替え用地選定委員会では、アンケート結果をもとに審議され、用地については、旧那賀中学校とする考えにまとまりました。この審議結果の報告書が、翌27日に教育委員会に提出されましたので、教育委員会は直ちに会議を開き、協議結果が報告されました。その内容については、既にお知らせしておりますが、校舎建てかえ用地は旧那賀中学校とすること、校舎の建設についての検討事項が付記されていたことは御承知のとおりであり、本事業の進め方について、現在、教育委員会と協議を進めております。

旧那賀中学校は、閉校後6年近くになり、普通教室や特別教室等の教材設備の利用停止や、利活用のため一部撤去している実情があります。また、普通教室が4教室不足するため、校舎の増築が必要となりますが、増築のための校地の広さも十分とは言えず、増築した場合は、教室の配置が窮屈になるなど、学習環境には不安が残ります。

このように、校舎の改修を含めた耐震補強工事と増築工事とでは、生徒たちにとって、よりよい教育環境とは言い難い課題も抱えております。生徒たちの学習環境を充実させることを第一義に考え、本事業における校舎の建てかえについては、現校舎を解体、撤去し、校舎を新築することにより、不足する教室数は確保され、教育環境も整備されると判断をいたしております。

議員皆様を初め、市民皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

さて、さきの議会においても議論となっておりました壱岐市立小・中学校消防用設備改修工事に係る入札執行事務並びに、壱岐市立芦辺小学校校舎改築工事設計業務に係る完成払支出負担行為等事務について、その不適正な事務処理により、公共工事に対する信用の失墜と、市民及び学校、議会運営に多大な混乱と影響を及ぼしたことに對しまして、市民皆様に心からお詫びを申し上げます。

今回の件に係る関係職員の処分につきましては、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分として、担当係長を減給10分の1の1カ月、当時の課長補佐及び担当課長を減給10分の1の3カ月、教育次長を減給10分の1の2カ月、教育長を減給10分の1の3カ月とする処分決定がなされ、本日付で処分書の交付を行っております。

処分量定の判断につきましては、それぞれの事案について個別に審査し、消防用設備改修工事の入札執行事務については減給10分の1の1カ月、芦辺小学校校舎改築工事設計業務について

減給10分の1の2カ月として、事務の不適正処理及び管理監督責任に対して、それぞれの職務職責により判断し、決定をいたしております。

なお、教育長の給料月額は条例で規定されておりますので、その処分の効力を実施させるため、今回、教育長の給与の特例に関する条例の制定について、議案を提出をいたしております。

このような事案が発生したことに、重ね重ねお詫び申し上げますとともに、今後は市民皆様の信頼を回復するために、再発防止に全力で取り組んでまいります。

次に、**防災・消防・救急**についてでございますが、まず、**防災・防犯**について。7月12日から13日にかけて発生した大雨は、1時間雨量最大で約35ミリ、降り始めからの総雨量は175ミリを記録いたしました。気象庁と県が発表する土砂災害警戒情報等をもとに、勝本町全域と郷ノ浦町沼津地区に避難勧告を発令し、4カ所の避難所に7世帯10名の方が避難されました。今回の避難勧告は、竜崎市で初の発令となりましたが、異常と言える天候が続発している近年の気象状況からすると、今後も大雨等が起こる可能性が高いと考えられます。

市民皆様には、避難勧告等が発令されてから慌てることがないように、日ごろから自宅の立地状況や危険箇所、避難場所の確認等をお願いいたします。

なお、今回の大雨により、道路災害22件、河川災害2件、林地災害28件、農地災害111カ所が発生しておりますが、幸い人的被害は発生しておりません。今後も関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいります。

また、竜崎市社会福祉協議会と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を、8月1日に締結しております。福祉避難所とは、特別な配慮が必要な高齢者や障がい者の方々への体制を整備した避難所のことであり、今後、災害時には必要に応じて、竜崎市社会福祉協議会の各事業所に福祉避難所を設置していただくこととなります。

10月10日には、平成28年度長崎県原子力防災訓練が、本市を含めた県内4市と長崎県、佐賀県、福岡県の3県合同で開催されます。玄海原子力発電所での放射能漏れ事故を想定し、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置・運営訓練、緊急時モニタリング訓練、原子力災害医療訓練、広報訓練、住民の避難・誘導訓練、島外への広域避難訓練などを実施する予定となっております。このような実践的な訓練を積み重ねながら、原子力防災対策に関係機関とも連携して取り組んでまいります。

市民皆様におかれましては、あらゆる災害へみずからの備えを行っていただきますとともに、地域における防災力の向上に向け、自主防災組織の結成や育成等について、今後も御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、防犯についてですが、特殊詐欺、いわゆる振り込め詐欺等による被害は、全国、県内とも甚大なものとなっており、本市においても、平成26年に1件1,000万円、平成27年に

は3件300万円の被害が発生しております。

また、特殊詐欺の予兆電話も多発しており、高齢者を狙った悪質な犯罪が急増している状況です。このような中、昨年度から壱岐警察署において、電話の発信者に対して通話内容を録音する旨の警告を流す、特殊詐欺被害防止装置100台を貸し出して、被害の防止を図っております。この装置は警察に返却しなければなりません、使用した高齢者の7割が継続して設置を希望しているとのことでございます。

今後、特殊詐欺被害防止装置の普及による詐欺被害の防止とともに、住民の防犯に対する意識高揚を図るため、特殊被害防止対策機器購入費の補助制度を創設することといたしております。

消防・救急についてでございますが、この夏は全国的な猛暑となり、市内で8月末現在、24名の熱中症による患者を救急搬送をいたしております。今後も残暑が厳しいことが予想されますので、市民皆様におかれては、こまめな水分補給を行うなど、体調管理に十分留意していただきますようお願いいたします。

去る8月7日に大村市の長崎県消防学校で開催された「第33回長崎県消防ポンプ操法大会」において、ポンプ車の部で芦辺地区第1分団が県大会11連覇を達成、小型ポンプの部で郷ノ浦地区第7分団2部が準優勝の栄に輝きました。これまで御支援、御声援いただいた議員各位、市民皆様に厚く御礼を申し上げます。

9月9日の「救急の日」には、壱岐医師会を初め、救急医療機関の御協力を得て、救急訓練を実施し、救急医療関係者の連携強化及び意識の高揚を図ってまいります。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本議会に提出した**補正予算**の概要は、一般会計補正総額5億8,497万円、各特別会計の補正総額1億290万5,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は6億8,787万5,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は238億276万1,000円で、特別会計につきましては、110億2,555万8,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、平成27年度各出資法人の経営状況等にかかる報告4件、平成27年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の制定・廃止にかかる案件2件、新たに生じた土地の確認等の案件1件、予算案件6件、平成27年度各会計決算認定10件であります。

案件の詳細については、担当部長、課長等から説明をさせますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また、政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とい

たします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで行政報告を終わります。

日程第5．報告第9号～日程第27．認定第10号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、報告第9号平成27年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告についてから日程第27、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまで、以上23件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしております報告及び議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 皆さん、おはようございます。報告第9号平成27年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

平成27年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。本日の報告でございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページ、3ページをお開き願います。2ページは、役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。3ページには事業報告でございます。27年度の事業概要は、アワビ種苗4万5,000個を壱岐市栽培センターより購入し、各漁協9,000個ずつ放流をいたしております。

財源の内訳ですが、利息0.28%で、基金運用益196万5,369円、助成金として県から28万円、市から14万円、漁協の負担金として各漁協より2万8,000円の5漁協で14万円となっております。また、法人会計より14万7,631円を振りかえまして、合計267万円3,000円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。6ページは貸借対照表でございます。資産の部であります。流動資産が19万2,919円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億19万2,919円でございます。7ページは貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。8 ページは、正味財産増減計算書でございます。9 ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては、普通預金利息と繰越金を財源といたしております。今年度の繰越金は、1 億円を除きますと1 9 万 2, 9 1 9 円となります。支出の面で管理費の3 万 3, 5 7 0 円は、公益法人研修会旅費及び印紙料等でございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。1 0 ページは附属明細書、1 1 ページには財産目録を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第9号について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。

それでは、報告第1 0 号平成2 7 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明をいたします。

地方自治法第2 4 3 条の3 第2 項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社につきましては、地方自治法施行令第1 5 2 条第1 項第3 号に規定する法人で、経営状況の報告をさしていただくものでございます。

報告書の表紙をおめくりいただきたいと思います。

1 ページは、庶務報告で、官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2 ページ目でございます。（3）の株式でございますが、資本金1, 0 0 0 万円2 万株で、そのうち、4 6 0 万9, 2 0 0 株が壱岐市の出資で、出資比率は4 6 %となっております。

3 ページ目をお開きください。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計4 0 7 万8, 4 5 3 円で、固定資産合計1, 0 6 4 万7, 8 4 0 円で、資産合計は1, 4 7 2 万6, 2 9 3 円となっております。負債の部については、負債合計3 7 万7, 0 0 4 円で、その内訳につきましては、あともって御確認いただきますが、7 ページの主要勘定残高明細書の（4）未払金及び（5）の預り金でございます。資産の部については、株主資本合計1, 4 3 4 万9, 2 8 9 円で、負債純資産合計は、資産合計と同額の1, 4 7 2 万6, 2 9 3 円でございます。

4 ページをお願いします。損益計算書でございますが、売上総利益が1 4 3 万2, 4 4 0 円、販売費及び一般管理費1 7 7 万5 2 8 円で、営業利益はマイナスの3 3 万8, 0 8 8 円となっております。その内訳につきましても、あともって御確認をいただきますが、9 ページの営業損益内訳書に記載をしております。営業外収益は、雑収入が2 5 万円で、長崎県空港活性化推進協議会補

助金でございます。受取利息は預金利息の712円を足しまして、営業外収益合計が25万712円となります。経常利益のマイナス8万7,376円から法人税を含めまして、当期純利益がマイナス24万1,376円となります。

次に、5ページ目をお願いいたします。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,459万1,000円、当期変動額の合計がマイナス24万1,000円で、当期末残高が1,435万円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ページは営業損益内訳書、最後のページは監査報告書でございます。

以上で、報告第10号平成27年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 報告第11号及び第12号につきまして御説明させていただきます。

報告第11号平成27年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社への予算の執行の適正化等を図る観点から、公金をもって資本金等の4分の1以上、2分の1未満の出資をしている法人等について市長の調査等の対象になっており、平成28年6月29日の第33回定時株主総会で報告を受けたところでございます。

内容につきましては、第33期営業報告書を添付いたしております。

1ページをお開き願います。3、当社の経営状況の欄をごらんください。27年度の来場者数は7,063人で、前年比94.3%と減少しており、特に、主要メンバー会員の死亡、長期入院、高齢化に伴い、プレイ回数の減少が影響いたしております。売上高は約342万円減少となり、4,600万円となっております。経営見直し等によりまして、当期の純利益は40万5,617円の黒字計上となっております。

2ページをお開き願います。7番目の従業員構成は、支配人1名、フロント2名、レストラン1名、コース管理7名、合計10名で運営いたしております。

3ページをごらんください。8の会員状況、年会費の関係でございます。①会員状況で、個人会員は668名で、うち島内336名、島外183名、休眠会員149名と、法人会員は146名の、合計で814名となっております。年会費の支払い対象者は194名、払込金額は

127万8,000円でございます。平成27年度の回収率が109.79%となっております。これは、年会費が滞っている方への督促状発送等の回収対策を行ったことによるものでございます。27年度の未納者は44名で、未納額は26万4,000円となっております。現在、納付依頼通知書を発送しているところでございます。

6ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で、流動資産799万5,684円で、うち未収金400万3,840円となっておりますが、既に入金いたしております。固定資産が5,188万5,802円で、資産合計は5,988万1,486円でございます。

次に、7ページをお開き願います。負債、純資産の部でございますが、流動負債が451万7,459円、固定負債253万3,047円、負債合計は705万506円、純資産の部でございますが、株主資本が5,283万980円で、純資産の合計は同額でございます。負債及び純資産合計は5,988万1,486円でございます。

続きまして、8ページをごらんください。損益計算書でございます。表中段の売上総利益は4,394万5,273円でございます。販売費及び一般管理費は4,427万4,558円で、前年対比96.2%となっております。この詳細につきましては、9ページに掲載いたしております。営業損失額は32万9,285円となっております。営業外収益、特別利益と合わせて、税引き後の当期の純利益が40万5,617円の黒字となっております。

10ページに株主資本等変動計算書、11ページに監査報告書を添付いたしております。

以上で、報告第11号について説明を終わらせていただきます。

次に、報告第12号について説明いたします。

平成27年度一般財団法人老岐市開発公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。本日の提出でございます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社への予算の執行の適正化を図る観点から、公金をもって資本金の2分の1以上の出資をしている法人等について市長の調査対象となっているところでございます。

経営状況について御説明いたします。

2ページをお開き願います。2ページの利用状況でございますが、表1、利用状況の計の欄のとおりでございます。宿泊者数は8,135名で、前年より432名の増加、休憩者数は1万6,978名で、前年より184名増加となっております。宿泊客の増加は、旅行会社とのタイアップでの成果がつながっていることによるものでございます。

3ページをごらんください。収支についてでございますが、(1)収入の部で、予算額1億1,270万2,000円に対しまして、決算額1億6,710万847円と1,765万784円

の増、（２）で支出の部では、予算額１億１,２６３万１,０００円に対しまして、決算額１億６,０９０万６,０２１円と４,８２７万５,０２１円の増、当期計上増減額、いわゆる税引き後の当期の純利益は４９９万４,９２６円の黒字となっております。

次に、４ページをごらんください。４ページから６ページは正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は、企業の損益計算書に相当するものでございます。６ページの一番下をごらん願います。平成２８年度３月３１日現在における当一般財団法人の正味財産、いわゆる純資産の期末残高は、合計で（ａ）で３,００４万５,２９０円となっております。

次に、７ページの貸借対照表でございます。資産の部、合計で４,０９５万４,２９０円、負債の部は合計で１,０９０万９,０００円、正味財産の部は合計で３,００４万５,２９０円となっております。

８、９ページに財務諸表に対する注記、１０ページに有形固定資産明細書、１１ページに監査報告書を添付いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１１時１５分といたします。

午前１１時０３分休憩

.....

午前１１時１５分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 報告第１３号平成２７年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、平成２７年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第３条第１項による健全化判断比率の状況ですが、まず、実質赤字比率は一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支額により算出いたしますが、いずれも黒字決算をしておりますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、公営企業以外の国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、特別養護老人ホーム特別会計と、公営企業の水道事業並びに簡易水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計の全ての会計において、実質収支額が黒字決算をしておりますので、連

結実質赤字比率についても生じておりません。

次に、実質公債費比率ですが、前年度、平成26年度が3カ年平均で5.2%でありましたが、平成27年度は4.7%に、次の将来負担比率については、前年度、平成26年度が16.2%でありましたが、平成27年度は皆減となっております。いずれの比率も前年度指標を下回り、健全に推移しております。前年度の比率を下回った主な要因としては、実質公債費比率が旧壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入による病院事業に係る元利償還金が皆減になったこと、また、実質公債費比率は3カ年平均で算出されることから、前年度算定対象でありました平成24年度の単年度実質公債費比率の5.6%が算定から外れ、平成27年度の単年度実質公債費比率4.0%が算定に入ったことなどにより、4.7%まで下がっております。

また、将来負担比率が皆減となった主な要因としては、実質公債費比率と同様、旧壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入による病院事業に係る将来負担額が皆減になったこととあわせまして、平成20年度から毎年度繰り上げ償還を実施したことによる起債残高の減によるものでございます。

今後、普通交付税の合併算定が段階的縮減等により、実質公債費比率及び将来負担比率は上昇していくことが予想されますが、表の中段右側に、イエローカードとなる早期健全化基準及びレッドカードとなる財政再生基準の比率を超えることがないよう、財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況ですが、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の4つの公営企業会計におきまして、資金不足は生じておりませんので比率はございません。

なお、健全化判断比率等の概要については、資料2の平成27年度各会計決算概要の1ページ、2ページに添付しておりますので御参照願います。

以上で、報告第13号平成27年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について御説明を申し上げます。

壱岐市防災行政無線施設条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

この条例の廃止に至る経過でございます。壱岐市防災行政無線は、旧4町時代にアナログ方式で機器等の整備を行い壱岐市に引き継いだ形で、平成16年3月1日に本条例を施行しておりま

す。災害時等の緊急事項の通報や連絡、また、平常時の行政情報の伝達手段として活用しておりますが、光ケーブル網の設置にあわせて、有線告知放送設備を整備したため、各地区に一斉に放送する同報系無線については、平成２３年度より運用を停止しております。また、無線機同士で通話する移動系無線につきましては、平成２６年度から消防デジタル無線に移行しております。

このように、防災行政無線の機能は他のシステムになっておりますが、無線免許の有効期限は５年間であるため、移動系無線の保管用として有効期限である平成２８年５月３１日までとしておりましたが、この５月３１日の日をもってアナログ無線免許の廃止を行っております。

以上のような経過により、壱岐市防災行政無線施設条例を廃止するものでございます。

以上で、５９号の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第６０号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更に
ついて御説明申し上げます。

地方自治法第９条の５第１項の規定により、本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第
２６０条第１項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。本日の提出でございます。

提出理由といたしましては、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦字本居地先の郷ノ浦港の公有水面埋め立て
により生じた土地について、議会の議決を得て確認し、字の区域を変更しようとするものであり
ます。

次のページをお開き願います。１といたしましては、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦字本居３３番
４に隣接する防波堤、３３番４及び４０番５の地先、面積１１０．４１平方メートル、編入
する区域は字本居でございます。次のページに位置図と字図を添付いたしております。土地の利
用につきましては、海岸保全施設用地及び港湾施設用地として埋め立てされ、現在、春一番供養
塔前の広場となっております。

以上で、議案第６０号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 議案第６１号平成２８年度壱岐市一般会計補正予算（第４号）につ
いて御説明申し上げます。

平成２８年度壱岐市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億８、４９７万円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億276万1,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページには、第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等について、記載のとおりでございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。第2表地方債補正、1、変更、辺地対策事業債は、限度額2億6,670万円を2億9,990万円に3,320万円を増額しております。イルカパークしゅんせつ工事に充当しております。過疎対策事業債は、ハード分で限度額3億9,330万円を4億180万円に850万円を増額しております。全天候型ゲートボール場建設関連業務に充当しております。

次に、5ページの合併特例債は、限度額9億320万円を9億2,970万円に2,650万円を増額しております。石田幼保連携型認定こども園敷地造成工事並びに認定こども園整備に伴う現石田中学校テニスコートの移転を行う必要があることから、石田中学校施設改修工事としてテニスコートの整備に充当しております。次に、臨時財政対策債は、限度額6億円を5億1,290万円に8,710万円を減額しております。これは、発行可能額の確定によるものでございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。

10款1項1目の地方交付税は、今回不足する財源について普通交付税2億7,686万9,000円を増額しております。なお、本年度の普通交付税は、合併算定がえ段階的縮減の3年目となり、5割縮減のところではありますが、支所に要する経費の3年目の増額、また平成27年度国勢調査による人口の減はあるものの、人口減少団体の影響を緩和する割り増し措置が拡充されたこと、算定費用の見直し等により、対前年度0.8%減の96億9,166万3,000円に決定しております。

次に、15款2項2目民生費県補助金、重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業補助金の3,398万2,000円は、障害福祉サービス費における訪問系サービスに係る額が、国庫負担基準を超える部分についての県補助金でございます。その他、民生費、農林水産業費、土木費、教育費補助金、ほかの国・県補助事業について、内示により増減補正をしております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。18款1項1目基金繰入金、合併振興基金繰入金235万8,000円の減額は、当初予算で充当しておりました職業訓練校、松永記念館ほか、2施設の耐震診断業務に対し、国の社会資本整備総合交付金の内示があったことに伴うも

のでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。市債につきましては、4ページ、5ページの第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

まず、歳出全般について、今回、人事異動、会計間の異動に伴う職員給与費等の組み替えによる補正を行っております。給与費明細書については、32ページから33ページに記載しておりますので御参照願います。

9月補正の主要事業については、別紙資料1の平成28年度9月補正予算案概要で説明をいたします。

概要の2ページ、3ページをお開き願います。2款1項6目企画費、ふるさと応援寄附金1,191万8,000円の補正は、ふるさと納税の増額を図るため、ふるさと納税マーケティング業務委託として、首都圏、関西圏、九州圏への情報発信とカタログの5,000部の増刷、新聞広告等を行うものでございます。

同じく6目企画費、生涯活躍のまち推進プロジェクト事業1,200万円の補正は、壱岐市版生涯活躍のまちを実現するため、基本指針、実施計画の策定、機運向上セミナーの実施等を取り組むものでございます。

同じく6目企画費、ウェブアプリ開発技能者育成教育事業の2,750万円の減額補正は、地方創生推進交付金の内示に伴う減額を行っております。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。3款1項2目社会福祉施設費、全天候型ゲートボール場建設関連業務1,431万1,000円の補正は、特別養護老人ホーム建設に伴い、勝本町ゲートボール場用地を譲渡するため、勝本町かざはやにゲートボール場の代替施設を建設するための測量業務、地質調査等を行うものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。3款2項4目保育所費、石田幼保連携型認定こども園敷地造成工事1,790万6,000円の補正は、石田幼保連携型認定こども園設立のため、その敷地の整備工事を行うものでございます。

次に、5款1項3目農業振興費、新構造改善加速化支援事業729万4,000円の補正は、新規就農者への施設導入支援として、イチゴハウスを整備される新規就農者に対し、事業費1,215万7,000円の県2分の1の607万8,000円と、市10分の1の121万6,000円を補助するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。5款1項5目農地費、県営事業負担金5,191万9,000円の補正は、壱岐地区農業水利施設保全合理化事業ほか、3地区の県営事業費総額3億1,809万1,000円に対し、それぞれ9%から30%の負担分でございます。

次に、５款３項２目新水産業収益性向上活性化支援事業２５０万円の補正は、経営改善計画達成に寄与する機器導入事業費５００万円に対し、県３分の１の１６６万６、０００円と市の６分の１の８３万４、０００円を補助するものでございます。

次に、１０ページ、１１ページをお開き願います。６款１項４目観光費、イルカパークしゅんせつ工事３、６３０万円の補正は、イルカパークの堆積物の影響により、水質の悪化とイルカの生態に悪影響を及ぼしていることから、堆積物の除去を行うしゅんせつ工事と、それに伴うイルカの移設を行うものでございます。

次に、７款２項２目道路橋梁維持費、市道維持補修工事費の８、４２０万円及び７款２項３目道路橋梁新設改良費の道路改良事業単独事業の局部改良工事７、０８０万円の事業費総額１億５、５００万円を、市単独の経済対策費として補正しております。

次に、１２ページ、１３ページをお開き願います。７款２項３目道路橋梁新設改良費の県営道路整備事業負担金２、１１５万９、０００円は、県道渡良初瀬線ほか１路線の事業費総額８、７７５万円に対し、１５％の負担金１、３１６万３、０００円と、農村地域防災減災事業にかかるため池改良工事に伴う市道拡幅分の負担金７９９万６、０００円でございます。

７款４項１目港湾管理費、県営港湾整備事業負担金１、７５５万５、０００円は、郷ノ浦港湾ほか２港湾の事業費総額１億３、２２１万８、０００円に対し、１２．５％から２５％の負担分でございます。

次に、１４ページ、１５ページをお開き願います。９款３項１目、石田中学校施設改修工事１、０００万円の補正は、歳入の地方債で申し上げましたとおり、現石田中学校テニスコート用地が石田町幼保連携型認定こども園整備の敷地となることから、石田中学校テニスコートを学校敷地内にある旧テニスコートへ移転するため、旧テニスコートの改修を行うものでございます。

次に、１１款公債費、地方債元金繰上償還費は、地方財政法第７条の規定により、前年度繰越金を財源に交付税措置に影響のない公営住宅建設事業債ほか１９件の繰り上げ償還を行うもので、今回、元金１億４、１２８万７、０００円と繰り上げ償還に伴う補償金６１３万９、０００円を補正しております。

そのほか、主要事業の詳細については、資料２に記載のとおりでございます。

以上で、平成２８年度壱岐市一般会計補正予算（第４号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第６２号及び６３号を一括して説明をさせていただきます。

議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,889万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,137万6,000円、診療施設勘定の歳入歳出それぞれ23万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,410万8,000円といたします。第2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出補正予算については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入につきましては、3款1項国庫負担金として1,958万3,000円を増額しております。10款1項繰越金は、前年度からの繰越金3,639万6,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出、1款1項総務管理費につきましては、納付金の算定システムの改修費等253万2,000円を増額いたしております。3款1項後期高齢者支援金並びに4款1項前期高齢者納付金等につきましては、支援金額が確定しましたので、180万6,000円、9万8,000円をそれぞれ増額いたしております。9款1項基金積立金につきましては、平成30年度から国保財政が県一本化となることから、財政調整基金積立金として5,000万円を増額いたしております。11款1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度退職者医療に係る療養給付等交付金の精算に伴う支払基金清算返納金として336万3,000円を増額いたしております。

以上で、議案第62号の説明を終わらさせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

続きまして、議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,546万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,283万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,362万6,000円といた

します。第2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出補正予算額については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入につきましては、1款1項支払基金交付金といたしまして、前年度の介護給付費交付金の追加交付により431万2,000円を増額補正いたしております。8款繰越金につきましては、前年度繰越金を1,186万5,000円増額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出、6款1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度の国及び県からの介護給付負担金の清算返納金1,597万7,000円を増額補正いたしております。

以上で、議案第63号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第64号について御説明いたします。

平成28年度苓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成28年度苓岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,520万3,000円とします。2項は、記載のとおりです。本日の提出です。

8ページをお開きください。2、歳入ですが、4款繰入金の一般会計繰入金を95万2,000円減額し、6款諸収入で工事補償金として205万円を追加しております。

10ページをお開きください。3、歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費で106万8,000円を減額し、2目施設管理費に216万6,000円の追加をしております。補正の内容は、職員の異動によります人件費の補正と、市道改良工事に伴う配水管の布設がえ工事を増額しております。別添資料の16ページから17ページに内容を記載しておりますので御参照をお願いします。

続きまして、議案第65号について御説明いたします。

平成28年度苓崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成28年度苓岐市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,278万7,000円とします。2項は、記載のとおりでございます。本日の提出です。

8ページをお開きください。2、歳入ですが、一般会計繰入金として220万円を追加しております。

10ページをお願いします。3、歳出ですが、1款下水道事業費の1目一般管理費で8万5,000円、2款漁業集落排水整備事業費1目一般管理費に211万5,000円の追加をしております。2項1目施設整備費では予算の組み替えをしております。補正の内容は、職員の異動によります人件費の補正をしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,639万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,142万2,000円とする。第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正予算額等については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を記載いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

3款繰入金2項基金繰入金に減価償却基金繰入金として1,181万1,000円増額補正をいたしております。4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として1,458万4,000円を追加補正をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費に1,985万9,000円を増額補正をいたしております。主な内容につきましては、備品購入費の1,181万2,000円。これは減価償却基金繰入金を財源として、トラクター及びラッピングマシン等の更新による費用を計上いたしております。また、前年度繰越金を財源として、消耗品、燃料費、修繕等をそれぞれ増額補正をいたしております。あわせて、2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金に653万6,000円を追加補正をい

たしております。

以上で、議案第66号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第23条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

平成27年度各会計決算書一般会計の1ページをお開き願います。平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算書、歳入合計229億1,108万5,198円、歳出合計223億1,091万6,402円、歳入歳出差引残額6億16万8,796円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載をしております。

5ページをお開き願います。歳入決算について、収入未済額の合計欄10億4,193万8,003円のうち、翌年度への繰越明許費に係る国県支出金及び市債等の未収入特定財源7億1,002万5,000円を差し引きますと、実質収入未済額は3億3,191万3,003円となっております。

次に、98ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、歳入歳出差引額6億16万9,000円で、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が3,511万3,000円でございますので、これを差し引いた実質収支額は5億6,505万6,000円となっております。

次に、財産に関する調書でございます。各会計決算書の後に、財産に関する調書を添付しております。財産に関する調書は、平成28年3月31日で決算を行っております。1ページから4ページに公有財産、5ページから6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ27年度中の増減を記載いたしております。

7ページをお開き願います。4、基金、一般会計分の決算年度末現在高を記載しております。平成28年3月末現在103億4,380万7,000円で、前年より10億4,765万9,000円の増となっておりますが、この主な内容は、特別養護老人ホーム事業特別会計の廃止に伴い、特養ホーム事業財政調整基金、同施設整備基金の残をそれぞれ地域福祉基金、老人ホーム事業施設整備基金に積み立てたこと等によるものでございます。

定額運用基金の運用状況は、8ページに記載のとおりでございます。

平成27年度決算は、特に普通建設事業において水産基盤整備事業、経済対策として実施した

市道維持補修事業、また、石田ジョギングコース設置事業などの実施により、対前年度比 10.5%、10億5,200万円の増となりました。また、平成26年度より普通交付税の段階的縮減が始まり、平成27年度は段階的縮減の2年目となり、3割縮減のところでございますが、支所に要する経費の2年目の増額、また新たに合併支所の消防費、清掃費の見直しにより、対前年度比0.1%減の97億8,800万円でありました。その他、地方創生に関する各種事業、また合併特例債のソフト分発行残高を活用して合併振興基金へ3億6,500万円の積み立てを行い、後年度の財源を確保するとともに、後年度の財政負担の軽減を図るため、繰上償還1億4,600万円も実施をいたしました。

その他、平成27年度の決算状況及び主要施策成果については、資料2の各会計決算概要の7ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で、平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 認定第2号から第4号まで一括して説明をさせていただきます。

認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

国民健康保険事業特別会計決算書の1ページをお開き願います。国民健康保険事業勘定歳入合計56億6,027万1,971円、歳出合計54億5,983万2,020円、歳入歳出差引残額2億43万9,951円、直営診療施設勘定歳入合計1億1,253万8,059円、歳出合計1億1,017万6,823円、歳入歳出差引残額236万1,236円でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における国民健康保険税の決算の状況は記載のとおりであり、国保税の

収納率は、現年度については医療費給付分、後期高齢者支援分、介護納付分を合わせまして 95.3%となっております。前年度は94.66%であり、比較いたしますと0.64%のプラスとなっております。滞納繰越金分については、現年度13.76%、前年度が12.1%であり、1.66%のプラスとなっております。滞納の累計額は2億7,777万897円となっております。

14ページ、15ページをお開き願います。10款1項一般会計繰入金として前年度に引き続きその他繰入金の中で1億151万5,657円の法定外繰り入れを行っております。

歳出につきまして、20ページ、21ページをお開き願います。2款1項の1目から4目までの療養給付費、療養費、2項の高額療養費の支出済額の合計は32億4,420万8,769円です。昨年度より1億6,814万9,348円の増額となっております。4項の出産育児諸費につきましては40件、葬祭諸費につきましては68件の給付件数となっております。

28ページをお開き願います。実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

30ページから35ページは、直営診療施設勘定の歳入歳出決算事項別明細書でございます。公設民営で運営をいたしております勝本、湯本診療所に係るものでございます。

以上で、認定第2号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計3億255万7,890円、歳出合計3億54万6,241円、歳入歳出差引残額201万1,649円でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における後期高齢者医療保険の決算の状況は記載のとおりであり、保険料の収納率は、現年度分については特別徴収、普通徴収合わせて99.39%となっております。前年度は99.76%であり、比較しますと0.37%のマイナスとなっております。滞納繰越分につきましては、24.72%の収納率となっております。滞納の累計額は257万690円です。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款広域連合納付金2億9,763万5,891円の内訳につきましては、保険料が1億5,637万8,284円、保険基盤安定分1億2,995万7,523円、共通経費負担分1,130万84円となっております。

以上で、認定第3号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号平成27年度老岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成27年度老岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。介護保険事業勘定歳入合計32億3,467万63円、歳出合計31億8,955万505円、歳入歳出差引残額4,511万9,558円でございます。

続きまして、介護保険サービス事業勘定歳入合計2,702万7,647円、歳出合計1,680万4,389円、歳入歳出差引残額1,022万3,258円でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における介護保険料の決算の状況は、記載のとおりでございます。保険料の徴収率は、現年度分につきましては、特別徴収、普通徴収を合わせまして98.79%となっております。前年度は98.6%であり、比較しますと0.19%のプラスとなっております。滞納繰越分につきましては、6.03%の収納率となっており、滞納の累計額は4,282万7,488円となっております。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございますが、2款介護給付の支出済額は30億4,027万200円であり、介護認定者の増加や特別養護老人ホームの60床の開設により、昨年度より8,890万2,689円の増加となっております。

22ページ、23ページをお開きを願います。この介護サービス事業勘定の決算は、地域包括支援センターの設置による居宅支援サービス計画書の作成に係るものでございます。

24ページ、25ページをお開きをお願いします。歳出は、1款、2款ともそれに伴う嘱託及び臨時職員の人件費等となっております。

以上で、認定第4号について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 認定第5号平成27年度老岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成27年度老岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出です。

決算書の1ページをお開きください。歳入合計8億6,566万3,745円、歳出合計8億6,344万945円、歳入歳出差引残額は222万2,800円です。

次に、2ページから3ページをお開きください。歳入の部でございますが、予算現額の合計が8億8,395万4,600円に対し、収入済額の合計が8億6,566万3,745円となっております。

次に、4から5ページをお開きください。歳出を記載しております。予算現額の合計が8億8,395万4,600円に対し、支出済額の合計が8億6,344万945円となっております。

次に、6から7ページをお願いします。事項別明細書の歳入の部でございますが、ここで2款の使用料及び手数料についてですが、1目の簡易水道使用料、水道料金でございますが、調定額が4億3,731万9,650円に対し、収入済額が3億9,936万1,460円となっております。その内訳としまして、現年度分調定額が4億69万9,460円に対し、収入済額が3億9,490万8,270円です。滞納繰越分調定額が3,662万190円に対し、収入済額が445万3,190円となっております。収納率で申しますと、現年度分が98.55%となりまして、昨年度より0.12%減少しております。滞納分については12.16%となりまして、昨年より4.34%増加しております。

10から13ページには、事項別明細書の歳出の部について、1款から4款までを記載しております。14ページには、実質収支に関する調書を記載しております。

以上で、認定5号についての説明を終わります。

続きまして、認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出です。

決算書の1ページをお願いします。歳入合計4億5,700万4,466円、歳出合計4億5,667万9,752円、歳入歳出差引残額は32万4,714円となっております。

2から3ページをお願いします。歳入を記載しております。予算現額の合計が4億9,839万9,000円に対し、収入済額の合計が4億5,700万4,466円となっております。

次に、4から5ページをお願いします。歳出を記載しております。予算現額が4億9,839万9,000円に対し、支出済額が4億5,667万9,752円となっております。

次に、6から7ページをお願いします。決算の部の事項別明細書の歳入でございます。2款の使用料及び手数料で、1目の下水道使用料としまして、調定額が5,602万1,730円、収入済額が5,503万8,330円です。その内訳としまして、現年度分調定額が5,513万4,400円、収入済額が5,480万2,380円、滞納繰越分調定額が88万7,330円に対

し、収入済額が23万5,950円となっております。収納率で申しますと、現年度分が99.4%、昨年より0.26%増加しております。滞納分は26.59%となりまして、昨年より15.7%増加しております。

10から15ページには、事項別明細書の歳出について、1款から3款までを記載しております。16ページには、実質収支に関する調書を記載しております。

以上で、認定第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

本特別会計は、平成27年10月1日より特別養護老人ホームを民営化したことに伴い、平成27年度をもって廃止となっております。したがって、平成27年4月から9月までの施設運営と、これまで特別会計の収益をもって積み立ててまいりました基金の整理をいたしております。

決算書の1ページをお開き願います。歳入の合計8億1,367万1,926円、歳出の合計7億4,121万4,094円、差引残額が7,245万7,832円となっております。この残額につきましては、平成28年度一般会計で受け入れを処理しております。

次に、6ページから7ページをお開き願います。事項別明細書でございます。まず、歳入の主なものでございますが、1款介護サービス収入1項1目介護サービス費の1億8,501万252円ですが、これは施設介護サービス、短期入所者介護サービス、通所介護サービスに係る長崎県国保連合会からの収入でございます。また、2目利用者負担金収入の3,130万1,345円ですが、各サービスの利用者負担金でございます。

次に、7款繰入金1目基金繰入金の5億5,200万651円ですが、老人福祉施設整備基金及び財政調整基金からの繰入金でございます。なお、この繰入金につきましては、同額を一般会計へ繰り出し、老人ホーム施設整備基金及び地域福祉基金へ積み立てております。

次に、10ページから11ページをお開き願います。歳出の主なものでございますが、1款介護サービス事業費全体で7億4,107万7,887円であります。その中で、1項施設介護サービス事業費で9,795万2,701円の不用額が生じておりますが、この主なものは、介護員等

臨時職員の半年分の人件費等でございます。なお、正規職員及び嘱託職員については、3月補正にて減額をいたしております。

最後に、14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引きいたしまして、実質収支額は7,245万8,000円でございます。

以上で、認定第7号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお願いいたします。歳入合計でございますが1億2,492万8,611円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額は1億3,417万1,000円、収入済額は1億2,492万8,611円でございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳出でございますが、予算現額は1億3,417万1,000円、支出済額は1億2,492万8,611円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いします。歳入歳出決算の事項別明細書でございますが、1款の使用料および手数料でございますが、収入済額2,315万3,796円となっております。平成27年度の乗船客数などでございますが、乗客が5万9,782人、また車両が1,099台で、平成26年度に対しまして、乗客は1,351人の減、車両は279台の増でございます。主な理由でございますが、過年度と比較しまして、三島における公共事業の増加に伴い、工事車両の輸送分の使用料が増加しましたが、島内の人口については年々減少しておりまして、フェリーみしまの利用は減少をしております。

2款の国庫支出金でございますが、予算現額の4,941万6,000円に対し、収入済額が4,941万6,067円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、実質収支差見込額に効率化係数を乗じた額を補助対象経費として、その2分の1が補助される標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。

3款県支出金でございますが、予算現額1,378万6,000円に対し、収入済額1,179万6,489円で、198万9,511円の減となっております。県補助金の算定に当

たりましては、実質収支差見込額から国の補助金を控除した2分の1の額となります。

次に、27年度の繰入金は、予算現額5,008万1,000円に対し、収入済額が4,046万9,261円となっております、961万1,739円の減となります。

次に、前年度繰越金及び預金利子については、該当がありません。

雑入でございますが、予算額9万7,000円に対し、収入済額9万2,998円でございます。これは公衆電話使用料、自動販売機設置料に係る雑入金収入であります。

歳出につきましては、8ページから9ページに記載をいたしております。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費13節の委託料141万8,701円ですが、これは主に乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務の費用でございます。1款運航費1項運航管理費2目業務管理費の11節需用費3,180万4,737円の内訳で主なものは、燃料費1,391万7,490円、修繕料1,759万4,561円です。燃料費は、年間15万6,000キロリットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、中間検査費用、ドック費用、機関部の小修繕の費用でございます。13節委託料432万円は、陸上作業業務の委託料、フェリーの綱とりの委託費及びフェリーみしまにおけるガソリン輸送に係る改修設計業務委託費でございます。ガソリン運送につきましては、車両甲板倉庫を利用して、認可用機での運送を計画しております。現在、車両甲板倉庫の改修は完了しておりますが、今後、防爆用通風器の設置が完了し次第、運輸局への認可申請を進めてまいりたいと思っております。

10ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも1億2,492万8,000円となっております、歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億4,427万4,807円、歳出合計1億2,968万9,492円、歳入歳出決差引残額1,458万

5,315円でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額は1億4,619万5,000円に対しまして、収入済額1億4,427万4,807円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額1億4,619万5,000円に対しまして、支出済額1億2,968万9,492円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入の部でございますが、1款使用料及び手数料1項1目機械使用料であります。調定額6,604万4,961円に対しまして、収入済額6,593万6,743円であり、収入未済額は10万8,218円でございます。収納率で申しますと、99.8%でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計より400万3,000円の繰り入れを行っております。また、2項1目減価償却基金繰入金につきましては、トラクター等の購入のため576万6,120円の基金繰り入れを行っております。4款繰越金につきましては、1,945万4,269円、平成26年度の決算残額を繰入金といたしております。5款諸収入2項1目雑入28万8,977円につきましては、雇用保険料の個人負担分25万2,577円、コイン式洗浄機使用料の3万6,400円でございます。また、3項1目受託事業収入4,882万5,698円になっております。収入合計1億4,427万4,807円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費に1億2,192万8,492円、2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金として776万1,000円の積み立てを行っております。支出合計といたしましては、1億2,968万9,492円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きまして、実質収支額は1,458万5,000円でございます。

以上、認定第9号について説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成27年度壱岐市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものです。本日の提出です。

決算報告書の2ページをお開きください。収益的収入及び支出についてですが、第1款の水道事業収益としまして、予算額が1億8,739万1,000円、決算額が1億7,957万

4,796円となっております。

次に、支出ですが、第1款の水道事業費用の予算額が1億6,064万1,000円、決算額が1億6,026万1,043円となっております。

4から5ページをごらんください。資本的収入及び支出ですが、第1款の資本的収入としまして、予算額251万4,000円に対しまして、決算額が251万4,065円となっております。これは、道路改良工事などによります工事負担金を収入として計上しております。

次に、資本的支出としまして、予算額が3,035万5,000円に対しまして、決算額が3,018万447円、不用額が17万4,553円となっております。この不用額は、建設工事などの入札執行残でございます。

続きまして、6ページをお願いします。損益計算書です。営業収益が1億4,117万5,220円、営業費用が1億4,498万4,073円、営業損失が380万8,853円、営業外収益が2,716万7,116円、営業外費用が497万5,910円、経常利益は1,838万2,353円となっております。当年度純利益は1,838万2,353円となりましたので、当年度未処分利益剰余金は1,838万2,353円でございます。

8から9ページをお願いします。剰余金計算書、10ページには剰余金処分計算書、12から13ページには貸借対照表、15ページからは事業報告書などを記載しております。

水道料金の収納率は、現年度分が97.09%となり、昨年より0.6%増加しております。また、滞納分については10.36%で、前年度より0.16%減となっておりますので、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

以上で、説明を終わります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告をいたします。

平成27年度壱岐市各会計決算関係及び公営企業、これは水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化判断比率、資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類に基づき審査を実施いたしました。その結果の意見書を提出をいたしましたので、その内容について御報告をいたします。

なお、意見書の数値は決算書決算統計数値により、また、審査の概要など記載しておりますので、意見書のほうをお目通しをいただければと思います。なお、意見書はそれぞれの日程の報告、認定の後ろに添付してありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案日程の順序に従いまして、最初に、報告第13号平成27年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率について、意見書の2ページをお開きをお願いしたいと思います。

第3の審査意見として述べております。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおきましても、早期健全化基準を下回った数字でございます。また、資金不足もなく、平成27年度における本市の財政状態は良好であると判断することができます。

なお、先ほど説明にありましたように、この要因としては、病院事業が長崎県病院企業団に移譲されたことによります将来負担、あるいは、公債比率等が減少したというのが主な要因でございますが、下にご書いておりますように、今後は普通交付税等の関連、そして、合併特例債等の償還がまいりますので、将来的には公債比率等の上昇が懸念されるという内容も含んでおられると思います。

次に、認定第1号から第9号関係の平成27年度壱岐市一般会計各特別会計決算及び基金運用状況について、意見書の54ページをお開きをいただきたいと思います。

第5、審査意見といたしまして、審査に付された各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、法令等に準拠して作成されており、決算係数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されているものと認められます。

なお、財産に関する調書で、(2)の債権の中の災害援護資金貸付金1件、高等学校奨学資金貸付金2件は、長期の固定化となっておりますので、回収に努力をお願いします。

次に、基金運用状況調書の中で、災害資金貸付金、奨学資金運用基金に償還金の延滞が発生しているので、これについても回収に努力をお願いしたい。

また、次のとおり事務等の執行につきまして、一部不適正な処理が見受けられましたので、改善整備に努めていただきたいということで。

1、工事施工に伴う事務手続についてと。(1)です。芦辺小学校校舎改築工事設計業務委託で、平成28年3月末までの契約、これ契約変更分を含む期間でございます、となっていたが、建築確認申請は4月11日になされ、建築許可がおりるものとして完成検査調書が作成するなど、また、県よりの手直し事項も指示されている中、手続が完了する前に設計業務管理委託料の支払いがなされるなど、極めて不適切な処理となっております。今後は的確な事務処理の励行、不測の事態への対応など、適切な業務処理の徹底を図るよう、改善整備を図っていただきたいと思えます。

(2)壱岐市小中学校消防設備工事改修工事で、業者1社の参考見積もりを徴求し、工事設計書を作成し入札が行われておりますが、入札の結果、入札価格に大幅な価格差が発生しているという状況でございます。今後は建設課等の専門知識の職員の協力及び参考見積書の徴求方法、業者の選定等について検討の上、より適正な入札等が行われるよう改善を図っていただきたいと思

います。

2、未収金につきましては、収入未済額6億9,812万円、前年度より2,800万円ほど減となっておりますが、不納欠損もございますので、より回収に努めていただいて債権の健全化を図っていただきたいと思います。

3番目に、財政状況は次のとおりであり、地方税交付金を含め、市税等の自主財源の確保などに対策を進める必要があるということで述べておりますが、財政力指数、経営収支比率等につきましては、前年とほとんど変わりはありませんので、今後も財政力の強化に努めていただきたいと思いますという内容でございます。

次に、認定第10号の壱岐市水道事業会計決算、公営企業会計の意見書の3ページをお開きを願いたいと思います。

第4の審査意見、審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、法例及び公営企業会計基準の原則に従って適正に表示されているものと認められます。

2の水道料金未収金につきましては、994件、4,218万9,000円、このうちの未納額は、10万円以上が87件、3,568万円となっておりますので、回収努力をしていただくとともに、債権の健全化に努めていただきたいと思います。

以上で、決算審査の報告を終了いたします。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

日程第28．議案第67号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第28、議案第67号壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議案第67号壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを御説明を申し上げます。

壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市立小中学校消防用設備改修工事に係る入札執行事務不適正処理及び、壱岐市立芦辺小学校校舎改築工事設計業務に係る完成払い支出負担行為等、事務不適正処理に伴い、その一連の事務処理の不手際に関し、教育委員会事務局を統括し職員を指揮監督する立場にある教育長の責任を明確にするために、地方公務員法第29条第1項第2号の規定による懲戒処分として、教育長の現行の給料を3カ月間10分の1に減額するものであります。

処分決定に至ります経過といたしましては、当該事案が懲戒処分に該当すると思われたことから、壱岐市教育委員会より壱岐市文言懲戒審査委員会に対して、処分についての諮問がなされました。7月16日に壱岐市立小中学校消防用設備改修工事に係る入札執行事務不適正処理についての諮問を、8月8日に壱岐市立芦辺小学校校舎改築工事設計業務に係る完成払い支出負担行為等事務不適正処理についての諮問がなされ、壱岐市文言懲戒審査委員会は8月22日審査、同日、教育委員会及び壱岐市長に対して処分案を答申。これを受けまして、壱岐市教育委員会及び壱岐市長による処分決定を行ったところであります。対象職員に対する処分につきましては、現在のそれぞれの所属に従い、壱岐市教育委員会教育委員長及び壱岐市長から、本日、午前8時40分に処分書の交付を行い、再発防止に万全を期すよう指導したところであります。

なお、教育長への処分として、給料の減額を決定しておりますが、教育長の給料月額が条例で規定されておりますことから、その処分の効力を実施させるため、今回、教育長の給与の特例に関する条例の制定をお願いするものであります。

また、現教育長が地方公務員法の適用を受けることにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行前から在職する現教育長について、現在、経過措置の適用を受けておりますことから、懲戒処分を行うときは、改正前の法律第22条により地方公務員法の定めるところによるとされているところであります。この解釈につきましては、文部科学省に確認済みであります。

次に、処分量定の判断につきましては、消防設備工事改修工事の入札執行事務と芦辺小学校改築工事設計業務と、2つの事案を対象としておりまして、どちらも事務処理不適正に伴う教育委員会部局のトップとしての管理監督責任を問い、処分内訳的には、消防設備改修工事の入札執行事務について減給10分の1の1カ月、芦辺小学校校舎改築工事設計業務について減給10分の1の2カ月と判断し、合計減給10分の1の3カ月としたところであります。

それでは、条例の説明をいたします。

次のページをお開きください。第1条、この条例は、壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により、なお、その効力を有するものとされる同条例による改正前の壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例に規定する教育長の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条、教育長の給与の額は、平成28年10月から平成28年12月までの間にかかるものに限り、旧壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に該当する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。現行の給料月額が57万6,000円、その10分の1は5万7,600円でございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年9月2日から施行しようとするものでございます。

今回は、教育委員会部局でこのような事案が発生したわけですが、繰り返し起こる事態について重く受けとめ、深くお詫びを申し上げる次第でございます。また、市民皆様の信頼回復に向け、全職員一丸となって努力してまいりますとともに、再発防止に全力で取り組んでまいります。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。牧永護議員。

○議員（14番 牧永 護君） 芦辺小学校改築工事設計業務については、監査委員の報告、市長の報告等ありました。私は、議会として総務委員会で調査すると言われておりましたので、市民にもそういうふうに伝えております。総務委員会で調査された報告を、総務委員会から報告を受けて採決に臨みたいと思いますし、一考願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） ほか、質疑ありませんか。音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 条例の提案趣旨は市長のほうからございましたんで申し上げますが、代表監査委員から重大な発言がございました。確認申請の提出をされたのは4月11日というふうに報告をされましたね。前回、私は教育総務課長に確認をいたしました。これも議事録に載っております。5月12日と私には報告を受けております。県は、これは何で確認されたか、私は明確に示していただきたいなと思うんですね。食い違いがございました。県に申請が出されます。申請の主は壱岐市長、白川博一氏であります。そして、35日間したら回答を出さなければなりません、審査をする過程が。それで、ここで申し上げます。どうも5月、私は、12日のほうが正解ではないかなというふうな感じがあります。消防署に確認申請書が行ったのは5月19日であります。余りにも4月11日からすると、そこまで県はストップはかけないんじゃないかと。要するに、申請者の側に瑕疵があった場合は、その期間は35日以内にカウントしないということは、これは県のほうからお聞きをしております。この4月の11日と5月の12日、約1カ月間のずれがあります。これはどちらが本当なのか。そこら辺をひとつ監査委員のほうで精査をしていただきたいと。そうしないと、ちょっと審議がしにくいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） 吉田代表監査委員。自席からでいいです。

○代表監査委員（吉田 泰夫君） ただいまの質疑に御回答を申し上げます。

一応書類等の確認は万全にしておりますませんが、状況調査の中で口頭の証拠として採用しており

ますので、そのところは再度確認をいたしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については……。〔発言する者あり〕失礼いたしました。牧永議員の質疑に対して、理事者の答弁を求めます。白川市長。

○市長（白川 博一君） 消防設備工事の入札については、議会総務文教厚生常任委員会の調査が完了しているけれども、芦辺小学校校舎改築工事設計業務については、議会の調査が終わっていない、処分決定するのは時期尚早ではないか、調査はどのように行ったのかという御質問でございます。芦辺小学校校舎改築工事設計業務につきましては、議会総務文教厚生常任委員会の調査が始まっておりませんが、監査委員から平成27年度一般会計特別会計決算審査に基づく審査報告が行われ、審査意見をいただいておりますので、今回の2事案について、決算審査に基づく審査意見を参考に、独自調査を文言懲戒審査委員会事務局で行いまして、関係職員に対する聞き取り調査、8月12日と8月18日に両日行っておるわけでございますけれども、及び、資料請求の結果を文言懲戒審査委員会で報告し、審査を行ったところであります。

○議長（鵜瀬 和博君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 私がお聞きしてるのは、市長の答弁じゃなくて、議会として調査がまだ十分になってないのに、この案件を採決していいのかということで議会のほうに申し上げております。

○議長（鵜瀬 和博君） それは、牧永議員、動議ということで。

○議員（14番 牧永 護君） はい。動議と言いませんでした。動議と訂正します。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま牧永議員のほうから採決につきまして、総務文教厚生常任委員会の報告を受けて採決するほうが望ましいのではないかという動議が提出をされました。賛成者、どなたかいらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（鵜瀬 和博君） この動議は、1人以上の賛成がありますので、成立をいたしました。

それでは、ただいまの牧永議員の動議に対しまして、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（６番 町田 正一君） 実は、議会運営委員会でも、今、牧永議員と同じようなことを私も執行部に対して質問したんですが、基本的に懲戒権が、懲戒権は別に議会は、職員の懲戒権というのは議会には付与されておりません。特別職の、市長に対する不信任とか、そういうことに対してはあるんですが、例えば、これで議会ができることは、これはもうちょっと余りにも軽過ぎるとか、そういうことでその議案が否決されるとか、可決されるとか、そういうことは議会ができるわけですが、基本的に懲戒権が議会が付与されていない以上、執行部が提案される事案については、議会は可決するか、否決するかのどちらかでしかないと思って、この前の議会運営委員会でも、そのところはきちんと市長のほうからなぜこういう経過で説明されたかと、懲戒に至った理由をきちんと議会で述べて、その中で採決を求めるようにという形に、今回、議会運営委員会として提案として、議会運営委員会としてはそのように結論を出しております。

また、引き続きこの総務委員会でも、きょうも含めて、早速この調査のほうに入るわけですが、基本的には、その事案が非常に、財務規則に関して違反であるとは、もう基本的に懲戒しておるわけですから、財務規則に基本的に違反してるのは間違いないということで懲戒されたと私も考えております。あとは、その懲戒の処分がどのくらい妥当かどうかということだけを議会は審査決定すればいいだけだと私は思っておりますので、その調査とこの懲戒については、議会はここで、僕は採決して結構だと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 私は、このいわゆる条例、議案を提案するに至ったその根本というのを正すのが、議会としての本来の使命であると思います。議決は当然せねばいけません。そして、いわゆる懲罰委員会ですかね。市長もその教育委員会の意見を受けて、こうして条例を提案をされております。なぜこの条例を上程されたのか、その根本は何ら明らかにされていないと私は思います。十分その結果を踏まえた上で、我々は採決をすべきではないかと考えておるわけでありまして。今お尋ねをいたしましたところ、監査委員からの指摘において、その重みを感じ、こうした条例制定に至ったというようなことでありまして、議会としても独自で調査する必要があるというふうに私は考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員がおっしゃった、どうしてこの条例を出したのかと。それは、先ほど申しますように、条例で教育長の給料が決まっているから、それを減額するには条例を制定しなければいけないと、この理由でございます。まずそのことを御説明を申し上げまして。

それから、先ほど町田議員おっしゃいましたように、処分の権限は私にございます。処分をいたしました。しかし、処分いたしましたけれども、その処分書を、まあこれ教育委員長が執行をしたわけでございますけれども、条例がないのに、その処分書は効力を有さないわけございま

す。したがって、10分の1の3カ月を処分するという処分書を、辞令を教育委員長が教育長に交付いたしました。しかし、この条例が可決されなければ、教育長の給与を減額することができないわけでございます。どういたしましょうか。私たちはこのようにしたいと思いますが、条例をつくってくれませんか、いただけませんかということではないわけです。処分いたしました。つきましては、ある意味、追認のような形になりますけれども、条例でそのことをお認めくださいというのが今回の条例提出の理由でございます。どうぞ議員の皆様には御理解をいただきまして、可決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま、ちょっと議事が交差をしております。今は、この議案に対しての音嶋の質問に対しての答弁を白川市長が答えていただいたと。今は、採決延長の動議が、今、牧永議員から提出をされまして、その内容につきまして質疑を受けております。牧永議員の動議に対して質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） それでは、牧永議員の採決延長の動議につきまして、この議案に関係することでございますので、直ちに日程に追加をさしていただいて、採決延長の動議を議題としたいと思います。

それでは、反対討論、討論ありませんか。

それでは、ここで暫時休憩をします。

午後2時03分休憩

.....

午後2時22分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

採決延長の動議を議題としておりますので、これから討論を。討論ありませんか。11番、中田恭一議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 私は採決延長の議案に対しまして、反対の意見として討論をいたします。

今出されております教育長の処分については、処分の権限は執行部がとといいますか、市長にあるわけございまして、処分は処分として執行部でやっていただいて、この内容については、議会としてまだまだ調査する必要があると思いますので、総務委員会なり、ほかの委員会でもいいですから、とにかく原因等追求して、二度ととはいいいません。一度、二度起こっておりますので、三度、四度と同じことが繰り返さないように、議会としては十分調査をして、執行部への提言をするべきと思っておりますので、処分は処分として執行部にやっていただき、我々は我々として

我々の立場で調査をして、その旨、執行部へするのが筋ではないかと思っておりますので、延期ではなく、本日、決をとったらよろしいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） ほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認めます。

この採決は、起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。したがって、採決延長の動議は否決されました。

引き続き、議案第67号に移ります。議案第67号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認めます。

これより起立によって採決します。決定することに賛成の方は御起立をください。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第67号壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、久保田教育長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 大変御迷惑をおかけしております。教育委員会の事務局を預かる長としての管理監督の不行き届きが招きました今回の不適正な事務処理について、深く反省をするとともに、心よりお詫びを申し上げます。今後は教育委員会の業務が適正に遂行できますよう、職員のモラルを高めるためにも、私自身が気持ちを引き締めて研さんに努める覚悟でございます。今回のような不手際を再び起こさないよう、職員と力を合わせて教育委員会業務の信頼回復に努めてまいります。議会を初め、市民の皆様に大変御迷惑をおかけしたことを改めてお詫びを申し

上げながら、決意とさせていただきます。御迷惑をかけました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

日程第29. 要望第1号～日程第30. 要望第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第29、要望第1号壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望及び日程第30、要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望の2件を議題とします。ただいま上程しました要望第1号及び要望第2号につきましては、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月7日水曜日午前10時から開きます。

市民の皆様におかれましては、台風12号が近づいております。台風情報に十分注意をされまして、早めに接近に備えてくださいますようお願い申し上げます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時28分散会

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成28年9月7日 午前10時00分開議

日程第1	報告第9号	平成27年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第2	報告第10号	平成27年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第3	報告第11号	平成27年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第4	報告第12号	平成27年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第5	報告第13号	平成27年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑なし、 報告済
日程第6	議案第59号	壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第60号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第8	議案第61号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第9	議案第62号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第63号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第64号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第65号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第66号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第14	認定第1号	平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 決算特別委員会付託
日程第15	認定第2号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	認定第3号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	認定第4号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	認定第5号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第19	認定第6号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	認定第7号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	認定第8号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	認定第9号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	認定第10号	平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	要望第1号	壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	要望第2号	男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	芦辺小学校校舎改築工事設計業務に関する件について		教育長報告、質疑

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番	赤木 貴尚君	2 番	土谷 勇二君
3 番	呼子 好君	4 番	音嶋 正吾君
5 番	小金丸益明君	6 番	町田 正一君
7 番	今西 菊乃君	8 番	市山 和幸君
9 番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	中田 恭一君	12番	久間 進君
13番	市山 繁君	14番	牧永 護君
15番	深見 義輝君	16番	鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君	監査委員	吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

9月2日に音嶋議員より芦辺小学校校舎改築工事設計業務の建築確認申請日の質疑に対して、監査委員より発言の申し出がっておりますので、これを許します。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） ただいま議長のほうから御案内がございましたように、27年度の壱岐市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況調書の意見書の54ページに掲げております芦辺小学校校舎改築設計工事業務委託の関係で、建築申請は4月11日かという御質問がありましたので、その件について御回答を申し上げたいと思います。

私のほうの記録簿の確認が不十分で大変申しわけなく思っておりますが、建築確認日は5月13日、ここに掲げております4月11日は確認申請等の添付資料等の資料を作成する手続が始まった内容で、私の確認不十分で大変申しわけありませんが、第5の意見書の建築確認申請日は5月13日に訂正することを御報告いたしたいと思います。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

日程第 1. 報告第 9 号～日程第 5. 報告第 13 号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第 1、報告第 9 号平成 27 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告についてから日程第 5、報告第 13 号平成 27 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまで、5 件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第 9 号平成 27 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第 9 号の質疑を終わります。

次に、報告第 10 号、平成 27 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第 10 号の質疑を終わります。

次に、報告第 11 号平成 27 年度株式会社壱岐カントリークラブに係る経営状況の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第 11 号の質疑を終わります。

次に、報告第 12 号平成 27 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第 12 号の質疑を終わります。

次に、報告第 13 号平成 27 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第 13 号の質疑を終わります。

以上で、5 件の報告を終わります。

日程第 6. 議案第 59 号～日程第 7. 議案第 60 号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第6、議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について及び日程第7、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての2件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第60号の質疑を終わります。

日程第8．議案第61号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第8、議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第9．議案第62号～日程第13．議案第66号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第9、議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第13、議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）まで5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第66号の質疑を終わります。

日程第14．認定第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第14、認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本件につきましては、議長及び監査委員市山繁議員を除く14名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第15．認定第2号～日程第23．認定第10号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第15、認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまで9件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第8号の質疑を終わります。

次に、認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第9号の質疑を終わります。

次に、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第10号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、委員会付託を行います。

議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止についてから議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで及び議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）まで並びに認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまで16件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）は、議長を除く15名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規程により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員会に選任することに決定いたしました。

お諮りします。認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、議長及び監査委員市山繁議員を除く14人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長及び監査委員市山繁議員を除く14人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び監査委員市山繁議員を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員市山繁議員を除く14名を決算特別委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時15分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会及び決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に9番、田原輝男議員、副委員長に15番、深見義輝議員、決算特別委員会委員長に、5番、小金丸益明議員、副委員長に2番、土谷勇二議員に決定いたしました。

.....

日程第24. 要望第1号～日程第25. 要望第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第24、要望第1号壱岐・唐津30kmの海底送電線の早期着工の要望及び日程第25、要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望の2件を議題とします。

ただいま上程しました要望第1号及び要望第2号の2件については、お手元に配付の請願等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託します。

.....

日程第26. 芦辺小学校校舎改築工事設計業務に関する件について

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第26、芦辺小学校校舎改築工事設計業務に関する件について、教育長より報告の申し出がっておりますので、これを許します。

あわせてパネル等の使用を許可しております。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 7月29日の議会で、「刑法に違反していますよ」という音嶋議員の発言についての取り扱いについて、私のほうから顧問弁護士等にお聞きをして対応しますと述べておりましたところ、議会のほうでは、その報告をしっかりとやるようにということで、本日この時間をいただいたものと思います。パネルを使って、まず、刑法第156条について、お互いの理解をしたいと思います。

刑法第156条は、その見出しに、虚偽公文書作成等となっております。その条文が、次のような形で始められております。公務員がその職務に関し、行使の目的で虚偽の文書もしくは図画、法曹界では図画とも呼ばれております。を作成し、または文書もしくは図画を変造したときは云々という条文はなっているわけです。

この刑法の条文がこのようになっていることと、虚偽公文書という一般的な言葉との大きな違いは何かといいますと、ここになります。この「行使の目的で」という文言が入らなければ、普通でいう虚偽の公文書という具合に受け取られます。刑法では、ここが入っていることで、普通の虚偽公文書作成等ということとは意味合いの違いがあるという指導を受けました。

そして、下に書いておりますように、量刑法定主義の大原則というのを教わりました。それは、刑法でいう量や刑罰は、この文章の中に書いてあること以外は罰することができないという意味でした。つまり、この条文に書いてあることに触れるか触れないかで判断をするところにあるのだというお話でした。

そこで、一般的な虚偽公文書作成という意味との違いの、この「行使の目的で」という、ここはどういう意味かとお尋ねをしました。こういう具合に、行使の目的ということで、刑法ですから犯罪ということになります。目的犯と言えると。その目的犯に3段階あるんだと。過失犯、知らなかったから誤って間違いを犯して、故意犯、故意、わざとということです。そして、「目的犯が、ある目的を持ってその犯罪をしたという場合に、この行使の目的という言葉の意味が伺われてくる」と言われました。

そして、ここに書いておりますように、刑法に違反して、違反するかしないかを論じるときは故意であり、さらに目的がなければならないという見解でした。つまり、過失よりも故意、目的というのはレベルが高くなってくる犯罪だということになります。過失犯というのは、罰せられない形の意味合いです。

こう考えてきたときに、私ども教育委員会職員の進めてまいりました業務について、お話を聞いたときに、次のような見解も受けました。全ての申請書類等の文書を見ていただきましたが、弁護士の判断は、今回は故意ではないと。目的もない。よって、第156条に該当することはないということでした。

さらに、事務を進める上での判断についての私たち教育委員会の判断ミス等がありましたので、そのようなお話しをしていただいた言葉が、こういうことでした。「適切ではない事務があったとしても、それが直ちに刑法に値することにはならない」、そういう御判断でした。

私どもは、公務員として、その仕事を誠実に務めていくことが課されております。それゆえに、厳しい視点でもっての御指導、御指摘等も受けてまいりますが、「刑法に違反をする」という断定的に言われることについては、そのまま受けとめる気持ちにはなれないところでございます。

音嶋議員は、「刑法第156条の虚偽の公文書作成に当たると私は考えております」とこのようにお話しになりました。そのお考えについて、今の報告をもとに、再度、御一考なさる部分があるのかどうかを受けながら、この後の展開にゆだねたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今、教育長から、今の市側の顧問弁護士の見解について、お延べをいただきました。私は、市側の顧問弁護士の考え方として、真摯に承っておきます。

しかし、私は、ことの本意について申し上げます。

議長、よろしいですね。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員、マイクを、もうちょっと……。

○議員（4番 音嶋 正吾君） ああそうですか、はい。

ことの本意について申し上げます。

要するに、7月29日の討論、百条委員会の設置については、議会は行政を監視、監督する義務を果たさねばなりません。真相究明をすべきであるし、市民にそれを明らかにする義務がございます。そうしたことで、この問題について、徹底的に真相を究明すべきであるということを申し上げたわけであります。

そもそも、問題の核心について重要であるのは、竜崎市側が真相を明らかにする義務があると、私は、指摘をしたいのであります。そして、その過程において、教育長は、「70年間生きてきて刑法に反する行為に当たるとの発言を受けたのは心外である」というような趣旨の発言をされましたが、私は竜崎市の行政責任を問うものであり、特定の個人や団体の社会的評価を低下させる目的でそのような発言をいたしておらないということを確認をいたしたいと。

もう一点、今回はお尋ねでございます。

竜崎市側が、この入札において初めて入札に参加するエムスリーを、誰が起票したのか。指名委員会に挙げるときに、誰が起票したのか。そして、指名委員会は起案者の意向に準じて指名委員会で決定をされたのかどうか、これは明確にお尋ねをいたします。

そしてもう一点。要するに、この業務の仕様書にはこう記してあります。「成果物には、確認検査書を添付すること。そして、完成日の十日前までに添付すること」という文言がございます。誰がこれを検査して合格とみなしたのか。そして、合格とみなさなければ、5月の2日に支払い命令書の起票はできないのであります。誰が支払い命令書の起票をしたのか。それが、今回の議案の最も核心部分であると、私は、承っております。

そして、通告によりますと、教育長から、「議場で発言されるときは、今後、言葉の重みを吟味され、慎重にお答えを」ということを記してありました。この件に関しましては、竜岐教育会

のトップであり、博識、見識、また高貴なお方でありますので、私も真摯に承り、公序良俗の精神を貫き、壱岐市の議会の品格を汚さぬよう、一議員として努力をしてみたいです。御指摘ありがとうございました。

以上です。今の見解に関する答弁を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 今の音嶋議員の発言に対して、反問権を付与していただけますか。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま、久保田教育長より反問権の要請がありましたので、議会基本条例第8条第2号により許可をいたします。

○教育長（久保田良和君） 先ほど報告をしたことに関連しての、音嶋議員の御発言がありました。今、このときに主題にしておりますことは、「刑法に違反していますよ」というこの言葉についての取り扱いをしているわけでございます。

よって、音嶋議員が「真摯に承っておきます」と言われた言葉で、幾らかの理解はいたしますが、このまま、この「刑法に違反していますよ」という言葉を、この壱岐市議会の記録の中に残されておかれるかどうか、それとも先ほどの報告を聞かれて、幾らかその言葉の表し方については検討をしたいというお気持ちなのかどうか、今、私が主題にしているのは、そこでございます。

よって、その後に、音嶋議員がお話しになりました行政的な扱い方については、当然、違った場所でそのことについての協議等はなされていくものと思いますので、議員がおっしゃる真相究明というのは、この場ではありません。

まずは、この「刑法に違反していますよ」という言葉の意味の重大さを、ぜひ、壱岐市議会議員として、壱岐市議会の記録の中に残すことについては、いま一度御検討をいただきたいと、そういう強い気持ちを持っているところでございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今、教育長から説明がありましたように、市側の顧問弁護士の見解、そして、そのことに関しては承っておるということで、私は、そのように思っております。

要するに、公務員というのは規則というのがあります。そして、条例というのがあります。それは枝葉であり、いわゆる一つの手段であります。目的というのが、もとが刑法であります。ずっと、いわゆる連鎖的に、最終的には刑法に落ちつく。

ですから、私自身は、何ら前から申し上げております「武士に二言はございません」ということでございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） ということは、「刑法に違反していますよ」と御発言されたその文言は、そのままこの市議会の記録に残してやぶさかではないと、こうおっしゃってることになりま

す。そういうことでよろしいわけですか。

「刑法に違反していますよ」ということは、一人の人間が軽々しく断定できることでしょうか。裁判をして確定をしたときに、そのようにおっしゃるのならわかります。お一人の考えとして、「違反していますよ」と言い切ることに、大変、疑義を感じます。

しかも、それが教育委員会業務、職員に対して向けられた言葉としてならば、そのまま黙って見過ごすわけにはいかないということで、今回も、ここで取り上げたのはそういう意味がござい

ます。

例えば、音嶋議員は、6月会議の6月22日の一般質問を教育長に向けられた中でも、次のような言葉をおっしゃってます。「議員は、自分の発言におかしいところがあれば、名誉棄損で訴えられるのですよ」。議場で誰もが聞いた言葉です。この発言を裏返しますと、理事者側が、音嶋議員の発言したことに何のアクションも起こさなかったら、音嶋議員の発言したことは、おかしいところはないということで通ってしまうことになります。まさに、「刑法に違反していますよ」という言葉は、そのように、今後、通ってしまうんです。

この「刑法に違反していますよ」という言葉を、私は、おかしい言葉だと捉えているからこそ、ここでしっかりお考えいただきたいと思っているわけで、このまま伝統ある壱岐市議会の記録の中に、このような言葉が永久に残るということが、大変、残念であり、恥ずかしいような気がします。

なおかつ、刑法、裁判で確定をしてない言葉を教育委員会及び職員に突きつけた、この言葉そのものは、憲法で保障している一人一人に与えられた基本的人権を侵すことにもつながっていることを、御認識いただきたいのです。

議員はよく言われます。「議員の業務は、あるいは議会は、管理監督の義務がある」と。当然でございませう。しかし、それは一人一人の職員の人格まで侵害してやっていいこととは別でございませう。そういう意味での議員としての、識見、人間性を発揮されながら、この「刑法に違反していますよ」という言葉の持つ意味を、いま一度お考えいただきたい。残して後世まで恥ずかしい思いをするべきではないと、私は、考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 真摯に承っております。

その前に申し上げます。個人を誹謗中傷するような発言は、私は申し上げておりません。なぜしたら、市長は処分されたんですか。なぜ処分されたんですか。条例をなぜ提案されたんですか。

待ってください、いいですか。私は、あなたたちが逆にこういう過ちを起こしましたと、こういう手続で、入札もね、遅れるようになりましたと。一連のずっと経緯から見ましても、入札の

経緯から見ましても、余りにもずさんではありませんか。私は、そう思いますよ。緊張感に欠けておられると思いますよ。そうした調査を、逆に皆さん方で議会に報告されるのが、私は先であると思いますけどね。

そして、先ほど言いました「誰が起案して、この検査のいわゆる合格したという支払い命令書の起案を、誰が指示したのか」。そして、この、いわゆる「指名メンバーは誰が起案して、指名委員会に図ったのか」。それを、お答えくださいよ。私にも反問権はありますよ。何らその件に関して、明確な発言はないじゃないですか。

そして、監査委員が申されました確認申請書の提出日は4月11日ということであります。実際は5月12日に対して、受理したのは5月13日、誰がこういう報告をしたのか。この件に関してもお尋ねいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 音嶋議員は、自分の発言したことを「承っておきます」という言葉にそのまま終わられて、その後の論点をすりかえておられます。

今、ここで申し上げているのは、刑法という大切なことについての論議をしております。よって、行政的なことについて、私どもの業務についての不手際、失態等については、既にしかるべき処分を受けておりますので、それはそれで行政罰として受けていると申しているわけです。

刑事は別でございます。刑事罰について、私は何度も言います。市議会の記録に残して、教育委員会職員が刑法に違反している業務をしたということが、永遠に残ることについて、大変、悲しい思いをしているということです。まずそこをしっかりとされないと、ほかのところに持って行かれることは、この場は必要ないと考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 冒頭で申し上げたとおりであります。私は、刑法に違反をしていると言っておるわけですから、これ以上何も申し上げることは無い。

以上であります。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） この発言で終わりにいたします。

お聞きのとおりでございます。私のほうは、顧問弁護士に国家試験の資格を持たれた方の判断をお伝えをいたしまして、そのことで進めてまいります。このまま水かけ論をしても同じだと思いますので、あとはどうぞ議員の皆様あるいはテレビをご覧の市民の皆様が御判断いただくことだろうと考えております。

教育委員会が不手際を起こしました業務に関しながら、議会の中で多くの時間をとっていただいたことに感謝をしながら、またそれ以上に御迷惑をかけたことをお詫びをしながら、今回受け

ました行政処分をもとに、教育委員会の職員一同、私も力を合わせて市民の信頼に応える仕事を進めていくことを申し述べて、お礼とお詫びにかえさせて、この問題についての発言を終わりにさせていただきます。御迷惑をかけました。

○議長（鵜瀬 和博君） なお、音嶋議員から質問が２点ほど出ておりましたが、これは決算特別委員会において、その件につきましては、執行部のほうより答弁いただきますよう、私のほうからお願いをしておきます。

現在、総務文教厚生常任委員会においても、この件につきましては、所管の調査において調査をされております。その報告を待ちたいと思いますので、以上、御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす９月８日木曜日午前１０時から開きます。

あしたは１０時から一般質問となっておりますので、市民の皆さんにおかれましては、壱岐ビジョン並びに壱岐FMにて生中継をしておりますので、御聴講いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時44分散会

平成28年 老 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成28年 9 月 8 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

3 番 呼子 好 議員
1 3 番 市山 繁 議員
1 番 赤木 貴尚 議員
9 番 田原 輝男 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 町田 正一君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので、よろしくお願いします。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、呼子好議員の登壇をお願いします。呼子議員。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 呼子 好君） 皆さん、おはようございます。きょうは9月議会の一般質問の最初でございます。最初、市長に苦言の話をするわけでございまして、大変初日から嫌な思いをされるかなと思っておりますが、御理解を願いたいなというふうに思っております。

通告しておりましたように、今回の市長選挙において、反対候補を支援したことが理由で、市の発注の工事が、指名業者が除去されたという、そういう問題でございまして、この件につきましては、壱岐産業株式会社眞弓倉夫社長のものございまして、本日も見えでございます。

なお、今回のこの件につきましては、中原副市長にも御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

選挙後、白川市長及び中原副市長らは、市長選挙で白川候補を応援せず、白川市長以外の候補を応援したという理由で、壱岐市発注の指名競争入札から壱岐産業株式会社を除外し、建設業の廃業に至ったわけでございまして、この壱岐産業も7月30日に廃業届を出しておりまして、従業員15名につきましても、全員解雇。そして、この15名は、社長の計らいで、それぞれ再就職をしたわけでございます。

そういう選挙直後の4月12日と14日、市内4つの土木工事、市道白水線、市道柳川清水線、市道小場線、市道本村神里線、この4つの入札の告示がされました。

当初は、この壱岐産業さんも入札に入っておりましたが、4月22日になって、4件の入札が突然中止になったということでございました。その連休明けの5月6日に、建設工事の指名審査委員会が開催され、3件は指名競争入札に、残り1件は制限つき一般競争入札にされました。その3件の指名競争入札から壱岐産業さんも外され、残りの制限つき一般競争入札にも参加が外されました。

中原副市長には、この審査委員長としての見解をお願いをしたいというふうに思っておりますし、この中で、誰がこの壱岐産業を外したのか、そのところも明確にお願いをしたいというふうに思っております。

5月10日、入札執行通知が来ないことを不審に思った壱岐産業の眞弓社長は、市の財政課に問い合わせ、担当者と連絡とれないということで、やむなく市役所に出向き、中原副市長及び眞鍋総務部長に面会を求めました。面会に応じた中原副市長に、入札通知が来ない理由を聞いたところ、選挙で白川市長を応援しなかったという、そういう理由が言われたということでございます。

選挙で白川市長を応援しなかったから指名競争入札から外したということを言明をされました。対立する候補を応援したことを理由に指名競争入札から締め出す行為は、自由選挙を原則とする民主主義国家において、法的にも道義的にも許されることではなく、眞弓社長は市長に面会を求め続けました。

5月18日になって、白川市長は面会に応じ、市側から中原副市長、眞鍋総務部長が出席して説明が行われ、その席で、市長は、よどみなく「指名を回避した理由は選挙です。眞弓さんは、選挙で対立候補を支援した。信頼関係が崩れたので、市の工事を発注することはできない」と言明しました。

選挙の報復として、指名から外したことを、そして異論があるならば法廷で争う、との態度を表明しました。これは、録音をしておりますから、後もって、そのやりとりにつきましては報告

をしたいというふうに思っております。

審査委員会の関係でございますが、中原副市長にお尋ねをしたいというふうに思っておりますし、中原副市長が答弁した中身も披露したいというふうに思っております。

壱岐市財務課と連絡とれないから、やむなく壱岐市庁舎の郷ノ浦支所に出向きまして、中原副市長と面会することになりました。

社長は、28年5月10日午後3時、2階応接室で中原副市長、眞鍋部長と面会し、その際、眞弓社長が、中原副市長に対し、指名競争入札において指名しなかった理由を問うたところ、平成28年4月10日の投票が行われた壱岐市長選挙において、当選に反対した理由として、指名を回避したという、そういうことを言明されております。

あと、録音テープのやりとりの一部でございますが、市長選挙で真っ向反対したため、信頼関係がなくなった。真っ向反対されたら、信頼関係は今はないから、入札を外した。過去にも、こういうふうに参加で白川を応援しなかったことを理由に指名競争入札から外しということで、過去の前回もそういうことがあっておるようでございます。

指名審査委員会の委員長だから、信頼関係がないことを説明し、指名回避をした。真っ向反対したから指名を回避したと。だから、1本入れている。信頼関係今はないから、指名を回避している。指名停止ではなく、指名回避としている。信頼関係がなければ指名回避をしない。真っ向反対だから、信頼関係がない。指名審査委員会は開催されたか。先ほど言いますように、誰がここで発言したのか、そこのところを明確にお願いしたいというふうに思っております。

技術的なことで指名審査委員会にかけたことはない。技術的なものは事故や点数の問題であるという、そういう答弁を眞弓社長とやりとりをされております。

それから、白川市長の関係でございますが、白川市長と眞弓さんの面会のことでございます。

白川市長に面会を求めたが、なかなか実現しなかったと。ようやく5月18日午後0時30分ごろ、壱岐市役所の2階で、白川市長、中原副市長、眞鍋総務部長と面会することになった。その際、眞弓社長が指名競争入札に指名されなかった理由を問うたところ、白川市長は、4月10日の投票で行われた選挙で相手候補を、当選に反対したことが理由で信頼関係を失ったという、そういう発言をされております。

テープの内容でございますが、選挙により信頼関係を失った。どうしても信頼関係がない中で仕事を発注することは可能ではない。二の足を踏む。それが指名を回避した大きな理由である。具体的理由は選挙である。……代表に対する信頼を失った。公共事業を見直すという政策を掲げる候補者を支援した。これは、眞弓社長、壱岐市建設工事の指名基準3条5の、その他、市長が受注した不適当とあると認めるときに該当する。指名しなかったということも言われております。

選挙において反対を支援したから信頼関係がない。ない中で発注するわけにはいかない。選挙

において、自分の政治生命を絶とうとしたので、発注する気持ちになれない。信頼関係がなくなった。そういう市長のやりとりが出ております。

こういう中で、選挙絡みの指名外しというのは、私は到底許されるべきではないというふうに思っておりますし、市長の行為は、明らかに報復の行為であって、中原副市長によれば、4年前の選挙においても同様の指名外しが行われ、言明したと。常習化しているというところがございます。

このような報復的な行為がまかり通れば、自由な選挙は成立しなくなり、現職を応援した者は締め出すということであれば、自由な経済活動ができなくなる。いびつな構造に至ることは非が見えている。明らかに権力を、予算執行後の現職による選挙の支配につながり、民主主義の根幹を揺るがす重大な問題だというふうに思っております。

対立候補を応援しながら指名から外すことは、公言し、実行する。批判的な意見を、この離島の壱岐でも、どんなでもないということがまかり通るということは許されないというふうに私は思っております。

先ほど言いますように、副市長、市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、呼子議員の一般質問、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置についてということで御質問を受けました。

この質問について、中原副市長に答弁を求められておりますけれども、この指示は私がいたしましたので、全責任は私にございます。

おっしゃるように、5月18日に眞弓社長とあと2人、1人は顧問と言われる方でしたが、お二人お見えになって、3名と、私のほうは私、副市長、眞鍋で対応させていただきました。

その中で、指名基準というのがございまして、いろいろ申されましたから、指名基準というのを総務部長に読み上げさせまして、それは私の判断だということで、その基準にのっとって判断しましたということを申し上げました。

そういった中で、私は、先ほど、テープは御存じのように、後々のために、私からとらせていただくとって、こちらにもテープがございます。そちらはどうしてとられたかわかりませんが、同じテープだと思っておるわけでございますけれども、その中で、先ほど言われた信頼関係がなくなったと申しました。そして、その後をぜひ呼子議員には言ってほしい。どうしたら、この信頼関係が回復できるか。今、私は一生懸命考えている。そういうことも申し上げております。

そういった中で、やはりまた2度ほど、司法の場で、司法の手続をとるということをおっしゃいました。

そしてまた、ついせんだつては、そういった内容の記者会見もなさっておるようでございます。

そしてまた、顧問という方は、これが違法かどうかは裁判で決まるんだということも、お持ちのテープに入っているかと思います。

そういった刑事告発とか、民事での訴訟が進められているということでございますから、そういった中において、この場で、そのことについて私が見解を申し上げることは差し控えたいと思っております。

仮に、まだ告発状は届いておりませんが、そういったものが届きましたならば、顧問弁護士等と協議の上、対応を図ってまいりたいと思っております。そういった裁判の状況が予想されますので、本日は、そのことについて言及を差し控えたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 指名審査委員会の内容は、市長は指示されたんですね、壱岐産業を外せということで。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 信頼関係がないということで、私は崩れたということで、私がその指名基準の中で、私が判断したところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 市長、信頼関係というのはどういう。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申しますように、これはしかるべく司法の場でお話をしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 前回もこういうことがあって、仲直りされたという話を聞いておりますが、これは事実でしょうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 事実でありまして、信頼関係が戻った２回目以降、指名をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（３番 呼子 好君） 民事のほうも準備を進めておりますし、いずれはこの件については決着したいなというふうに思っております。残念ですが、なかなか答弁が聞き出せなかったということでございまして、この件につきましては以上で終わりたいというふうに思っております。２番目の福岡事務所の件でございます。

現在、福岡事務所で６年になりますか、結構職員も頑張っておりますし、いい情報も入ってきておるわけでございますが、なかなかあそこの場所というのが見つらい、あるいはちょっとわかりにくいという、そういうこともありまして、事務所の移転というのを私は早急に確立したほうがいいんじゃないか。五島が博多駅前に出しておりますし、対馬も博多駅前へ出ております。五島は東京にも出しておるという、そういうことで、職員も２名体制で、五島は東京、福岡、やっておるようでございます。壱岐は、なかなか１名では出張とかなんとかで留守にする、そういうことがございまして、ちょっと２人ぐらいの体制でやったほうがいいんじゃないかなという、そういうことを考えておりますし、ぜひこの中で、福岡壱岐人会というのがございます。この壱岐人会を大いに活用するということをおかしゅうございますが、利用していただいて、例えば、福岡壱岐人会の事務所一緒に持つとかなんとか、そういうことで、やっぱこの壱岐人会約５万人、会じゃございませんが、壱岐出身者が５万人程度おられると、福岡に。ということでございますから、そういうのをターゲットにしながら、移住とか定住とか、そしてふるさと納税のこととか、そういう相談窓口と、そういうのもやっぱ持つておる、そういう事務所を開設したらいいんじゃないかなというふうに思っております。

先日、新聞に出ておりましたが、五島市福岡事務所を開設という、開設は２年でございますが、大きな反響が出ております。ちょっと読んでみますが、

五島市は２０１４年４月、ＪＲ博多駅近くのおフィスビルに構え、福岡事務所を成果を上げている。市にとって初の県外事務所だった。百貨店や旅行会社など、営業活動が功を奏し、特産品の販路拡大や観光客誘致の面で実績につながっておる。２０１５年度は、魚や肉、野菜などの食材の輸入先を新たに延べ約１００件開拓した。観光客の誘致では、福岡市内の企業や学校などにも働きかけ、２４団体が来島した。１６年度も誘致を県庁で、既に１５年度に近い実績という。福岡都市圏の人口は約２５０万人。五島市福岡事務所の松本所長が、江頭所長代理と、五島を売り込むため、飛び込んで、どこでも行っておる。松本所長は特産品の売り込みを、江頭所長代理に観光客誘致を担当し、二人三脚のＰＲに当たっています。事

務所の人件費を除く事務所費は838万円。

費用対効果はどうかということでございますが、私は、こういうものが一番近い福岡でございますから、もう少し福岡事務所を拡張といいますか、そういうことで考えておりますが、市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の2番目の質問、福岡事務所の機能強化についてということでございます。

この呼子議員のお考えには、私も本当にそのとおりだと思っておるところであります。

今、ベイサイドプレイスに事務所を置いております。職員は、そこを中心に、足で今稼いで、壱岐サポート店とか、いろんなものをやっております。今、職員は、本当に頑張ってくれておると思います。

しかしながら、今の事務所は非常に狭隘でございます。そしてまた、ベイサイドプレイスも奥まったところでございますから、一般のお客さんはなかなか来ないという状況もございます。

そういった中で、先ほど御指摘のように、五島市の福岡事務所は大博通り沿いの大博多ビルの2階奥に事務所がございます。また、対馬福岡事務所は、五島事務所から1本通りを入ったよりあい処つしまという、一般及びレストラン施設に隣接するビルの奥まった1階に事務所があります。そして、松浦市につきましては、天神中心部にほど近い大名のビル4階に事務所が構えられております。それぞれのまちが、それぞれの市が、福岡をターゲットに、いろいろ動きがされておるところでございますけれども、なかなかよそのことを言うのは別でございますけど、なかなか探していかなければいけないというようなところがございます。確かに天神ではあるわけですが、なかなか皆さん方も、五島事務所、どこにあるか御存じだろうかと思っておりますけど、なかなかわからない。

そういった中で、やはり呼子議員御指摘のように、私は探していかなきゃいけない事務所というよりも、かなりやっぱり負担はふえると思いますけれども、人がいるところに事務所をつくるということで、私は今から考えていかなければいけないと思っているところであります。

その節は、かなりな市財政の支出になるかと思っておりますけれども、議員の皆様にも御理解を賜わりたいと思っておる次第であります。

また、今、国境離島新法が通過をいたしました。来年4月から施行になります。

そういった中で、やはり壱岐の産物を売り出す、そういった積極的な活動をする。行政も今までと違って、リスクをとって、やはりこの国境離島新法の趣旨に沿った壱岐の、壱岐を無人島化しないんだと、そういった、無人島化は極端でございますけれども、壱岐の人口を何としても保

持するんだという、そういった強い気持ちを持っておるところでございまして、そのためには、やはり呼子議員がおっしゃるように、やはり誰が見ても壱岐事務所とわかる、そして壱岐が大々的に発信できる、そういったところの場所を選びたいと思っておりますし、現実、今、既に福岡壱岐人会の皆様方、それからうちの政策顧問等に適当な場所を探していただけないかということとを打診しておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（３番 呼子 好君） 市長が言われるように、やっぱ駅の近くは企業が多いわけです。天神は人通りが多い。やっぱこの２カ所、どっちかがいいんじゃないかなと思っておりますし、場所的にはやっぱり１階が一番目につく、そういうところではないかというふうに思っております。

対馬が出しております「よりあいつしま」ということで、これは居酒屋みたいなところですが、そこの横に１２月に事務所をオープンしたという、そういうことで、アンテナショップを通じて、こういうのをやっておるところでございまして、壱岐もそういうアンテナショップも併設した、そういうことが望ましいというふうに思っております。

できれば早い、もう今年度は無理かもわかりませんが、来年早々もできるように努力をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、市長の、最後の決意を。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まさに、先ほどから申しますように、壱岐市をどうして売り込んでいくか。今、大変マイナーな島でございます。これをいかにメジャーにしていくか。それは、今、ＣＳＲ、いわゆる企業の社会的果たす義務についても富士ゼロックス、あるいはＪＴＢ、あるいは電通等々の御協力をいただきながら、今、ウルトラマラソンを初め、いろんなイベントも通じて、壱岐を売り込んでいく。

そして、今からは、壱岐の一次物産、農水産物等々もどんどん売っていく。そのためには、やはり農協でいいますと、例えば全農とか、あるいは漁業でいいますと、漁連とか、そういった大きな枠も、これ打破するぐらいのやはり覚悟を持って壱岐を売っていかなきゃいけないと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（３番 呼子 好君） 以上で終わりますが、最初の件につきましては、市長も協力していただいて、解決したいなと思っております。

以上で終わります。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって呼子好議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。市山議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、改めましておはようございます。呼子議員がまだ時間いっぱいやられると思っていたのですが、早く済んで、早く回ってきました。

それでは、1項の芦辺中学校の校舎建てかえ用地についてでございますが、この件につきましては、今までの経緯を見てまいりますと、現在の芦辺中学校が耐震診断調査の結果が不適格であり、学習を行いながらの工事は不可能である。また、仮設工事を建設するにも多額の費用を要することなどから、芦辺中学校建設検討委員会を立ち上げ、協議の結果、ふれあい広場を建設地とし、ボーリング工事も実施され、校舎建設計画がなされ、設計予算も計上されておりましたが、建設地の芦辺町ふれあい広場が土砂災害警戒区域に指定され、そのような危険性のある場所では校舎建設は安心安全の面から不適切との意見も多く、芦辺町内の小中学校7校での説明会とアンケートが実施され、その結果、旧那賀中学校が建設用地としてが多数であり、その後、校舎建てかえ用地選定委員会を設置し、審議の結果、報告が去る7月27日に提出され、内容は、芦辺中学校建てかえ用地は旧那賀中学校とするとされて、建設についての検討事項が付記されております。

教育委員会では、これを受けて協議され、選定委員会の決定を重視されて、教育委員会も同じく、芦辺中学校校舎建てかえ用地は、旧那賀中学校とするとの結果が示されております。

以上が概略の経過と私は思っておりますが、正式には市長の判断と議会の協議となると思いますが、学び舎の場所は子供たちの安全と安心な学習環境のよい充実した場所を選定するのが第一であります。これは、行政と教育委員会、そして私たち議会、そして市民、保護者の責任と義務でありまして、生徒たちの希望でもあると私は考えております。

そこで、市長の行政報告の中では、校舎建てかえ用地は旧那賀中学校とすることと、校舎建設についての事業の進み方については、現在、教育委員会と協議を進めていると言われておりますが、市長は芦辺中学校校舎建てかえ用地は旧那賀中学校の場所を了解されて、建設検討付議事項の協議を進められておるのでしょうか。

また、校舎の建てかえについては、現校舎を解体撤去し、校舎を新築することで、教育環境も整備されると判断しておると言われておりますが、これは私も同感でありますので、このことの御見解をお願いいたしまして、お尋ねするところでございます。

次に、2項の選定委員会の検討事項につきましては、言われておるとおり、学校は子供たちにとって意欲の出る学習環境にすることを第一義と考え、検討すると言われておりますように、私も市長の御判断されておるように、私の提言になるかもしれませんが、一般的な校舎の改修であれば、ほかの校舎と同様に、現存する校舎などは耐震診断調査を行い、そのI s数値に対しての耐震補強と改修工事を行うことを基本とされておりますが、耐震補強工事はあくまで補強であって、校舎などの寿命を長くする工法ではありません。現在的那賀中学校は、建築年度が昭和41年の建築であり、既に築後50年を経過しており、一部増築部分もありますが、たとえ補強工事をして、10年、15年もすれば、老朽、危険校舎となります。また、耐震工事をして狭隘であり、教室も4教室ストックさせていただいております。補足教室についてはいろいろ検討されておりますが、中庭利用、そして中庭でない方策など検討されております。

まず、中庭は、私は校舎全体の教室に必要な採光、これは光をとるということですが、校舎の空間を満たす自然環境の一つであります。毎日がそうした暗いところでやりますと、窮屈な感じがします。それかといって、現校舎の2階に建設するのは、階段の設置、現建物の補強の問題等で不可能と私は思っております。

離れに別棟をすると、管理面にも環境にも、また、先生方や生徒たちも不便と感じられます。

私は、このような実態を考慮し、現校舎を解体し、不足の教室を含め、3階建ての校舎建設が将来的に得策かと思っております。市長も御検討はされておられると思っておりますけれども、御見解をお願いしたいと思っております。

次に、3項の、これは工事の手順と、工事費の比較となると思いますが、新築建設となりますと、工事の順序、いわゆる手順と工事費の比較が出てまいります。まず、なぜ新築するのか、耐震調査が先で、順序が間違っていないかの意見も出てくると思います。それは、事業を行う場合は、私は当然のこと、問題が出るところであります。順序としては、現在の校舎の耐震診断設計、調査、それによる耐震補強工事、改修工事となるわけですが、不適格であれば解体、適格であれば補強工事と改修工事をし、不足分の教室は別途増築する。これが一般的な工事の手順と私は思っておりますが、この方法に納得される方もいらっしゃると思いますが、現在、那賀中学校の校舎の状態を見ますとき、教室が4教室の不足の上に、6年間の閉校状態での改修、取りつけ備品の新調、また、屋根防水工事、外壁塗装工事などは、新築工事と同等の工事であります。

そして、新築工事では、現校舎の解体工事、撤去処分と一部整地、地質調査のためのボーリング等ありますが、不足する4教室は3階建てとすれば、不足教室は解消できます。新築工事に必要なのは、新築設計、新築工事ですが、設計費は28年度に予算計上されており、校舎の建設費は芦辺町ふれあい広場となっておりましたが、あの場所は、例えば屋敷替えと一緒に新規の場所であります。校舎を初め、体育館、また附随する附属の建物一式を建設しなければなり

ませんでした。が、那賀中学校では、体育館も附属建物も使用でき、校舎の建設だけなので、工期も工事費もふれあい広場での建設より縮減となります。

市も、現存の校舎の耐震補強工事と新築工事の対比の積算は検討されておると思っておりますが、私は、新築のほうが理想的と考えておりますが、市長の御見解をお尋ねいたしたいと思っております。

次に、4項の校舎建設に当たっての環境整備についてですが、校舎前に個人の墓地がございます。この墓地は、現那賀中学校の建設以前からの墓地であり、所有者にとっては先祖代々の墓地でありまして、それに立派な納骨墓も建立されております。

校舎建設のため、自分の都合のよいことは言われませんが、これには所有者との交渉はされておられるのかどうか、また、所有者の理解は得られても、現在は納骨墓の設置許可がなされない状況では、交渉も先に進まないが、公共工事の特例等について、校舎の建設地としての方法はないのでしょうか。交渉状況によっては、そのお尋ねをいたします。

そしてまた、建設用地が那賀中学校にありますと、生徒数も先生方も人数が今のとは違ってまいります。PTAの会合でも数多くなります。それに対する駐車場、また、スクールバスの停車、駐車場など、多くの空地が必要になってまいります。学校建設の時期に農協の敷地の買収交渉がされたと思っておりますが、開校してからは遅いと思っております。市長の御見解をお願いするところでございます。

以上、この4点について。

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、市山繁議員の御質問にお答えいたします。

芦辺中学校の校舎建てかえ用地についてという大きな見出しで小さく4項目でございます。

まず第1点目の芦辺中学校の校舎建設の用地につきましては、7月26日開催の用地選定委員会の審議結果の報告を、翌27日に教育委員会が受け、直ちに教育委員会が開かれ、協議の結果が報告されました。校舎建てかえ用地につきましては、旧那賀中学校とすること。また、校舎の建設についての検討事項も付記されておまして、本事業の進め方について、現在、教育委員会と協議を進めております。

旧那賀中学校は、閉校後6年近くになりまして、施設設備の利用停止による荒廃と申しますか、に加えて、やはり他の学校に利活用ができるもの、例えばエアコンとか机とか、そういったものもかなり持ち出しているところでございます。普通教室も、当然のことながら、1、2、3年、1クラスでございましたから、4教室不足をいたします。校舎の増築が必要であること。そのための校地の広さが十分でないことなど、学習環境として不安が残ることは行政報告で申し

上げたとおりであります。

耐震診断をして、耐震補強工事をし、不足する4教室を新築する方向でいろんな角度から検討いたしますときに、議員がまさに今御指摘されたように、耐用年数や中庭に増築したときの日当たりといいますか、採光と申しますか、学習環境を考慮いたしますと、望ましい状況ではないと考えております。しかも、昭和41年建築でございまして、既に50年を経過している校舎でございます。校舎部分だけ解体して3階建てを新築することで不足する教室数も確保でき、採光もよい状態になります。自然災害の心配のない場所で、壱岐の島の中心的な場所である旧那賀中学校の場所に安心安全で長持ちする校舎を新築することがこの機会に最も重要なことでなかろうかと思っておるところでございまして、議会や市民の皆様の御理解をいただきたいと考えているところであります。

次に、校舎の事業費の見込みでございすけれども、今年度の当初予算に芦辺中学校の校舎及び体育館の基本設計、実施設計業務、9,570万円を計上いたしております。既存の旧那賀中学校校舎を耐震診断して、耐震補強工事と屋上防水、外壁、その他の改修工事と4教室の新築工事をすると、概算で約3億4,000万円かかる。これは増築の場合でございす。耐震補強と増築の場合。

また、現校舎を解体撤去して3階建ての校舎を新築する場合は、3階建てにすることで4教室分の不足分が、不足が解消されます。教育環境も整備されますけれども、現校舎の解体撤去費が約5,500万円かかるだろうと思っております。新築の場合、総事業費を約11億6,000万円程度見込んでおりまして、その差と申しますか、増築する場合と新築する場合、11億6,000万円程度が新築する場合は高くなるということでございす。

ただし、体育館をそのまま使いますので、体育館の建設は必要ないということにもなるわけでございます。

このように、私は新築をするという方向で進めたいと考えておるわけでございます。

子供たちが、現芦辺中学校から今度、那賀中学校に移るとした場合に、やはり子供たちの場所が変わるというストレスは大きなものがあると思っております。

そういった中で、よりよい環境に移してあげる。そのことで、すこしでもストレスを解消してやる。つまり、快適な校舎に移る。そのことは、私は子供にとって大きな精神的な向上心と申しますか、それにつながると思っておるところであります。

さて、那賀中学校の校地内に共有墓地がございす。おっしゃるように、立派な納骨堂もございす。お一人については、はっきりした、現在納骨堂をつくってある方については、個人がちゃんと確定しておりますからいいのですが、もう一人の名義が、戸籍上もなかなか厳しい、お寺の過去帳などを調べないかんのじやなかろうかというぐらい古い方の名義であるようでござい

ます。

そういった中で、なかなかこれの用地交渉というのが早急にはできない状況でございます。

しかしながら、この機会に何とかそういったことも調べてまいりたいと思っております。

今、この用地が解決できますならば、本当に今、迷路のようになっているパソコン室、給食室等々にもストレートで行けるということで、非常にいいわけでございますけども、そういった事情がございますので御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（１３番 市山 繁君） 市長も私と思いが一緒ですので、そんな中ででも、この工事の順序、手順を、先ほど申しました、いろいろお考えの方がいらっしゃいますが、そこで私も補足しようと思いますが、工事の手順で、ほかの学校、他の学校の校舎の耐震工事が行われておりますけれども、今回の芦辺中学校の件は、先ほどの経緯の申しましたように、当初から、那賀中学校に建設用として選定したものではありません。その当時、いろいろここがよかろうという話は出ておりましたけれども、当初、場所の芦辺中学校の件、そして次に芦辺町ふれあい広場の件、そして旧箱崎中学校の跡地は現在福祉の里として生まれ変わっております。そして、幸いに津波対策や災害対策が適応する旧那賀中学校が残っており、これが別な私は用途施設になっていけば、ほかに安全な用地を検討するほかなかったと私は思っております。

例えば、あったとしても、用地交渉、価格の問題があり、予定どおり着工ができず、生徒にも不自由を、迷惑をかけると私は思っておりますが、建設場所があっただけでも私は幸いと思っております。

そのようなことを思えば、新築工事は当然のことと私は理解をいたしておるところでございますが、新築工事は、工事費の比較は、私の思いでは、耐震診断調査と耐震補強工事、設計料と、新築の解体工事と新築工事の設計とは、余り私は差額なないと思っております。校舎内の内部の改修と増築工事、その他設計料、新築工事などから差し引くと、校舎新築は、先ほど市長がおっしゃいましたけれども、１０億円余りということですが、それからまだ安くなるんじゃないかというふうに私は考えております。

そして、墓地の件ですが、きのう私も議会が終わりまして、那賀中学校を再度見聞をいたしておりました。そしたら、ちょうど御本人と偶然にお会いしました。そして、どうしよるかということですから、ここをずっと見て回って、お墓の件が移転できんかなという考えで見えておりましたと言ったら、先般、西原総務課長ですか、おいでになって、少し話はしましたけれど、まだ詳しいことはしておりませんと。しかし、市山さんが言われるように、学校のことであれば、私は協力しますと。うちの家内と、きど先のほうに場所は考えておりますということでしたので、こ

れは教育長とも後で同行して私も行きたいと思っております。

それから、お寺の件ですが、きのう、私も今面倒を見ている方に聞きました。そしたら、今はもう、昔のことですから、お墓参りはやめて、管理もいたしておりませんが、あれは国分寺関係だろうということでしたので、早速、定光寺の和尚さんが国分寺の代行をされておりまして、行きました。そうしたところ、それを、初めてですばいと、私聞いたのは初めてですと。私も代行でつぎからつぎに、代行がしておりますので、まだ、そういうところは使っておりませんということで、過去帳や固定資産台帳には載っておりませんかと言うと、そこまで私も考えておりませんし、檀家へ回るのが一生懸命ですというようなお話で、あした総代会があるそうですから、ぜひ私はそれを検討していただきたいというように考えております。

私も、これができますと、今、校舎がL型になっています。体育館の陰で、こう、真っすぐのところが暗い教室です。それが、大方お墓が相談ができれば、一列にできると思うんです。そうすると、いろいろ利用価値もあるし、景観もよくなるんじゃないかというふうに私も考えております。

そういうことで、とにかく相談ができれば、今度は設置の申請は個人がするわけですから、今、厳しい状況でございますけれども、それは公共施設ということで、市のほうから御助言いただければ本人も助かるんじゃないかというふうに思っています。

そして、このお尋ねですけれども、そういう例があったんじゃないかなというふうに思いますが、一支国博物館の造成のとき、あそこに幾つも墓があったんです。それが、移転、移設されておりますけれども、それはどんな方法でやられたんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、調べても私はわかりませんが、それは答弁できない結構ですけれども、そういうことです。

それで、市長に何か、教育長何かございましたら、この今まで三、四点、お墓の件までまとめて簡単にお願ひできましたら御見解をお願いいたします。市長から。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ぜひその墓の件は、お話ができるものなら御協力賜りたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

それから、財源のことを申し上げておりませんでした。11億6,000万円かかるという予定でございますけれども、当然のことながら、今の芦辺中学校が不適格なわけでございますから、それにかわる校舎を建てるということですから、当然文部科学省の補助金、校舎建設の補助金があると思いますし、31年3月末までに完成するならば、合併特例債の使用も可能でございます。

そういったことで、なるべく早く決断をいたしまして、早期着工を図りたいと思っているしだ

いであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 工事費も、私も先ほど申しましたように、ふれあい広場の場合は体育館も全部一式やらなきゃだめですけど、ここはもう体育館も全部その建物できますから、工事費の十何億円から差し引けば、そうないと思っていますし、まず、工期が私は早いと思います。それから、6年間の閉校した問題がありますから、内部の改装も、これは新築と変わらんとするんです。

そういうことを考慮して、私は言っているんですが、市長も御答弁が一緒でございますので、私も安心いたしております。

それじゃ、教育長、お願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 13番、市山繁議員の質問にお答えいたします。

お話しのように、芦辺中学校の建設予定地を選定してもらう中で、保護者の方の思いの第一は、安全で安心できる場所としての環境でございました。特に、自然災害についての関心の高さは、壱岐市の子供たちが自然災害に遭ってほしくないとの強い気持ちとして伝わってまいりました。

この会議は、場所選定の議題が中心でしたが、保護者の方の2番目の気持ちとしては、学習環境についての要望を持っておられました。学習にスポーツに集中して打ち込むことのできる環境の一つとして、議員お話しの校舎についての要望もあったようです。普通教室数が4つ不足するという状況をどう解決するか、よりよき考えと判断を教育委員会に期待される声も聞かされました。

旧那賀中学校の施設の中で、お話しのように、体育館、そしてプール、ランチルーム、パソコン室は耐震をクリアしておりますので、これはこのまま一定の改修を施すことによって、学習環境としては十分対応できると考えております。

また、統合による通学については、郷ノ浦町、勝本町、芦辺町含めまして、それぞれスクールバスの運営に対する信頼感は、この6年近くの実績から高まっており、新たな場所になっても十分対応できるものと考えております。

さて、校舎について、何といたっても普通教室が4つ不足いたします。不足教室を中庭に増築することによって間に合わせることも可能ということで説明会等もしておりましたが、将来を見据えて、この校舎部分、昭和41年建築でございますので、おっしゃるように築50年たとうとしております。ここを解体して新しく校舎を建築することにするということであれば、これは保

護者も地域も生徒もきっと喜ぶことになる」と、教育委員会の中でもそう話はしました。

しかし、何分、お金を伴うことですので、まずは議会の御理解、市民の理解を得なければいけないというぐあいに思っていますので、皆様方がこのことに関して関心を持っていただきながら、いいお考えを伝えていただければありがたいと思います。

先ほどお話しのとおり、旧那賀中学校の校地内に25メートル、15メートル、長方形に値する墓地がございました。一つの築山みたいな形になっており、木々が茂って、散乱する芝の状況も現在あるわけですが、お話のように、私どもも開発行為との関係での土地の調査もありまして、担当がそれぞれのところに出向きながら状況の把握をしながら、議員がおっしゃるような、もしかしてお譲りいただけるならというような方向での少し水を向けさせる形でお話を今進めているところでございますが、今の議員のお話を聞きましたら、そのような方向に教育委員会としてもぜひ努力をしたいと思います。もしお話ができれば、今、お話ししましたように、現校舎がこうありましたときに、ここから墓地がありますので、プールまでの間に約35メートルから40メートルの立派な敷地がそこにできるということになります。となれば、この現校舎がそのままの1本で3階建てにすれば十分な教室数の確保ももちろんできますし、場合によっては2階建てとパソコン室へ通じるところに校舎を、特別教室棟を2つないし3つ用意することで、2階建てでもできるかもしれない。そちらのほうも図面の中でしっかり検討していく価値があるかなと思っており、このことのお話がうまくいけば、そしてまた、墓地等の改正等による市の取り扱いについての情報をいただける部分があれば、こんなにありがたいことはないと思っております。

何分、先ほど申しますお金を伴うことにはなりますが、いい形の中で合併特例債等が使用できる期限の中で、見通しとしては可能だと考えており、教育委員会としても市長のほうとも協議を進めていきながら、また、議会のほうにお諮りをしたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 市長のお考えも私の考え、そして教育長の考えも同じでございますので、そこらは議会でまた予算等についても検討されると思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っています。

そしてまた、今、教育長が言われました墓地につきましては、交渉ができれば、それはレイアウトについては、配置については教育委員会の方で結構ですけど、私はきのう、所有者に確認したのは、きょう、こうした質問をしますから、議会で報告してもよろしいですかということで、それは結構ですよと御承諾得ましたので、きょうはここで報告しているわけですから、恐らく用地の買収については、この方については間違いはないというふうに考えておりますので、いずれ教育長、さっきも申しましたが、同行して、御挨拶に行ったほうがよいといえますか、私も同行

させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次にまいります。

2項のイルカパークの運営状況についてですが、この件については、平成24年の会議で、議会で私が一般質問をしておりますが、あれから4年となりますが、その間、イルカの購入、死亡等がありまして、年々イルカパークの運営は厳しい状況であります。

以前、市長は、もうかる事業は民間でやる。そうでない事業は公営でやらねばできないこともあるというふうにおっしゃいましたが、私もそのとおりだと思っております。

しかし、それは収支のバランスであって、繰入金、また起債にも限度があります。イルカパークは壱岐の観光地としては目玉で、大事な観光施設であります。イルカパークは平成7年に現在地に開園され、開園以降、勝本漁協さんの御協力を得て、トレーナーを初め、餌やり管理までを全面委託されてきましたが、本年、平成28年度よりイルカパーク振興会を5月25日に設立されて、その目的は入園数の増加に向けてとされておりますけれども、この振興会の設立計画は27年度にもう既に計画されておったのかどうか。そしてまた、6月29日に第1回の運営委員会が開催されておりますが、その協議結果内容と振興会と運営委員会の構成メンバーと活動方針についてお願いをいたしたいと思っております。

それから、2項のイルカの購入は、当初予算では3頭購入とお聞きしておりましたが、予定どおり購入ができるのかどうか。また、購入時期は、購入先の予約状況により順番があるように聞いておりますが、そのことと飼育先の水温の関係もあり、春先が私はイルカの移動はよいと聞いておりますが、その購入時期について、また、イルカの性別は検討されていることがあるかとお尋ねいたしますが、私は雄のつがいで購入できれば、都合よく、運よく飼育ができれば、イルカパーク内で出産でき、小さいときからなじんだ水温の中で育ち、現地出産のイルカであるということでPRができると思っています。これは私の理想ですが、また、購入されるイルカは何歳なのか。1頭の金額は今どのくらいであるのか。そして、先ほど言った、予定どおり3頭購入できるのか。そして、1頭当たりの1年間の餌代はどのくらいかかっているのか。そして、先ほど申しますその時期について、性別について、2項ではお尋ねしたいと思っております。

次に、3項のイルカパークの運営状況を見ますと、平成27年度収支状況では、入園料収入が405万1,275円で、支出は3,203万1,082円となっており、その工事費が129万6,000円が含まれておりますが、本年の赤字は2,798万597円となっており、工事費を差し引いても赤字額は2,668万4,597円であります。私が平成24年に質問いたしましたところは、赤字は1,803万7,710円でありましたが、平成25年度は2,494万1,000円、26年度は2,652万1,000円であります。27年度は2,798万円となっており、年々赤字が増加をしておりますが、平成25年度、26年度は、イルカ3頭を購入、26年でもイル

カ2頭を購入されており、その中でイルカの死亡事故があっており、そのような状況で赤字になっていると思っておりますが、収入の入園料が減額いたしております。これも、そのときの天候とか修学旅行や観光客の受け入れ状況にも関係いたしますけれども、収入であるイルカパークの入園料が開園当時の平成7年から今年まで21年間改定されておられません。市の事業とはいっても、必要経費も増加してまいります。今年度からイルカパーク振興会の設立とイルカの増頭を機として、入園料の改定をすべきと思っておりますが、それにあわせて価値ある入園者に魅力ある施設整備が必要であると思っておりますけれども、市長の見解をお尋ねするものでございます。

また、4項目は、イルカパーク飼育環境改善検討委員の方から、海底に70センチから80センチぐらいの汚泥が堆積しているとお聴きいたしておりました。私も、夏場に干潮のときに生けすのほうに行きますと、汚泥の堆積から、生けすのすき間、底までですね。近いために、潜るときには濁った色が浮き上がって、イルカの生態にはよくないと感じておりました。開園6年後の平成13年に1度浚渫されており、その後、本年で15年になります。本年度浚渫工事により工事費が予算化されておりますが、私も一安心しておるところでございますけれども、浚渫の時期と工事がどのように計画されてあるのか。

私の思いでは、今回、イルカの購入前に浚渫したほうがイルカの生けすの利用もしやすいと思っております。その浚渫の時期と浚渫の範囲と工期と移動場所、そして、その沖に生けすの外に1頭おりますが、それはどのように移動されるのか、お尋ねをいたします。

その4点についてお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の2番目の御質問、イルカパークの運営状況についてということでございますが、その中で、イルカパーク飼育環境等改善検討委員会を継続するのか、それから振興会の運営委員会の構成メンバーはどうかということでございます。

イルカパークは、平成7年に開園いたしまして22年目を迎えておりますけれども、イルカ頭数の減少や人気が高かったドルフィンスイミングの中止など、観光客数の減少とも相まって、平成16年度に入園者数5万1,648人でありましたけれども、平成27年度は2万2,890人と半減以下になっておるわけでございます。

このような状況の中で、イルカパークの観光施設、資源としての位置づけ向上を目指しまして、ご覧いただいた皆様方に満足していただける施設となるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

イルカパークの現状を考えまして、どのような体制が望ましいのか、内部で検討をいたしてま

いました。これまで観光商工課職員がその都度イルカパークに出向いておりましたけれども、やはり現場に責任者を置かなければ、現場での統制がとれず、人事関連等を含めた運営管理を立て直さなければ組織として成り立っていかないという結論に至ったところであります。

これまで勝本町漁業協同組合へトレーナーの雇用から餌、資材等、全てを委託しておりましたけれども、本年5月25日にイルカパーク振興会を設置いたしまして、管理運営部門をイルカパーク振興会、餌、資材等調達は勝本町漁業組合と分担をしております。目指す将来像へ向けた取り組みを展開しているところでございまして、その中で、現場責任者として非常勤職員を1名をイルカパーク振興会で雇用をいたしました。トレーナーについてもイルカパーク振興会での雇用としております。イルカパーク振興会の会長は企画振興部長、副会長に観光商工課長、事務局長を現場責任者の職員としておりまして、事務局を観光商工課の係長、幹事に勝本町の参事等を充てておるところでございします。

イルカパーク振興会の目的といたしましては、イルカパークの組織体制強化や効率的な運営を図り、魅力ある施設となるよう取り組むことといたしております。

運営委員会につきましては、委員長を観光商工課長、副委員長を振興会事務局長、委員に勝本漁協から1名、壱岐家畜保健衛生所から1名、そして壱岐家畜診療所から2名、市の水産課、建設課、観光商工課からそれぞれ1名、そして現場のトレーナー及び窓口職員での構成といたしております。

運営委員会としては、振興会の目的を達成するため、各関係機関の実務者による協議検討を行うことといたしておるところでございします。

また、イルカパークは、議員御指摘のように、施設が閉鎖的の海域であることから、環境改善など必要でございします。大学教授等を委員に、イルカパーク飼育環境改善検討委員会を設置し、これまで2回の委員会を開催いたしました。今後も必要に応じて開催してまいります。

市山議員には、せんだってから、このイルカパークの環境、水質の改善に向けて、大学教授等を紹介いただきました。お礼を申し上げます。

また、イルカの購入についてでございますけれども、現在、雄2頭を購入する予定で進めております。予算が240万円でございますが、実は、雄2頭で170万円程度を今、予定をしているものですから、3頭買うとなりますと、若干予算不足となりますが、太地町のほうで3頭もしお分けいただけるならば、補正予算をお願いするかもしれないと思っておるところでございします。

今、雌4頭がおりますので、雄2頭を今のところ購入いたしまして、おっしゃいますように、その施設で繁殖できたらなと思っておるところであります。

現段階では、その170万円程度が雄でございますけれども、1頭当たりの本来の価格は84万円で、運搬費でまた70万円程度かかると、そういったことでございします。

餌代は1頭当たりおおむね75万円かかるということでございます。

それから、購入時期でございますけれども、やはり来年2月ごろ、失礼しました。3月ごろこちらに移動したいと思っているところです。これは水温の関係もでございます。

それから、イルカパークの収支状況についてのお尋ねでございました。おっしゃいますように、平成27年度の入園者をもとに、入園料を上げたかどうかということでございますけれども、入園料を上げますには、やはり満足いただける頭数、環境を整えなければいけないと思っております。今年度、今から申し上げますけれども、浚渫等をいたします。そして、増頭もいたします。そういった中で、入園料については考えてまいりたいと思っているところでございます。

さて、イルカのふんを含む大量の堆積物の影響等によって水質が悪化しているということでございます。まさにそのとおりでございます、これが病気や死亡要因の一つと推測をしておるところでございます。

今回、所要の予算を計上させていただいております。予定といたしましては、11月中に発注をいたしまして、12月から浚渫土の置き場を確保するために、前回浚渫した土があるところの土を取らないと浚渫ができないということでございまして、前回、浚渫の残土処理を1月から2月まで、失礼いたしました。残土処理をいたします。1月から2月まで閉園をいたしまして、1月上旬に生けすの移動、1月中旬から2月末まで浚渫工事を実施する予定といたしております。工法といたしましては、イルカパーク内の海域に約5,000立米、失礼いたしました。5,000平米をマイクロポンプ船により吸い上げるバキューム方式での浚渫を予定をいたしています。

また、イルカパーク飼養環境等検討委員会の意見をもとに、現在、水質、底質の調査を実施しているところでございます。年度末まで調査期間をとっておりますので、調査終了後に委員会への報告を計画いたしております。水質は8月にいたしました。あと12月と浚渫後に水質調査をするというふうにいたしています。

もう一つ、もし可能ならば、実は御存じのように、水が入ってくるイルカパークの池と外海をつなぐところが非常に高くなっておりまして、今、イルカのいるところは肥溜のようになっているんです。もし可能ならば、そこを下げたいなという気持ちも持っているところでございます。それはしかし、なかなか県の許可等も要りますので、でも希望として、そういうふうにしたいなと思っているところであります。（「移動の場所は」と呼ぶ者あり）移動の場所は、駐車場の裏のほう、少し先なんです。（「海水浴場のほうですか」と呼ぶ者あり）イルカの移動、生けすの移動。串山の水深5メートルぐらいのところに移設するというところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（１３番 市山 繁君） 大体わかりました。雄も私はつがいと思いましたが、ほかに雌がおるから雄を２頭ということで、そこで繁殖できるんじゃないかと期待をいたしております。

そして、病気についてですが、これは私、私事になりますが、ちょっと時間を拝借しますが、先般、東京の私のニッセキの本社と福岡支店から４名のお偉いさんが来ました。このついでにまた壱岐を宣伝しようと思ったんですが、まず第一に、岳ノ辻に上がりましたが、壱岐がこんなに広いとは思わなかったと、第一声がそうでした。それから次に、猿岩に行きました。そうしたところが、これは日本にない、それは当然ですけど、日本にない、これは奇岩だと、びっくりして、あそこに座り込むような状態で感動されておりました。それから隣を通って、ここは、黒崎の砲台跡ですよという、何でもったいない、復元せんとかというような、都会的な率直な意見をいただきました。

そしてまた、それからイルカパークへ行ったら、こうした小さい島にイルカパークがあるなら、これは私たちが思っているとおり、海洋プール、海を利用したすばらしい生けすだ、イルカパークだと。市の経営とはいえ、これだけの敷地にこれだけの施設をするということは大変だろうと。ところで市山さん、入園料は幾らですかということになったわけです。入園料は、私は２００円払いましたもんですから、「えっ」とびっくりして、こんなに安いのに、よく採算とれるな。市の経営とはいえ、それはあんまり安過ぎやせんかということで、私もそう思っておりますと。

私も、できれば市長がさっき言われた、私も言いましたけども、それだけの価値ある施設をつくって、この際、４００円ぐらいはどうじゃろかなというふうに思いました。それは一支国博物館も４００円です。そのくらいに上げてやらんと、今年の入園料が４００万円そこそこです。ふるさと納税も今回４８０万円ぐらい活用されておりますけれども、そうしたことで、観光面に利用してくださいというふるさと納税の資金ですから、それだけの施設をやって、それできれいな価値あるやっぱりイルカパークをつくって、それだけの入園料を上げたらいいかなというふうに思っておりますし、４００円になりますと、今のままでいきますと８００万円の収入になりますから、幾らかたしになると思っておりますので、その点考慮いただきたいというふうに思っています。

以上、いろいろ申し上げましたが、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって市山繁議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１１時３０分といたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。赤木議員。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） それでは、午前中の最後になります一般質問を、通告に従い、行いたいと思います。

今回の一般質問は、大きく2点、壱岐市総合戦略についてということと、2番目に、移住・定住対策についてということで、大きく2点を質問させていただきたいと思います。

まず1点目の壱岐市総合戦略についてですが、日本創成会議が平成26年5月に発表した試算では、全国の約1,800の自治体のうち、896団体が消滅可能性自治体になるというものでした。こういう結果は非常にショッキングなものであり、壱岐市においても、非常に市民も心配な点だと思います。

その発表がありましてから2年余り経過しましたが、いまだにその衝撃、与えられた衝撃が大きく、落ちつく気配はありません。日本中で地方創生の大きな流れが起こって、この人口減少対策をどのようにするかということを非常に考えているところです。

昨年度は、昨年度、国は、地方に対して、人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求め、その策定状況をことし4月に公表したその内容を見ると、全国47都道府県、1,741市町村のうち、策定率は99.8%ということで、ほぼ全ての自治体が昨年度中に策定を終えました。各自治体は、平成31年度までの間に、地方版総合戦略に基づいた施策や事業を積極的に行っているところです。

そういう点で、まず1点目に、壱岐市総合戦略の中についてということで、1番、全国の自治体で地方版総合戦略が策定済みですが、壱岐市の壱岐市総合戦略の施策や取り組みの特徴は何かということと、他の自治体との比較を踏まえて、壱岐市はどういう特徴があるのかということをお聞きしたいです。

2番目に、その壱岐市総合戦略に上げられた各種事業を、現時点で設定したKPIについての達成状況を伺いたいというところです。

まず、この1項目めの、この1番と2番について、お答えを願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1 番、赤木貴尚議員の御質問にお答えいたします。

壱岐市総合戦略についてということで、2 項目でございます。

まず、全国の自治体で地方版総合戦略が策定済みだが、壱岐市の壱岐市総合戦略の施策や取り組みの特徴は何かと、他の自治体との比較を踏まえて伺いたいということでございます。

地方創生を目指す総合戦略の策定につきましては、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、本市におきましても、まち・ひと・しごと創生会議、人口減少対策会議、そして市議会の皆様からの多くの御意見をいただき、壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年 10 月に策定いたしました。この総合戦略では、壱岐市の創生に向けた雇用創出、人の流れ、子育て支援、及び、安心安全なまちづくりの 4 つを基本目標とし、基本目標達成のための基本的方向である農水産業振興、観光振興、定住促進といった 10 のプロジェクトを立ち上げ、向こう 5 年間で取り組むべき施策を盛り込んでおります。

議員御質問の壱岐市総合戦略の施策や取り組みの特徴についてであります。地方創生の実現のためには、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環の拡充を図り、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すことが重要であり、仕事、人、まちのそれぞれの各分野において重要度が高い事業を重点戦略と位置づけ、優先的に取り組むことといたしております。

具体的には、第 1 次産業における後継者、担い手の確保、育成、壱岐焼酎のブランド化、販売拡大、新産業の創出、自然、神社、仏閣などの資源を生かした観光地づくり、海外等への重点プロモーションの実施、移住・定住に関する推進体制の整備、結婚・出産・子育て支援などであり、このような事業を積極的に実施し、壱岐市総合戦略に掲げた目標を達成してまいりたいと考えております。

また、他の自治体との比較を踏まえてとの御質問でありますけれども、地方版総合戦略は、その自治体それぞれの特性、特徴を生かして策定するものでありますから、一概に他の地域と比較するということはありませんけれども、他の自治体が行っている時点において、壱岐市でも有効となるそういった施策があれば、積極的に取り込み、事業を展開してまいりたいと、計画してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2 点目として、壱岐市総合戦略に上げた各種事業を、現時点で設定した K P I について、達成状況を伺いたいということでございます。

まず、この K P I というのが何かということで申し上げますが、重要業績評価指標というものでございまして、キー・パフォーマンス・インディケーターと申します。総合戦略の中の施策ごとの進捗状況を検証するために指標を設定している、数値を設定しているということでございます。

これは、御認識いただきたいのは、計画は昨年 10 月にいたしました。1 年を経過いたします、

間もなく。しかし、実施は、平成２８年度の予算から始まるわけでございまして、現在まだ４月から半年というところでございます。現在進行中の事業でございますから、ＫＰＩの達成状況につきましましては、２８年度の分については２９年度に調査、分析を行うことといたしております。しかしながら、平成２７年度から国の地方創生先行型交付金及び上乗せ交付金を活用した事業につきましましては、この９月会議の全員協議会において、事業実績、個別事業のＫＰＩ達成状況について、詳細を御報告することといたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（１番 赤木 貴尚君） まず１点目の、総合戦略の取り組みの特徴と、他の自治体との比較についてですが、他市との比較については、成功事例があれば積極的に取り入れたいということで、そこは十分理解いたしました。

で、まず、最初の１点目の、壱岐市の総合戦略の特徴ということで、市長が幾つかおっしゃった中で、仕事というところが私の中で非常にキーワードとして引っかかったところですが、仕事ということで、この島の中において仕事をする場所をいかに確保するかというところだと思います。

これ、常々、企業誘致についてのお話を、そうですね、働く場所ということで言うならば、企業誘致が必要ではないかなというところだと思うところですが、この企業誘致については、私も、平成２５年の１２月会議において質問をしております。実は、このときに市長が、平成２５年ですから、もう今から約３年前になりますが、光ファイバー網が整備されて、その光ファイバーを利用した企業誘致をしていくというところのお答えがありましたが、現時点で、レオパレスのコールセンターは、先日２０名ぐらいの新規雇用が生まれたというところで、それ以降、常々私もいつも言っていますが、企業誘致が積極的に行われていないと、いわゆる働く場所がいまだにつくられていないというところを強く感じますが、この企業誘致について、市長が今後、この総合戦略は２８年度からということですが、企業誘致についての市長の今の時点での今後の未来、未来予想図というか、企業誘致について今どういうふうにお考えかということをお伺いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 仕事場をつくるということは、今までずっと申してまいりました。今、２５年の話をされたかと思いますが、私はそれ以降、やはり人は考え方が変わるものでございまして、企業誘致をする、それにはやはり流通コスト等々がかかる、非常に厳しい、ですから、いわゆる流通コストがかからない光ファイバー等を利用したものをやりたいということで、コー

ルセンターも25名、実質は22名でございますけど、ふえました。

そしてまた、途中で申し上げましたけれども、来年からテレワークを始めるということで、とし総務省に予算をいただきまして、2,800万円でその拠点をつくるということもいたしておるわけでございます。

そしてまた、企業誘致は壱岐出身の方の企業についても言及をいたしました。

そういうふうに、私どももそれなりにやっておりますけれども、私がこの仕事をつくるというところの中で、正直申し上げて、以前は、企業誘致、企業誘致と考えておりました。しかし、そうではないんだと。それは、今、皆さんに申し上げておりますように、もちろん企業誘致も大事です。しかし、足元を見て、例えば壱岐の焼酎を2倍つくれば何人雇用がふえるんだということ、それは、突出した2社とあとの5社を比べていただければすぐわかることであります。そういったことも、酒造の関係の方々とお話をしております。

また、先ほど、呼子議員のお話の中で、私は壱岐を売り出していくんだと、第1次産業、第2次産業あるんだと申しました。そういった中で、第1次産業、農水産業の振興を図る、そのためには、いわゆる行政もリスクをとって外に売り出していく、そういった取り組みをしなきゃいけないんだと申してきました。

私は、そういうことを通じて、ただ単にいわゆる他力本願といいますか企業誘致を図るのではなくて、みずからがやはり努力をする、そして、足元の事業を見きわめてそれを振興していく、このことが、私は、今まさにこの仕事をつくるということで求められているというふうに確信をしているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 今、市長のほうから、テレワークっていうことでお話がありましたが、これは「実りの島、壱岐～テレワークで実現するいきなみらい～」ということで、提案者が、壱岐市、早稲田実業、一般社団法人日本テレワーク協会と、ビジョンプランニング株式会社、西日本新聞株式会社、ランサーズ株式会社、富士ゼロックス九州株式会社と、富士ゼロックス株式会社と、富士ゼロックス長崎株式会社ということで、この事業がいわゆる採択されているわけですね。

そのことを市長がいわゆるそのおっしゃったわけですが、このテレワークっていうことで私も調べてはみましたが、実際これで、じゃ、何人雇用が生まれて、どのような形で、その壱岐市の中において、その働く場所というのがつくられているのかとか、いま一つちょっとイメージが湧かないんですが、これ実際、原の辻のところにいるんですよね。ということでお話を伺っていますが、市長が今、このテレワークについてはちょっと通告外なんですけど、テレワークで、テレ

ワークっていう言葉の中で、市民の方たちが、じゃ、そこで何か、何が生まれるのかっていうところをちょっと説明いただければ、市長に説明していただきたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのことについては、ここで私がお話しても、それこそ赤木議員でさえそれがわからんとおっしゃるのに、御説明できませんので、これは機会をとられて、住民の方にもお知らせしたいと思っています。

テレワークは、基本的には、極端に言えば、在宅勤務ができるっていうことですから、自分の家でもできる、そういったことなんですけれども、今回は、やはりそうではなくて、拠点として原の辻までに、はらの辻じゃなくて原の辻だな、（「はい、おっしゃるとおり」と呼ぶものあり）原の辻までは出勤していただいて、1時間でも2時間でもそういった仕事をしようという、いわゆるもうこれは模索をしていかないかんわけですよ。

ただ、しかし、今のところ富士ゼロックスが、これ議場ですから言うたら確定しますが、前向きな、何人かの職員を壱岐に定住させるという、そんなお話も伺っております。ですから、そこで、現実には富士ゼロックスの社員がそこでテレワークをする、職員がする、で、それに倣って、壱岐からどういう、今、申されましたいろんな協賛企業ございます。そういったところから仕事を紹介してもらって、今、アプリの技術を持った、いわゆる19名の人材の育成ができています。そういった方々を中心に、やはりテレワークを現実と体感としてやっていく、そういったことを、やはりまだまだ模索の段階であると思っております。ただ、そのテレワークを、そして総務省から拠点の整備の補助をいただきましたから、これは私は壱岐の雇用の促進の大きな力になると思っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 今、市長のお答えの中で、富士ゼロックスさんの可能性があるということでお話をいただきましたが、この富士ゼロックスが中心となって行っている壱岐なみらい塾というところがあって、その活動も、いろんなメディアを通じて表に出ています。私もこの富士ゼロックスさんに期待するところは非常に大きいなと思っておりますし、ぜひ、富士ゼロックスさんに関しては、この壱岐市とうまく力を合わせて雇用の場を生んでもらうし、そして、なおかつ富士ゼロックスさん自体もこの島で何かその壱岐の島のために力を貸していただきたいなというところは私も思いますので、今後は、市長の今のお話と、あとは議会もそこをしっかりと勉強した上で、富士ゼロックスに現時点では力をお借りして、壱岐市で、壱岐の島の中で雇用が生まれるようにやっていっていただきたいなと思っておるところです。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2 番目の質問で、移住・定住対策についてということで質問したいと思います。

まず1 点目に、この壱岐市の中に、移住・定住を呼び込むための壱岐市自体の定住者・移住者に対しての売りは何か。そして、他市との比べて壱岐市の弱いところは何か。そして、その弱いところを含めて、この壱岐市は、移住・定住者を呼び込むための対策は何を考えてあるのか。

2 番目に、定住の定住者とか交流者に対して、インターネット上に一般社団法人の移住・交流推進機構というのがありまして、その中で移住情報を、移住情報ポータルサイトへの、ポータルサイトというのがありまして、その中で各市町村が移住のお知らせをしております。そういうところに壱岐市も情報提供をして、1 人でも多くの方に移住してもらうことはどうかということです。

3 点目に、壱岐市へふるさと納税をしてある方に対して、お試し滞在を進めたり、滞在費の引きを行ったりしてはどうかというところをお伺いしたいです。この3 点目は、いわゆるふるさと納税をされる方は、壱岐市に興味があつてふるさと納税をしていただく方もおられますので、そういう方に、ぜひこの壱岐の島をしっかりと体験していただいて、で、移住や定住につなげてはどうかというところです。

4 番目に、現時点まで壱岐市の中に移住していただいている方ですね、移住した定住されている方々へのサポートや相談体制は整っているのかと、どういうふうにして相談やサポートを行っているのかというところです。

5 番目に、壱岐市で定住や移住につながらなかった事例、いわゆる失敗事例を把握されているのか、そして、その原因、分析や改善策はどのようにしているのかというこの5 点について、お伺いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の2 番目の御質問、移住・定住対策についてで、5 項目ございました。

まず、第1 点目に、壱岐市に移住・定住を呼び込むための売り物は何か、他市と比べ弱いところは何か、その対策はということでございます。

この、私、強み弱みというのは一概に言えないと。なぜかといいますと、島に行きたい、山奥に行きたい、これは移住する方のニーズがあるわけです。そのニーズが離れておれば、強みと思うとっても強みにならんわけですよ。ですから、その辺は、私は一概に、ここは壱岐は強いぞ、ここは弱いぞにはならんという、やっぱり移住・定住を望む人のニーズに応える、そこが一番強みだと思うわけです。ですから、その辺は、そういうことは、ひとつ少し加味してお聞きを願い

たいと思っております。

しかしながら、そうは言いながらも、壱岐市の売りというのは、やはり自然、歴史、神仏の持つ力に加えまして、壱岐に住む人々の向上心と情熱、おもてなし、そして、実りを生み出すことができるさまざまな面で、大変恵まれている島だということが私は売りだと思っております。そして、この島の持つさまざまな力を生かしまして、みずからを実現されたいことを実らせる島であることが、移住を検討される方々にとっても大きな魅力であると考えております。私どもが壱岐を実りの島と呼ぶゆえんでございます。

加えて、移住・定住者に対する本市の基幹産業であります農業、漁業につきましても、新たにチャレンジしていただくための基盤はできておりまして、県と共同して新規就業の制度や移住者に対する住宅ソフトの支援制度も確立をいたしております。

また、最近ではワークスタイルも大きく変化をしております。拠点を持たずに、先ほど来の話でございますけども、例えばパソコン1台で場所を選ばずに就業が可能となっております。そうした自由度の高い職業の方にとって、光通信網を整備していることの壱岐市は魅力ある土地であると考えております。

他市と比べて弱いところがございますが、やはりそれは離島ということであるかと思っております。島外から飛行機や船でのアクセス、また希望される住居が少ないことや2次交通の問題もありまして、移住に迷いが生じているのではなかろうかと思っております。

対策といたしましては、ことし4月からワンストップ窓口を設置して、対応を行っているところでございまして、今後も移住相談会、ホームページ等で壱岐が大都市の県、福岡に1時間でアクセスできるという点や、壱岐の魅力を情報発信することが必要であると考えております。

また、各関係機関とも連携して、移住者の獲得に努めてまいります。

次に、一般社団法人移住交流推進機構が提唱している移住情報ポータルサイトの情報提供にお願いしたかどうかということでございます。これ、通称ジョインという機構でございますけれども、壱岐市も会員でございます。現在は地域おこし協力隊の募集に活用いたしておりますけれども、壱岐の移住関係の情報はまだ掲載には至っていないというところでございます。

市としましては、市のホームページで壱岐市における島暮らしの体験や仕事の情報、空き家バンクを掲載した壱岐島暮らしを運営し、情報の発信に努めております。

それに加えて、本年の4月4日に長崎移住サポートセンターが県と21市町との共同運営で開設をし、長崎本部に4名、東京に1名の体制で運営されておまして、専用のホームページ、長崎移住ナビがございます。現在、ここを中心に情報を集約して発信しているところでございます。

この運用状況ですけれども、4月から7月までの移住相談件数は、去年同期実績159件に対しまして、今年度は長崎・東京合計して710件と大幅に伸びております。この発信力を生かして、

今後も長崎移住サポートセンターと壱岐市のワンストップ窓口を中心に移住者への対応を図っていき、さらに移住情報についても提供してまいりたいと考えているところでございます。

それから、ふるさと納税者に対してお試し滞在を勧めたら、滞在費の割引を行ったらどうかということでございます。

このふるさと納税をなさった方に、そういうお勧めをするということは、非常に厳しい。なぜか。言わずもがな、個人情報でございます。ふるさと納税をした方は、ふるさと納税をその目的にされておる。その住所を、その個人情報をもとに、こちらから移住はどうですか。これは非常に厳しいと思っております。

ただ、その中に壱岐市のお礼として、観光連盟の壱岐の旅行商品がございます。ですから、そういうものを利用してくださいということを、ぜひということ、それはできるかと思っております。ところでございます。ふるさと納税につきましては、今回、補正予算の計上も出しまして、力を入れております。今後ともアイデア等、お願いをいたしたいと思っております。ところでございます。

それから、現在まで移住していただいている方のサポートの相談体制はどうかということですが、現在まで移住していただいている方々のサポートや相談体制は、6月に、実は着任していた地域おこし協力隊、この方に大変期待をいたしておりました。しかしながら、諸般の事情によりまして退職をなさいましたので、現在、移住・定住の窓口として新たに地域おこし協力隊の募集を開始しておりまして、このサポート体制をちゃんとしていきたいなと思っております。ところでございます。

移住者につきましては、窓口を介さずに移住をされた方もいらっしゃいます。さまざまなネットワークで壱岐へ移住されている方も多数いらっしゃいますが、これらの方々につきましては、なかなか行政での把握が難しい状況にございます。また、Iターン者だけでつながっているグループ等もございまして、そうした方々の集まりも頻繁に開催をされていると伺っております。

一方で、就業研修制度で壱岐市に移住をされている方につきましては、研修に入られている漁協・農協様が大きくバックアップされております。そうした方々とも今後各担当窓口ともつながりを持ち、情報交換をさせていただき、新たな移住者獲得への体制づくりに生かしてまいりたいと考えております。

また、移住者につきましては、やはり地域コミュニティに入っていただきまして、地元の皆様とかかわっていただく、そういったこともぜひお願いしたいなと思っております。ところであります。

さて、5番目でございますけれども、壱岐市で定住・移住につながらなかった事例、失敗事例を把握して、その原因分析・改善策を伺いたいということでございます。

昨年度、窓口を介して移住をされた方は3名おられます。その3名とも現在も壱岐市に定住をされております。うち2名は長崎移住サポートセンターが仲介して、壱岐市への移住をされてお

ります。この3名の方には担当が8月もそれぞれお会いして、情報交換し、フォローしておるところでございます。

こちらで把握ができていないものにつきましては、お答えすることができませんけれども、相談窓口におきましては、本年度は7月末で17件の相談がっております。移住検討の相談段階で、この中で、例えば空き家を5,000円で見つけてくれないかとか、ゲストハウスを経営したいので、1戸建ての5LDKを土地・庭・駐車場つきで100万円で探してくれないかとか、こういう方を失敗例とするならば、失敗例があるわけですがけれども、非現実的な要求をなさる。そういった移住者もかなりいらっしゃるということをお知らせしたいと思っております。

行政で全てを整えることには限界もございますから、壱岐を知っていただきまして、壱岐ではどういったことを実現できるか、どういった暮らしができるかということをややかに相談させていただきまして、移住へのステップを踏んでいただけるよう、関係機関とも連携を図ってまいりたいと思っております。1人でも多くの移住者を獲得したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） まず、今のお答えの中で、1点目の壱岐市の売りはというところで、市長、その後に売りをしっかり言われたので、私はそれは壱岐市の売りじゃないかなと思うところですが、市長が、壱岐市のトップであられる方が、ないって言うことは、できればいってほしくなかったなと思うし、どんどん湧き出て来るように言っていたきたいなと思ったところですが、その後に壱岐市の売りをしっかり言われたので、それはそれとして心の中にあられることだなと思います。

しかしながら、先ほどのお話の中で、移住者のニーズに対してという文言がありましたが、これは、僕は移住したい方に対して、逆に、壱岐市はこうだぞと、壱岐市はこうだから移住しませんかという、しっかりしたこっちが発信、逆に、壱岐市側が目的、その方に合う、移住者に合う何かメニューみたいなを出して、それに合う方が壱岐に移住されると、そうされたほうが確実に移住、そして定住されるのではないかなと思ってますので、例えば、例えばの言い方として、壱岐市は移住する島の住宅、住むところを売りたいと思いますよね、ここに住みませんかという、ものを売る、例えとしてこの家に住みませんかってものを売るときに、売り文句がないのに誰も買わないわけですよね。ものを買うときに売り文句があるから、これをこういうふうにおいしいですよとか、こういうふうがいいですよという売り文句がないと、誰も買わないわけですね。

それを今の状態で、壱岐市の移住・定住に対しての売りは何かって、ないわけではないで、そしてニーズがあるんでしょうけど、そのニーズに答えるには、いろんな幅広いニーズがあり過ぎますので、それに対しては壱岐市もいわゆる離島であったり、住宅のいろんな不備があったりして、

応えられないわけですね。だから、壱岐市はこうだから、こういう目的に対して移住される方、いませんかという、しっかりした提案をしてあげることが大切じゃないかなと思います。

移住ってというのは、いわゆる移り住むわけですから、移るための目的があって、住むための場所があってこそ移住になるわけなんで、その目的をしっかりと、逆に壱岐市はこういうことでぜひ定住して、移住してほしいと言っていたきたいなと思います。

なぜなら、今さっき市長がおっしゃいました。1次産業、壱岐市の中で1次産業しっかりとしていきたいというのであれば、1次産業に対して移住・定住者をしっかりとアピールして、そこをやっていけばいいんじゃないかなと思ってます。

その中で、ふるさと納税者に対してのアピールということは、個人情報で非常に厳しいということではありましたが、私にとっては、ふるさと納税者に対して、移住のためのお試し住宅とかを用意しますから、例えば一時的に住んでみませんかというのを提案するのに、個人情報が必要なのかなというのがあります。ふるさと納税される方に、よければ壱岐に移住されるためにお試し住宅を用意しますので、割引しますよとか、そういう提案をすることは、旅行商品を提案することと同じように、壱岐市にぜひ住んでいただきたいということをしっかりとアピールするのに、僕は個人情報はあまり関係ないんじゃないかなと思っております。

そして、先ほどのサポート体制において、6月にやめられた地域おこし協力隊の方ですね、これ、まさしく移住・定住の失敗作なんですよ。せっかく地域おこし協力隊としてこの移住・定住のサポートをしてもらおうとして、島の外から来てもらった方がやめてしまって帰られたんですよ。これこそ失敗ですよ。

これが何で失敗だったのかっていうことをしっかりと分析できないと、次、地域おこし協力隊、募集されてますよね、平成28年の11月1日から平成29年の3月31日まで、約4カ月。4カ月の間、誰か来ませんかっていうことで、地域おこし協力隊を募集しております。これ、最長で3年間ですけど、基本的には4カ月ですよ。これ、業務なんかは定住・移住関係業務ということでU・Iターン者の情報提供とか、あとは移住受け入れの体制整備とか、移住・定住の環境整備や企画とか、空き家バンクの拡充・情報提供とかありますが、これ、改めて募集されて4カ月のために誰が来られるのかなと思いますし、前回の地域おこし協力隊の方の失敗の分析は、僕なりに思うと、やはり地元のことがわからない人が移住・定住したいっていう相談を受けたときに、どう答えるのかなと思うんですよ。

僕でも、私でも実際、知らないところもあるんですよ。私が住んでるのは郷ノ浦ですけども、いろんなところに行きますが、ああ、こんなところ初めてだって、島に何十年も住んでる人間がわからないことがいっぱいあって、例えば観光に来られた方に説明、頑張っと思うけど、うまくできない、わからないことがいっぱいあるんですよ。

それを、地域おこし協力隊に来てもらって、4カ月間の間にこの移住・定住の仕事、してもらおうというところが、まさしくそこがわかってないなと。前回、6月にやめられた方は、そこが失敗してるんですよね。そういうとこ、しっかり分析しないと、移住・定住者、ふえないですよ。

平成26年から平成31年までの間に、約150人ふやしたいんですよね。平成31年には200人の移住者をしたい、総合計画で書いてありますよね。これ、実際、本当、失敗原因を分析できないのに、いくら頑張っても無理じゃないかなと思います。

そして、先ほど長崎移住情報関係のお話ですね、インターネット上の。今度、平成28年の9月25日、東京で、長崎県島暮らし相談会というのが行われますよね。ここに参加する地域が佐世保・対馬・上五島・五島・西海・壱岐と、ここに6地区がこの相談会、されます。壱岐市もされます。その中に移住コンシェルジュというインターネットのホームページがあって、そこにいわゆる、先ほども言いましたが、情報開示というところと言うなら、情報提供で言うなら、インターネット上に詳しく、移住しませんかって、先ほど市長は島暮らしのこと、言ってありましたが、ここの中に、佐世保・対馬・上五島・五島っていうのが非常にもう移住者に対して事細かなインターネット上のことが書いてあります。

それに対して、壱岐市の島暮らし、非常に担当者の方、頑張っていると思うんですが、担当者以前の問題で、ホームページをつくる業者だったり、本当に定住者をふやしたいという熱意が全く見られないホームページなんですよ。

なぜなら、言うところ切りがないんですけど、中に書いてある項目が非常に定住者に対して不親切なんですよ。私も、見れば見るほど、こんなインターネットのホームページ見て、誰が移住するんだって言うぐらいに、はっきり言ってひどいなと思います。

こういうところ、やはり移住者・定住者は自分で来たい、まず来てもらうためには先ほど言いましたが、お試しの滞在住宅を用意すると、そういうことであれば、あつ、きますよとなりますけど、それ以前、じゃあどうするかって言うと、情報を収集するわけですね。集めるわけです。その中でインターネットって非常に大切な役割があって、その発信元がいわゆる今、さっき言った、壱岐の島暮らしっていう、非常に見た目に白黒の見にくい、住みたく、ちょっとならないようなホームページになってますので、そういうところまず改善しないと、本当、こういうところが全く原因追及としてできてないっていうのが、私を感じるところであります。

ちょっといくつかバタバタと言いましたけど、市長がもう言いたそうに、何かおっしゃりたそうなので、ぜひお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の追加の質問というか、批判にお答えしたいと思ってます。

私は魅力がないとは一言も言っておりません。少し、理解してくだいせんか。私が言葉を、説明が悪かったかもしれませんが、私は移住者のニーズがあるから、一概に強いとか、弱いとか言えないんだよと言っとるわけです。しかし、以下のいいところもありますと言っております。これは、弁解のようですけども、私は一言も壱岐には魅力がないとは言っておりませんので、認識をよろしくお願ひしたいと思っています。

それから、個人情報については、私はふるさと納税をしたら壱岐からそんな文書が来たよということ、これはあまり嬉しくないと思いますね。しかし、それはひとつ総務省に私、聞いてみたいと思っています。赤木議員は大丈夫とおっしゃるから、私はいかんと思っておるわけです。

それから、3番目の、これはちょっとこの地域おこし応援隊の方がお帰りになった、失敗作じゃないかとおっしゃった、強くおっしゃった。

私は申しわけないけど、人生の中でどうしても、どうしてもやめざるを得ない、そういう事情はあるんです、私はあえて申しません、これこそ個人情報ですから。そのことを取り上げて、内容も確認しないで、それは失敗だと言い切られる。私はこのお帰りになった応援隊は、決して失敗ではございませんでした。一生懸命やっておりました。しかしながら、どうしても、誰が考えても、それを、退職をおとめできない、そういった事情がこの御本人、おありだったんです。ですから、残念でしたけれども、おやめいただいた。そういう状況でございまして、それは決して失敗ではございません。そのことをはっきり申し上げておきたいと思っています。

それから、4番のホームページの問題でございす。赤木議員はどうしてこんなことで、こんなぐらいのその情報提供で移住者が来るかと、ホームページ見て思うと。どうぞ、この場所でも結構ですが、担当課に行って、議員さんですから、市の職員の指導をこういうふうにすべきだと、これは悪いぞと、どうぞ御指導ください。お願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） まず、私は地域おこし協力隊の方、個人に対して失敗だとは言っておりませんので、そこは市長、ちょっと、私はその方が失敗じゃなくて、その方が定住できなかった原因は何かというところをしっかりと考えてほしいということを言いたかったですから、まず1点ですね。

そして、ホームページの指導を何で私がしなきゃいけないんですか。市長がやってくださいよ、市長の部下でしょう。職員さんは立派な方が多いです、若い職員はホームページのことも現状をやっぱり変えなければいけないなとわかってあるんです。

ただ、そこに対して必要な予算だったり、契約してる業者の技術だったり、そういうところが

あるわけですよ。ぜひそういうところを若い職員から聞いてもらって、私の口からでなく、市長が直接、お話聞いて、若い職員からそうかと、じゃあそう言うんだったらどうかしなきゃいけないと言って、市長が考えていただきたいなと思います。

私はホームページの技術屋じゃないので、基本的に、他市と比較することしかできません。こっちはこういうふうになってるから、これに対し、壱岐市はどうなのかなというところを話ただけであって、基本的に批判してるわけじゃないです。

はっきり言いますけど、いいところはしっかり見習うって言ってありましたから、他市の移住・定住のホームページをしっかりと見ていただいて、その職員さんにはわかってあると思うんです。その意見をしっかりと集約して吸い上げてあげる仕事、市長にぜひやっていただきたいなと思います。

先ほどもいいましたが、地域おこし協力隊の方が個人的に失敗してるわけじゃないんですよ。地域おこし協力隊を募集して、受け取ったこの壱岐市自体の、その方たちをうまく仕事しやすい状況をつくってやるのが大切だと僕は思います。だから、個人的に、その方が失敗したわけじゃなくて、やはりその方を定住や移住につなげられなかった壱岐市の取り組みが失敗じゃないか。

ただ、失敗ちゃうか、今後また、次また新しく募集してますよね。その募集を失敗じゃなくて、せつかくまた次、新たに募集してある方にできれば最終的に定住・移住していただきたいなというところに取り組むために、やっぱり原因をしっかりと考えていただきたいなと思いますが、市長自体は移住・定住に関して、どれぐらい必要性というのを感じてあるのか。

私は基本的に市長が移住者・定住者に求めているものっていうのは何かっていうのをお聞きしたいと思うのが最後にあります。移住・定住する方に市長がこうしてほしい、ああしてほしいということはないのかなと。そういうことがあれば、ぜひそういうのを施策に盛り込んで、移住者・定住者が本当に目的にあった移住・定住につながって、長くこの壱岐の島に住んでいただけるようになっていくんじゃないかなと思いますが、市長、ちょっと何か答弁お願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まず、地域おこし協力隊が失敗だとおっしゃる。

○議員（1番 赤木 貴尚君） いや、言ってないですってば。

○市長（白川 博一君） いや、言うてる。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 言ってませんって。

○市長（白川 博一君） いやいや、地域おこし協力隊は全部、今、壱岐に残っております。そして今回、採用した方が、のっぴきならない原因でおやめになった。それが事実でございますので、

今からどう言った、こう言ったということ言いませんけれども、地域おこし協力隊は壱岐にとって本当に地域おこししていただいている。そして移住していただいている。それは、私は十分評価できると思っておるところであります。

それから、私の指導力のなさ、それはわかります。ただ、御存じであれば、お気づきの点を担当にお知らせ願いたいということを申し上げておるわけです。今回、ホームページもリニューアルするようになっております。そういうアドバイスをいただいたならば、よりよいリニューアルができていると思っているところであります。

その３点目の、移住・定住者に臨むこと。私は、それはありません。どういうことかと言うと、移住・定住をしていただくことが目的でございます。移住・定住をしていただく、そういう方にこういうこともお願いしますよ、そこまで厚かましいことは言えんわけです。どうぞ壱岐に来てくださいよ、壱岐はいいところです。そしてその後に移住・定住者の方々が、御希望があればそれを聞く。そういったスタンスで臨みたい。移住・定住される方にこうしてください、ああしてください、そういう臨みは今のところございません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（１番 赤木 貴尚君） 地域おこし協力隊について、どうこうじゃなくて、私は地域おこし協力隊の方は本当に頑張っていると思います。今、実際、いろんなさまざまなジャンルで頑張っている。

その中で、また再度、地域おこし協力隊を１１月１日から募集すると。その募集はいいんですが、募集する業務内容が非常に、いわゆる、今さっきも言いましたが、私、島に住んでる人間でも、なかなかいろんな情報がわかってないところがありながらも、この新しく地域おこし協力隊の方たちに定住・移住関係の業務をお願いするというのは、非常に難しいんじゃないかなと思っているところがあります。

そして、また、これが非常に高いハードルになって、この地域おこし協力隊の方が移住・定住につながらないようにならないように、ぜひ見守ってあげて、サポートをしてあげたいと、あげてほしいと思います。

そして、ホームページのことについてですが、市長がおっしゃるとおりに担当課に行っている話をして、ここはああしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかというのは、話したいと思います。しかしながら、そのいただいたいろんな問題点を実際、それは担当課から課長さんや部長さん、そして市長のほうにスムーズに話が行って、この移住・定住の本当にしたくなるようなホームページに１日でも早く変わるように私も本当、話をしていますが、それこそ市長が英断していただいて、他市に負けないぐらいの、壱岐の島の魅力がたっぷ

り詰まった、本当に住みたくなるようなホームページにしてもらいたいと思います。

先ほどから言いますが、市長が求めるものはないというふうにおっしゃってますが、ぜひ私はその移住者の方に、壱岐市でこういうことにぜひ頑張ってもらいたいから、移住しませんかという、言葉的には求めになりますが、具体的に壱岐市が取り組んでほしい、このために移住しませんか、このために移住するならこういうサポートしますよという逆に提案したほうが、僕は移住者につながるなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 移住者のサポートは非常に難しい。壱岐において、移住者をめんどろみる。難しい。移住をして来たからこそ、移住者の気持ちがわかる。そういった意味で、そういう条件を付して募集をしてるんです、地域おこし協力隊を。壱岐で難しいから。ですから、そしてまた最後におっしゃった、こういうことをしてほしいから移住してくれませんか、まさにそれがこの地域おこし協力隊、していただきたい、移住者のサポートしていただきたいから応募してくれませんか、まさにそのとおりのことをしておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 総合計画では、平成31年までに移住者を200人という目標を設定されてますので、その目標に達するように私たちも議会も協力、私も個人的には協力していきますので、市長の強力なリーダーシップでこの200人、達成するように、そしてKPIをみんなで検証していきたいと思います。

以上です。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時20分といたします。

午後0時20分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、田原輝男議員の登壇をお願いします。田原議員。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

○議員（９番 田原 輝男君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回の一般質問の通告書は、私に寄せられました市民の方々の声を、そのまま一般質問に持ってきてまいりました。それで、本当に簡単な質問でございます。それで、市長におかれましても、教育長におかれましても、私の納得する回答を、すぐ終わりますように、そしてこれがきょう、最後の質問でございますので、笑顔でまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員、マイクの使用を、口に近づけていただければと思います。

○議員（９番 田原 輝男君） それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず１点目の、このスポーツ施設について。これは全体的に私、触れようかなと思いましたが、でも、若干、調べも遅れましたので、大谷に限って質問いたします。

１点目の、関連部署の統一について。これにつきましては、現在、大谷グラウンド一帯が３つの部署に分かれております、私の把握した範囲では。その中で、まず教育委員会、そして市民部、建設課、この３つの部署に分かれておるわけで、それで市民の方からいろいろと、この問い合わせがありまして、連絡をしたら、いやいや、ここじゃありませんから、どこどこに連絡をお願いしたいという、いろんなこの行政の縦横の連携的なものでございます。

そして、大谷の中に管理人がいらっしゃいますけども、なかなかそこにとっても難しい点もあるかと思います。

それで、よく使用される方は内容をよく把握できておりますけども、なかなか把握できない人もたくさんいらっしゃいますので、まず統一を図っていただきたいというのが第１点でございます。

２点目の、この大谷グラウンドの使用料金、これは電気代のことでございます。これも私くしに、もうはっきり言いまして、武生水の盈科小学校の野球部の父兄の方から私にお願いがありまして、県体を、練習をしたいけども、何せ大谷の料金が高くて一般料金と変わらんと。本来ならば、盈科小学校にナイター施設があるならば自分とこでしたいですけども、ナイター施設もありませんということで、そういう問い合わせがありましたので、ここに通告をしたわけでございます。

それで、またこのナイター施設につきましては、各地区それぞれ取柄で、私のところの地元の志原におってもこれは確か公民館でやってるんじゃないかなという具合に思っております。そして、これは初山地区も一緒だと思います。ナイター施設があるのは郷ノ浦の学校施設が重点的で、まず、例を挙げてみますと、芦辺小学校についてはこれ、旧町時代に施設をつくられてまして、そのナイターの使用料が私の聞いた範囲では７００円台じゃなかったかなという具合に思っております。

その中で、この各地区で補うのも結構ですけども、まず、各地区の公民館も市からの補助金もカットされる中で、四苦八苦されて子供のためと思って、このナイター使用料を地区で払ってあるところも多いかと思っております。

それで、この同じくらいの子供の通う学校施設の中で、そうしたバラつきがあるのが、この一般質問した内容でございます。

それで、もう1点は、これもまた大谷体育館の掲示板のことでございます。これは教育長も把握できていると思いますけども、当初、できた当時には、きょうは何々があつておりますと、催しごとじゃなくして催し物という掲示板になっておりました。そして、ある女性の方が、それが頭にあったものだから、大谷に行ったら掲示がなかったから、石田に行つたと。石田に行ったら案の定、なかったと。そしてまた大谷に帰って来たら、大谷であつたと。中で体育館であつたと。そして、やっぱり市民の方があっち行き、こっち行きされる状況の中で、その掲示をもうしないのならないで外していただきたいと。そういうお叱りを受けました。

それで、ここにこの3点を理由に通告いたしました。市長と教育長に回答を求めたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 田原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 9番、田原議員のお尋ねにかかわる大谷グラウンドにつきましては、主に社会教育課のほうで管理等をしている施設が多うございますので、私のほうで、まずは答弁をさせていただきたいと思ひます。

お話のように、大谷の公園一帯の中における施設の統一については、これまでも御指摘をいただきながら、それぞれ施設のできました経過と目的等の違いがあつて、条例の制定がなされております。それゆゑにその話し合いを持つことをしながらも、なかなか前に進んでいないという状態がございます。

例えば、今、議員がおっしゃった形の中で言ひますと、ゲートボール場を使おうと思つたときに、大谷公園の事務局のほうに行つていいのか、あるいは下の8面のゲートボール場のときにはどうなるのだろうかとか、そういったことも聞かされておひまして、できるだけ、職員が囑託でござひまして、業務の多さ等もある中で、いろんな形で窓口の申告の一本化については可能な限り、やはり私も社会教育課のほうで対応できたらという方向での検討はしております。

よつて、まずお話にありました利用する場合の申請等について、あるいは鍵の受け渡し等については、可能な方向で窓口の一本化を検討していきたいと思ひます。よつて、市民生活部、あるいは建設部のほうと話を進めながら、どういう運営の形態がよろしいかということも、本当におっしゃる形で前に進めなければいけないときに来てるだろうと受け止めております。

2点目の、大谷グラウンドの使用料金、中でも特に夜間照明についての御指摘だったと思います。

お話のように、これまで旧郷ノ浦町時代に志原小、初山小あるいは沼津中等については、軽度なスポーツができる程度の夜間照明の、渡良にもございます、設置をされたようでございます。柳田と武生水地区については大谷のほうを使ってもらえるから、学校での直接的な設置はしなかったという具合に承っているところでございます。

そういった意味で、利用する場合に料金について、先ほどの4地区については社会教育課のほうからそれぞれの地区に一定の補助を出しておりまして、その地区が料金等については対応していただいと。ところが直接、武生水地区、柳田の場合は負担をしなければいけないということでの保護者の方のお考えだろうと思っております。

盈科小学校の例えば野球で言いますと、27年度も10月から12月にかけては約27回利用されておられるようです。利用料金としても3万8,000円のそれぞれジュニアクラブ運営の中からお出しいただいと。ほかにも少年サッカーだとかジュニアランナーとか、大谷のナイター設備を利用しながらも、減免措置がない中での対応ということで、今の御指摘だろうと考えます。

ところが、旧町時代のことからしますと、例えば天ヶ原のグラウンドとか、あるいは先ほどの芦辺小学校のナイター設備等についてはいくらかの減額措置等もあります。これは、利用料につきましては条例の中に、市長は公益上、その他特別の理由があると認める場合においては使用料を減額し、または免除することができるという規定がございますので、この項目の中での検討を進めていくことで、利用料金の統一も含めながら、その減免減額等についても対応しなければと考えます。

少し時間がかかりますが、たちまちに考えて、今の武生水地区でのそういった利用につきましては、利用回数等についてこれまでどおりの回数をそのまま減免対象にするかどうかから含めて、例えば県大会に出場する権利を得られた、九州大会に得られたと、どうしても練習時間が昼間が短くなって、少しでも、30分でもしたいんだと。そういう県民体育大会の一般人のときの取り扱いにもございますから、そういった点での大会前2週間は減免2分の1等を考えたりとか、そういう具体的な方向をこの28年度、これから日が短くなりますので、社会教育課のほうでまず考えながら、市長のほうに相談を持って行きたいと考えます。

3つ目の、大谷体育館の掲示板については、もう御指摘のように、当初、できたときは木を利用した大変個性あるものとして親しまれておりましたが、今、気になるような形で、少し朽ちております。あそこに掲示をしても、何となくずれるような形の中と、場所が三叉路になるところからして、車で見てもらった方がいいのかどうかも、今、含めて少し検討しておりまして、まず、

これはこの掲示板をやり直します。お金はもちろん伴いますので検討いたしますが、今、大谷体育館につきまして、耐震補強工事等も今年度施工するような形にしておりますので、駐車場の場所で車を運転する人に見やすいところがいいのか、それともどこか掲示板があるなど、一般の駐車場に入ればその掲示板で確認できると。つまり、正面玄関に行かなくてもその裏のほうにできると。そういう形でも、むしろ掲示のあり方があってもいいのかといった角度から考えて、もう少し具体的に言いますと、壁面にかなり大きな形で取りつけた形で、道路ぐらいから少し催し物の掲示があるなど。少し近くに行けばわかるなというような形の視点でも考えてみたいと考えているところでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議員（９番 田原 輝男君） それでは、今、教育長から答弁をいただきました。

その中で、やはり、まず下からいきまして、体育館の掲示板についてはあそこに限らず、車の中から走りながら見る状態ではなくして、これならというところで安全性を持ったところにもう１回掲示をさせていただきたいと。

それと、その指導に当たっては、小さな催しごとは別といたしまして、ある程度の催し物については掲示を前のようにしていただきたいというお願いでございます。それでは、これは早急な対応と言いますか、今、１２月ぐらいの大谷の耐震工事があるかと思っておりますけども、そのラインじゃなかろうか、時期的にはと思っております。その耐震事業が終わりました後に設置をしていただく、ここというところにさせていただくということをお願いいたします。

それから、部署の統一については、旧町時代からいろんな補助メニューの関係で、今、教育長が申されました。その関係上、今まで足を引っ張っているのではなかろうかなと思っております。これは、大谷に限らず、壱岐市全体に言える問題でありまして、これは本当に部署の統一、もう合併して１１年を回り１２年目になっております。そろそろ、ぼちぼち統一も図っていいものと、私はそう思っております。

それで、使用料金につきましては、今、教育長から申されました、せめて全額とは言いませんけど、せめて半額までにしていただけないかなというのが、盈小の父兄の希望でございました。それで、これは教育長と本当にあれかと思っておりますけども、本当に将来的に、将来の子供を担う上、また教育上の問題、いろんなスポーツの問題を兼ねまして、できる範囲内の考えを示していただきたい、そうをお願いをいたして、１点目については終わります。

２点目につきまして、スクールバスでございます。これは、ここに私が書いておりますとおり、通告しておりますとおりに、芦辺中学校も那賀で決定でございます。それで、芦辺町ではスクールバスの見直しが恐らくあると思っております。それで、同僚議員の中からスクールバスのルートの見直しについて、いろんな意見が、質問がなされた、そしてこの郷ノ浦町に限っては、いろ

んな方向から見直していただきたい。

前、最初に私が一般質問したときに、近くの子供さんが乗って、遠くの子供さんが歩いて通勤をしてると。そうした状況がないように、いろんなアンケート調査をされてでも、壱岐市全体のスクールバスの見直しというのは、この際ではなかろうかと思っております。

そして、中学校の統廃合、スクールバスのときに、前教育長だったと思います。1年間だけはこれで運行されていただけないか、1年たったから見直す点は見直していきましょうという、これは議事録に残っておるかと思えます。そうした答弁があったかのように今、思っておりますけども、それで、この際、教育長、思い切っているんなアンケート調査でも構いませんから、これは子供議会の中でもこのスクールバスについてはあったかと思えます。見直される点はしっかりと見直していただきたいなと思っております。

2点目について、教育長、ひとつお願いをいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 田原議員の2点目の質問でございますが、平成24年に私、教育長になりましたときの6月に、田原議員からもこのことについては直接、すぐに、お尋ねがありました。その後、平成24年の12月に中学校のスクールバスの検討委員会も開きまして、その後の統廃合後の状況について、全市的な形で討議もしたところでございます。

統廃合されて、母校がなくなった寂しさ等のもろもろの思いが、この時間が経過する中で、それぞれ子供・保護者・地域の方の中にも出てまいりました。いろいろな考え方が出て来るようになったことは事実でございます。当然と言えば当然のことですが、やはりこの統廃合のスタート時点の考えを無視するわけにはいきません。そういう難しい面を有しているのが、このスクールバスの運行でございます。

今、議員がお話のように、8月26日の子供会議の折にも、石田中学校の子供議員のほうからこのことについて、区画の見直し等がなされるのかと、石田中学校はどうなるのかというお尋ねもいただき、一定の答弁はしたところでございますが、いくつか重なるところはあるかと思いますが、まず、お話のように、芦辺中学校が建設予定地を那賀中学校旧跡地になりましたので、そこに建設ができて開校すれば、当然、芦辺中学校の子供たちのスクールバスに乗車できる範囲は変わってまいります。ただ、現在、設置しておりますスクールバス運行規則の条項のままで行きますと、旧箱崎中学校の生徒さんと旧田河中学校の生徒の皆さんは、スクールバスで旧那賀中学校にできる芦辺中学校に通学をするということに、そのまま移行することになります。郷ノ浦、勝本両中学校についてはこれまでどおりというのが、今のままで行けばそうなります。

ただし、このときもまた旧田河中学校の生徒のスクールバスの乗り方については、そのルート

等についてつぶさな調査が必要になりますので、私どもが現地調査をしながら進めていくことになろうかと思います。

先ほど申します運行規則に定めてあるのが、校区が新しくなった生徒が乗車できるというのが全体の運行規則の中のポイントになる部分でございます。つまり、わかりやすく言えば、母校をなくした子供たちのためにこのスクールバスが運行されて、乗車できるんですと。そのほかのものと通っていた学校の施設に通える皆さんは、そのまま、これまでどおり徒歩を中心にした通学方法になるということで御理解いただいているところです。

先ほど申します、平成24年のスクールバス検討委員会を全市の皆さんから集まっていたいで開いたときも、母校をなくした気持ちとか、いろいろな状況の変化が年数によって変わる中で、じゃあ、どういった線引きをすると平等性とか公平性が保たれることになるのかという論議をいたしました、なかなかそこで妙案がやはり出てまいりませんでした。

例えば、3キロメートルを超す徒歩通学の場合は乗車できるとかした場合の、その3キロというのはどういった判断で出てきた数字かというところからまず、論議がなされることになります。そして、また、じゃあ2,990メートルぐらいはどうかとか、実際の距離はコンパスでこうするのか、それとも実際に歩く距離を測っていきながら計測をして、そのような形の対象の生徒を分けていくのかとか、いろいろな問題点がある中で、なかなか妙案が出て来ませんでした。それで24年の12月の時点でも出ました結論は、もともとバスがなくて徒歩通学していたところがそのまま行きますから、今の運行規則でどうぞという、保護者の方の御意見で、そのまま来ているところでございます。

そのときの結果については議員の皆様にも確かお知らせはしたろうと思っております。

ただ、それからやがて4年たちますし、また先ほど申します保護者・地域の方・生徒の中の気持ちが少しずつ緩やかになって、もう母校がなくなったこともそんなに精神的な負担にはなっていないと、私のところからは2.5キロしかないから歩きましょうとか、そういう気持ちが出されてくれば、また検討委員会を置きながら全体で検討していこうと思っております。

よって、議員がお話になりました、すぐにアンケートを実施するということは、今のところ考えておりません。ただ、学校の4中学校とは毎回連絡会は校長ともっております。それで、校長が直接、その実態を把握しながら、保護者の方、子供たちの意見を私ども教育委員会に伝えながら、適切な時期であるとすれば、また検討委員会等の立ち上げ等も視野には入れているところでございます。

これから壱岐市を担う子供たちを中学校のときにどういう育て方をするか。たくましい子供たちをつくるか、あるいは中学校という学校生活を送るときに、大変学習道具が多くて、重たくて、特に下げかばん等で登下校する場合の大変さと、雨が降った場合とか、暗くなった場合とか、も

ろもろの要素等もそこには附随してくることと考えております。今後、検討していきますので、またお気づきがありましたらどうぞお聞かせいただきたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今、教育長の答弁の中で、基点が大体3キロという旨を申されました。けども、本当に郷ノ浦町にとっては4キロ以上のところがいっぱい、いっぱいと言いますか、何カ所もあるわけです。そうしたところからのこのスクールバス見直し、ルートの見直しについてはという御意見が出てるかと思っております。

それで、やっぱり子供たちちゅうのは1年、1年、やっぱり入学してくる子供さんいれば、卒業されて行く子供さんいっっしゃいます。そうした中で1年、1年の見直しちゅうのはこれ、あって、なかなか不可能に近い問題じゃなかろうかと思っておりますけども、やっぱり基本的な3キロという今、数字を言われました。けれども、4キロ以上あるところについての子供さんたちがいっっしゃるところもお考えの中で、この検討委員会の中で本当に納得のいくというのはなかなかでしょうけども、そうした子供さんいっっしゃるということを忘れないでいただきたい。そして、スクールバスのルート編成については、そういう状況を踏まえて考えていただきたいということをお願いいたします。

3点目、3点目でございますけども、この道路整備ということで通告をいたしております。この通告書に書いているとおりじゃなくして、前のときにこの道路網について私は一般質問をいたしました。

その中で、壱岐市が抱える観光、これ、目玉でございます。これは市長も明言をされております。その中で、壱岐市における観光ルートの整備、これを前のときに私は質問をいたしました。それで、これをあわせまして全体的に、これもまだ私も諦めておりませんけども、これも早急にできる問題じゃあございません。渡良浦からの初瀬線、そして瀬戸のほうに行きますと、恵美須線と言いますか、あるいは勝本線に抜ける天ヶ原のほうに抜けるあの道路、すばらしい観光スポットがあるわけです。そうしたことも私がもう1回、ここで質問をいたしますけども。

そして、今回あげました道路整備につきましては、まず、あらゆる壱岐市内で相当やっぱり整備をしなければならない箇所が多くございます。その中で前回、質問をいたしましたときに、改良事業はやっぱり財政が伴うから、まず側溝ぶたに側溝をかけていただきたい。そして有効利用をしていただきたい、そういう整備をしていただきたい、そういうのは前のときに私は質問をいたしました。

そして、今回、またなぜこういう状況、また同じような質問をするかと言いますと、まずさかのぼって申しますと、今、公民館の道路清掃というのが市の補助、メーター何ぼですかね。それ

が春と秋にあっておるわけです。そして、やっぱり高齢化が進みまして、公民館自体が道路清掃について、なかなか厳しい公民館も出ております。なぜかと言うと、草を切れば側溝の中に全部落ちてしまうわけです。それを上げるのが大変と。私もそう思います。私たちの公民館の中でも若い人は結構、今、おかげさまでいらっしゃいます。けども、草切るのは大変で、市から助成金があつて、それが公民館の運営費に充てるから、皆さん、それぞれ暑い、きつい言いながらもお茶を飲みながらも1日、やっていたいてるわけなんです。

でも、公民館によってはお年寄りでどうしようもない、もう公民館自体が道路清掃についてギブアップをしなければならないという公民館も私、お伺いしております。そうなれば、市で機械銀行なりやらなければならないという状況になります。

それで、私がこの道路整備について、あっちのほうからこっちのほうからということで、私は質問をいたします。

私のふるさととは、ところすけれども、志原地区におきましても、各公民館ともいろいろと整備をしなければならないところは、もう各公民館はあります。そして、例えば例を挙げてみますと、平人の清水橋からの上もこれ、市の単独事業で行っておりますけども、全部開通したわけではございません。また今年度も予算は上がってないかと思っております。

そうした中で、やっぱりこれから先、高齢化が進む中で、道路清掃、さっき言いましたように、これ、もう大変な時期になってきております。

それと、今度は通告書にうたっておりますけども、まず南本線に行きます。これは、南本線というのは印通寺線から若松線へ抜けるこの道路でございます。そして若松からは前、同僚議員が質問をいたしました。それで、U字溝のふたがかかって、県だけはやっております。県はやってきても、それから先、市がストップしているわけなんです。そして先日も大きな、大事故がありました。車をよけ切れずにおばちゃんが側溝の中に落ちてレスキュー隊が来るような大事故が起こっております。

それで、やっぱりこれはまずいなと思ひまして、いろいろと担当の、建設課の担当の方も2名見えまして、それに対応していただきましたけども、話もしましたし、地元の公民館長さんも見えられました。

その路線の中で、私が今回、初めて知ったのは、3分の2が建設課、あと3分の1は農林課、この2つに分かれております。これ、井戸川部長もおわかりかと思っております。

それで、この同じ路線の中で建設と農林と分かれて、要望書を出すにも建設課は受け入れても農林課にはまだ出してない、これ、皆さん、わからないからです。それで、これの統一さは、私は補助の関係で言いませんけども、まず、このU字溝のふただけをしていただきたいのが、まず1つ。

そして、次は宮ノ原久喜線でございます。これは宮ノ原というのは、大原の向こうのほうからずーっと来て、久喜までつながっております。それで、先日、これも建設課からの担当が2人見えられまして、次の日か次の、1日おきかな、もう機械銀行が来て伐採をしてました。それは見事なものです、今。

それで、ここで市長、お尋ねです。これは井戸川部長も1回見えられまして、私も数年前に説明をいたしました。なぜここが本当に大がかりになるかというのは、これは通学路です。それでスクールゾーンがもちろんあります。バス路線です。

その中で、子供さんたちが通学するのに、本当にもう今年こそ雨が少なくて、天気ばっかりで草がある程度しか太らなかったですけども、草はなびくわ、竹はなびくで、子供たちは通学できないような状況でございます。そして、学校の先生が見送るときには、もうそこまで送って見られます。そうした状況の中で、こうこうこうですからということで、あそこにはちょっと改良工事をしていただけないかということでお願いをいたしまして、その都度、まだ回答があっておりません。なかなかそれは財政的なものだと思っております。

それで、どうかこの整備をしていただきたい。それから先、今度、久喜線に至りましては、途中まではU字溝が来て、今言う、側溝ぶたもない状況です。この久喜線というのは、車の往来が物すごい激しいところです。

それで、これは私の地元ばかりじゃなくして、全体、壱岐市における状況でございますので、順を追って順番を決められまして、その後、どういう対応をなされているのか、また計画をされているのかをお伺いをいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9番、田原輝男議員の、道路整備についてということについてお答えを申し上げます。

通学路の問題、市道全体の問題でございます。通学路を初めとする道路の交通安全に関しましては、これまでも関係機関や地域住民の皆さんと連携しながら、道路交通環境の整備を実施しているところでございます。平成24年度以降においても全国各地で登下校中の児童等が被害に遭う事故が相次いで発生をいたしております。先ほどは御婦人がけがをなさったということもございます。

これらのことを受けまして、国土交通省・文部科学省・警察庁が連携をいたしまして、緊急合同点検の実施など、通学路における交通安全を早期に確保する取り組みを行うこととされました。

この取り組みに基づきまして、壱岐市では平成24年7月から教育委員会・各小学校・警察署・道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の緊急合同点検を行い、必要な対策を協議いたし

まして、現地にあった対策を実施しているところであります。

壱岐市通学路交通安全プログラムは、通学路の点検を継続的な取り組みとして、さらに推進を図るために策定したものでございまして、平成26年度から本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童等の歩行者が安心して通学できる歩行空間確保の実現を図っているところであります。

順を追って述べよということでございましたけれども、このプログラムに沿ってやっておるということを申し上げておきたいと思います。

道路整備につきましては、歩行者の安全確保のために、たまの整備も当然のことですけれども、緊急車両の通行に支障を来している路線も市内にはまだ多数残っている状況でございます。しかしながら、財政事情によりまして、全線的な改良は非常に厳しい状況でありますので、車両の離合場所または見通しの悪い箇所の解消等の整備ができないかと考えております。

また、今、御指摘がありましたように、局部的に改良工事を行うだけでなく、側溝ぶたの整備や区画線の補修等、改良工事と比較すると低コストで目的を達成できる工夫もございます。検討してまいりたいと思うわけでございます。

それぞれの現地の交通量や状況等によりまして、対応も当然、変わってまいります、コスト面を考慮しながら最大限の効果を発揮できるような対応を取っていくように努めているところでございます。

なかなか路線も長うございまして、御要望にお答えすることが大変厳しいわけでございますけれども、さっきおっしゃいますように、地域自治公民館の対応も本当に大変な状況になっております。その辺も十分認識をしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9 番 田原 輝男君） 私、1点忘れておりました。

3点目に、福泉のところに信号機の設置かできないかということです。これは、福泉と言われれば通常の印通寺線の岳ノ辻の印通寺側のあの住宅のあるところでございます。これは、ここに書いておりますとおり、道路幅が広いもので、子供さん、お年寄りの方が横断するのになかなか渡りにくいという、地元からの願いがありまして、今回、通告をしたわけでございます。

それで、これは警察署も伴う事業かと思しますので、そこらにつきましては警察と相談をされて、もう相談をされたかと思っておりますけれども、もし相談をされているなら、その回答を願いたいというのが1点と、先ほどの南本線じゃなくして壱岐市全体の問題として取り上げて、やはり側溝ぶたをかけていただければ、先ほど言いましたように、公民館の伐採等、道路清掃についても側溝に落ちなくて大分楽になるという、そして一石二鳥と思います、車の通る改良工事はか

なり金がかかります。そして、この側溝ぶたをかけるのも場所によっては、内容によってはかなり金がかかるかと思っておりますので、順を追ってと、先ほど市長も言われました。それはもう財政も伴うことは私も十分承知でございます。けども、なるべくこの本線については市長にお願いですから、なるべく早目にお願いをしたいと思っております。

そして、例の信号機につきまして御回答があれば、市長、お願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 全体的には道路のことにつきましては、今、御提言がありましたように、やはり交通量、その他やはり危険性等々は勘案して、優先的なところから進めていきたいと思っているところであります。

さて、信号機の設置、福泉のところというところでございますけども、あそこ、やっぱ私たちが見ても、この御質問をいただいたときに、いや、必要ではないのかと思ったんですけど、きょうは満足の回答を差し上げられないのが残念でございますけども、今までの経過を少し申し上げたいと思います。

この設置の適否について、管轄警察署が信号機設置の指針に基づきまして、事前に交通量・交通事故発生状況・交差点の形状等を調査・分析するとともに、交通規制等、ほかの対策により大体、いわゆる変えることができないかどうかについての検討をされて、最終的な設置判断は、各都道府県の公安委員会が決定されるということになっております。

今回、質問されている箇所につきましては、まず、平成26年に要望が上がっておりまして、冒頭にありましたような点検をしておるところであります。その結果として恒常的に交通量が多く、児童が横断するために手を上げて意思表示をしても、車両が一時停止をせずにそのまま通り抜ける運転者が多く、横断しづらいということで、設置要望がなされておるわけでございます。警察のほうでこの状況を検討するに当たりまして、交通量調査が行われてますけども、この平成26年には信号機設置はできないという回答を出されております。

その後、平成28年7月の、ことしの7月でございますけども、合同点検がなされております。再度、要望が上がっておって、点検を実施しております。交通量等の状況の変化は平成26年当時と比較するためにしたわけでございますけども、大きな変化はなかったということでございます。

そういったことで、恒常的に横断できないものではないと判断がなされておるところであります。

しかしながら、児童等の通学路の安全確保を図っていくためにも、警察による取り締まりの強化を図っていくということで、横断歩道は、信号機はできないけど、その辺で、取り締まり等で

対応していくという警察の今の判断のようでございます。

認識としては、私もあそこは本当に交通量が厳しいのと、幅が広いですもんね。ですから時間がかかる、渡るまでに。そういうところは十分認識しておりますけれども、今申しますように、当局のいわゆる基準に適合しないということのようでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） なかなか厳しいという警察の内容は、私も知っておりました、実を言うと。私も警察に知り合いがおりまして、地域の方からお願いをされまして、その私の知り合いのほうに、あそこに横断歩道のところに信号機の設置はできないかということをお話しまして、それはちょっと本部のほうに相談をしてみましょう、信号をつけるならば県下の全体的な順番等がありまして、なかなか、そしていろんな方向から調査もしなければならぬし、はいわかりました、はい、つけましようとはいかないという回答でした。

それで、今回、市長に設置はできないかというお願いをして、そして今、市長がおっしゃられました、やっぱりあそこは道路幅が広くて、なかなかお年寄り・子供たちも渡るのには渡りにくい状況でございます。そして私が言いたいのは、事故があつてからでは遅いんじゃないかというのが、もう第1点であります。事故がないうちに対応するのが行政であります、いろんな方向じゃなかろうかと考えておりますので、市長、お願いでございますけれども、あきらめないで、そういう機会があつたら再度、警察のほうに要望していただきたいということをお願いを申しまして、この件については終わらせていただきます。

最後になりましたけれども、時間もいよいよ私は30分ぐらいで終わろうと思っておりましたが、約50分程度になってまいりました、皆さん、お疲れと思いますけれども。

これは、もうレインボーの件です。これも前回、一般質問をしてからそれ相応の対応を私もいろんな方向からいろんな話を伺ってもおります。それで、どうしても壱岐市観光、観光客を誘致するにも長崎から唐津までのレインボーというのはどうしても、乗客は減っても必要じゃないかなど。いろんな方向から、島民の足として考えても、前、言いました、1日1往復でもいいからどうかならないでしょうかということをお願いをいたしておりました。

それから私もそれ相応のまま来まして、まだ納得しておりませんが、これもまたいろんな方向から問い合わせがありまして、田原君、どんなだったとないという問い合わせがありました。それで今回、あえてこれを最後に持って来たわけでございます。それで、進展等、どうしてもできないのか、どうしたらできるのか、市長もいろいろとお考えでしょうから、その策を教えてください、その後の答弁をお願いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の４番目の御質問で、唐津・長崎路線、レインボーについて、その後どうなってるかということでございます。

レインボー壱岐号につきましては、長崎県交通局と唐津の昭和自動車は唐津・長崎間を運航しておりましたが、平成１８年４月に長崎県交通局が撤退いたしまして、その後、昭和自動車も平成２０年４月に撤退をいたしまして、路線廃止となり、今日に至っておるところであります。

田原議員からは、平成２０年９月に御質問いただきました。また２５年１２月にも御質問いただいております。２５年１２月の御質問の際に、県から、長崎県離島バス再生事業補助金の活用を提案を受けましたが、厳しい状況にあるなど、お答えをしておりますので、その後の動きについてお答えをいたしたいと思います。

市といたしましては、これまで知事要望において運行再開を申し上げておりました。その際には、平成２６年９月に壱岐市議会からレインボー壱岐号の運行再開の要望書が提出されている状況なども知事に御説明をいたしました。

また、県の担当課であります新幹線総合交通対策課とも随時連絡し、状況把握に努めております。

そういった中で、レインボーの再開とは別に、観光ルート開発の名目で唐津市・長崎市と定期バス運行について意見交換をいたしております。

平成２６年１０月に壱岐市商工会において唐津市から唐津市の市議会議員ほか担当課長等がお見えになり、商工会・観光連盟・市の担当部課長が出席しております。そして、同じ年の１１月に今度は唐津市で長崎市から都市計画部長ほか担当課長等も見えられ、唐津市の市議会議員担当部課長が、佐賀県からも観光交通政策部の担当者にも同席いただき、壱岐市からも交通担当職員を出席させております。

どちらの会議でも、壱岐市の状況、レインボー号の経過などお話をしております。

その後、具体的な動きはあっておりませんが、この唐津・長崎の定期バス路線が開設されますと、このレインボーにかわるものになるんじゃないかならうかと思っておるところでございます。

そういった中で、ぜひこの観光路線としてのこういったものについて、ぜひ力を入れていきたいなと思っておる次第であります。

いずれにしても、路線再開に至っておりませんので、引き続き県へ要望してまいります、交流人口拡大などと絡めた新たな視点での方策についても、模索してまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（９番 田原 輝男君） 今、市長から答弁をいただきました。その後、答弁のとおり
市長、よろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでございました。これで終わります。

〔田原 輝男議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、田原輝男議員の一般質問を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす９月９日金曜日、午前１０時から開きます。

なお、あしたも一般質問となっており、３名の議員が登壇予定となっています。壱岐ビジョン、
壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろ
しくお願いします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後２時０６分散会

平成28年 𠂔 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

平成28年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

4 番 音嶋 正吾 議員

1 5 番 深見 義輝 議員

1 1 番 中田 恭一 議員

日程第2 議案第68号 𠂔岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

日程第3 要望第3号 地球温暖化防止対策のために四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君

2 番 土谷 勇二君

3 番 呼子 好君

4 番 音嶋 正吾君

5 番 小金丸益明君

6 番 町田 正一君

7 番 今西 菊乃君

8 番 市山 和幸君

9 番 田原 輝男君

10番 豊坂 敏文君

11番 中田 恭一君

12番 久間 進君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 深見 義輝君

16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長

土谷 勝君

事務局次長 吉井 弘二君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。本日までに白川市長より追加議案1件を受理しております。また、要望1件を受理し、その写しを手元に配付しております。

日程第1. 一般質問

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので、よろしくお願いします。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして4番、音嶋正吾が市長に対し、一般質問を申し上げます。

大きくは2点でございます。壱岐市の創生戦略について、まずお伺いをいたします。

私は、地方が今疲弊する原因はどこにあるんだろうなあとつぶさに自分ながら考えたときに、地方に夢と知恵と元気が欠けているのではないかと考えております。

人は夢があるところに憧れを抱きます。知恵をたくさん集め、さらにそれが新しい知恵として生み出され、そこに人が憧れを抱くと思います。そして、元気が大きく響き合うところに、わくわくする思いを抱く、そんな環境に住んでみたい、そんなときを過ごしてみたいと人は思うのではないのでしょうか。

自分の住んでいる環境、島を親、すなわち卑下するのではなくて、果敢に悠久の文化を育み、壱岐を元気にしたいという気持ちで一般質問を行います。どうか、市長、よろしくお願いをいたします。

私は、正直、昨日から同僚議員の一般質問に耳を傾けておりましたが、余りにも選挙という民主主義の根幹をなす行為において、民主主義を冒瀆するに等しい事態が報告されたということは、非常に私として、悲しい残念でなりません。

我々政治家におきましても、民心を引きつける力として、まず、倫理、道德の資質そして、欲望、感謝の双方が入り混じって総合的にどこにウエイトを置くのかということを考えるのではないのでしょうか。

仏教学者の田中智学氏は、次のように述べております。「天下は悪に滅びず、愚かに滅ぶ。」博人というのは世の中には多数はおりません。愚かなものの数は余りにも多い、世の中が愚かなもので動かされて行くことより、心配なことはございません。

私はその第一として現在市長も行政報告の中でお述べになりましたが、やはり私は地方創生全国版ではなく、地域の特性を生かした独創的な取り組みが今求められていると考えるものであります。

職員の皆様、素晴らしいシンクタンク集団であります。国のメニューをそのまま受けるんじゃなくて、地域にあった地域に根づいたメニューに変えて、地域を元気にする施策を講じていただきたいと考えております。具体的には私も後ほど提案をさせていただきます。

2点目でございます。さきの国会で離島の重要性に鑑み、国境離島新法が制定をなされました。私は、これを機に、財源的には大変100億ですのでハード事業、ソフト事業に分かれますので、昨日も全協のほうで話がありましたが、なかなか財源的には厳しいものがあります。

しかし、私はそうした中で、今後、壱岐市はシーニックバイウェイ構想に取り組んだらどうかと考えております。シーニックバイウェイ構想とは、今まで道路というのは、人、物を動かす手段として、道路は位置づけられておりました。今からは、いわゆる景観、自然、文化、そうしたレクリエーション施設をその道路を使って地域を発信し、地域の潜在的な能力を生かしていこうではないかという取り組みであります。

壱岐市は、潮騒の風薫るすばらしい環境の海岸線を有しております。それを今現在、例えば申しますと、湯本の夕日を見る、ああしたロケーション地は物すごくいいのを感じます。そうしたいいわゆる海岸道路の整備をこれを機に1年でできるものじゃない、100年もかかるかもしれない、その原点にしていなければならぬと考えております。

例えば、1882年スペインのマドリードにございますサクラダ・ファミリアって御存じですか。かの有名なアントニオ・ガウディという建築作家が計画しました大聖堂が今も現在、建て続けられております。タケノコのようにですね。完成を約2030年に完成するという事で、今、世界遺産にも登録をされております。158年になりますかね、158年の歳月を経て1つの物ができ上がる。すばらしいことではありませんか。私は、これが我々世代が将来の壱岐を担う子供たちに残していける財産ではないかと考えております。すばらしい子供たちのこの前、議会でも発表を拝聴しておりまして、非常に感銘を受けました。どうかこうした取り組みをぜひとも進めていただけないだろうかと考えております。

そして、市長は今年10月2日に予定をされておりますウルトラマラソンですね、ウルトラマラソンを企画をされました。そうした中で何をそのコンセプトに置くのかということが事業の発展につながるものと考えております。現在のところ、615名の参加者が応募をされておるということでもあります。

そしてまた、招待選手として、1名望月千幸さんですかね、招待をしておるということでもあります。私は、つい1カ月ぐらい前でしたか、NHKの「あさイチ」テレビというのがございます。その中で、現在39歳ですが、福岡県太宰府に在住の道下美里さんという盲人ランナーの方が、今回昨日開幕をいたしましたリオパラリンピックの盲人マラソンに参加をされるとお聞きをいたしております。

私は、1本のきずな、ロープでいわゆる支える方をブラインドランナーと申します。その方が、30メートル先はくぼみがありますよ、何メートル先を右に行きましょう。こうした2人の支え合いで、マラソンを完走をするというすばらしいきずなを感じ得る、そして、私たち沿道の市民にも、感動を与えるであろう。そして、壱岐市に最も大事な人づくり、きずなの原点になるのではないかと、今回招聘には非常に無理がございます。もう締め切ってもおられます。今後、長く続けていく上では、こうした取り組みもしていただけたらなという思いもあります。そして、車いすマラソンもございます。こうした何かを発信する、ということそのウルトラマラソンには何かがある。壱岐に行けば何かがあると。そして、潮騒の香りあふれるロケーションの道で1つのイベントができる。そして癒しができる。そうした取り組みが一つ壱岐市にも、必要ではないかと考えております。市長の率直なる御意見を賜りたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4 番、音嶋正吾君議員の御質問にお答えいたします。

大きなタイトルで本市の創生戦略についてということで、細かく 3 つの御質問がございました。

まず、夢出せ、知恵出せ、元気出せ地域特性を生かした独創的な取り組みが地方分権社会の根幹じゃなくてはならない。国の補助メニューを改良提案した地域特性を最大限考慮した計画の立案についての見解はということでございます。

私自身、壱岐市の創生事業をやっていく中で、常に、地域の特性を生かしたまちづくりというものを目指しております。人はやはり夢を持たなければなりません。また、夢を実現するには、知恵を出さなければなりません。そして、元気がなければ、夢は実現できないのでございます。それは、自治体運営にも同じく言えることだと思っております。

壱岐市の創生戦略として、平成 27 年 10 月に策定した壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略は策定する過程の中で、さまざまな方々から施策の御提案をいただきました。住民が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくりだすこと、これが、壱岐市の地方創生の目標であり、その実現のために、知恵を出し合い具体的な取り組みを実行することによりまして、壱岐市の元気を作り出していく、まさにこのことが大切であると思っております。

平成 26 年度から、総合戦略に基づき、国の支援制度を積極的に活用し、地方創生先行型で 14 事業、5,417 万 9,000 円上乗せ交付金で 5 事業 5,490 万円、地方創生加速化交付金で 4 事業 8,000 万円、地方創生推進交付金で 3 事業 1,914 万 4,000 円、合計 2 億 800 万円余りの事業をしてまいりました。この金額は自治体の壱岐市としての配分枠上限まで、採択を受けておりまして、地方創生の実現に積極的に取り組んでいるところでございます。

取り組みの一例といたしましては、平成 27 年度から国の地方創生先行型交付金を活用いたしまして、ウェブアプリ開発技能者育成教育事業があります。これは、離島の地理的ハンディキャップを克服し、情報通信基盤の整備にされた本市においてウェブアプリ開発技能者を育成することで、新たな雇用の創出、さらには、昨日も少し申し上げましたけれども、テレワーク等のビジネスチャンス、さらには市民の所得向上への効果が期待されるものであります。

私が地方創生事業にかける思いにつきましては、シティマネージャーとして笹原副市長を得たことで、さらに強くなっております。

今後とも、このように国の事業や、地方創生推進交付金など、最大限活用するとともに、産官学金労言等の各団体や市民の皆様とともに十分に連携しながら総合戦略の推進を図ってまいりたいと考えておるところであります。

2 点目の国境離島新法が議員立法で提案され制定されたと、壱岐の風光明媚な海岸線を生かしたシーニックバイウェイ構想立案されてはいかがかということでございます。アメリカを発祥と

する道を中心にした景観や自然環境の保全整備をして地域の観光振興、活性化を目指すシーニックバイウェイの考え方でございますが、日本版シーニックバイウェイとして、日本の風景街道が全国で138ルート登録をされております。うち九州では、14ルート登録されておりますが、長崎県では長崎市から平戸市、松浦市まで、広域にわたる約250キロの長崎サンセットロードが登録されております。

また、他県では福岡市から唐津市まで約150キロの玄界灘風景街道、熊本市から阿蘇市までの約100キロの九州横断の道、阿蘇くまもと路などが登録されております。

議員、御指摘のとおり、壱岐の風光明媚な海岸線はまさにシーニックバイウェイに合致するものと思います。そして、壱岐ルートとして日本風景街道に申請、登録をすることが、ルートの地位確立になると思われます。しかしながら、日本風景街道へ登録をするためには、風景街道パートナーシップが申請主体となる必要がございます。この風景街道パートナーシップとは、風景街道ごとに設置され、活動を実施する組織であり、地域住民、NPO、自治会、企業、大学関係者、警察、市町村などの活動に応じて必要な組織と、道路の管理者、まあ、これは市になるわけでございますけれども、構成される組織となっております。先ほど例示いたしましたサンルートの民間活動団体は、長崎サンセットロードでは53団体、玄界灘風景街道では20団体、九州横断の道、阿蘇・くまもと路では14団体となっております。壱岐で考えてみた場合に、このような組織ができるのか、日本風景街道への申請登録はやはり市民の皆様方の盛り上がりが必要ではなかろうかと考える次第でございます。壱岐の周遊道路において、雑草の草刈り等の維持管理が現在、満足にできない状況でございます。こういった中でございますけれども、シーニックバイウェイ構想の機運が高まりましたならば、壱岐市の観光振興に寄与すると考えられますので、積極的な取り組みを推進してまいりたいと思っております。

3点目のウルトラマラソンの件でございます。615名と行政報告で申し上げましたけれども、おかげ様で20名ふえまして、635名ということで、喜んでいるところでございます。

また、大会ボランティアとして、島外から48名のボランティアの方が来ていただけるということになっております。そして、中学生250名、市職員300名が協力をいたします。ぜひ、議員皆様にもボランティアとして協力いただければ幸いです。

ウルトラマラソンという種目は、競技時間が長いため、必然的に滞在時間が長くなり、経済効果も大きくなるという特徴がございます。御存じのように、今回は朝5時半から夕方7時半まで14時間が制限時間といたしておるところでございます。

また、その一方で、100キロメートルということで、島中を走るため、これまでイベントに関係なかった地区も舞台となりますので、壱岐の一体化につながるものと考えております。

イベントでこれだけ、壱岐全体を対象とするスポーツイベントは初めてだと思っております。

あります。スポーツイベントはスポーツを通じて、参加者と受け入れ側が一体となり地域を盛り上げていく事業であり、参加者も応援する側もともに元気の相乗効果が起こるものであります。

そこで、今回の大会は単なるスポーツイベントとしてだけではなく、まちづくり事業としても、実施いたします。市民皆様が、もともと持っているおもてなしの心や熱い情熱を呼び起こすきっかけにしたいと考えておるところであります。この辺は先ほどの音嶋議員のコンセプトと同じであると思っておるところであります。

しかしながら、今大会は初めての大会でございまして、特に、意を持ってこの大会に臨まなければいけないと思っておるところでございしますが、今回の大会では、盲人の方は伴走者の方がいらっしゃいますので、要綱の中に参加いただけるということにしております。しかしながら、車いすでの御参加につきましては、要綱ではうたってはおりません。というのは、やはり先ほど申されますように、盲人の方は伴走者がいらっしゃればいいわけでございますけれども、やはり理由といたしましては、車いす、やっぱりアップダウンがございます。走行スピード等がございます。あるいは、公道を封鎖をいたしておりませんので、恐らく車道を走っていただくと、いうことになる。そういった、安全性の確保が難しいなどという点もございました。しかしながら、こういったことについてもやはりもし、車いすでも走れるというような他の100キロメートルウルトラマラソンの事例がございましたら、研究をさせていただいて、取り入れられるものは取り入れたいと思っておるところであります。

全国的にも、二十数カ所でウルトラマラソンされています。極力いろんな方が参加ができるような大会にしていきたいと思っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 参考までに夢を語ってみたいと思います。

今、現在日本が閉塞的になっておりますので、田中角栄氏の本が非常にヒットをしております。田中角栄氏が27歳のときに立候補するときに、やはり新潟県は裏日本ですよ。三国山脈がございまして、そこに当たった冷気でどうしても新潟県側、日本海側は、豪雪地帯であります。立候補されるときに何と言ったか。「三国山脈をぶっ飛ばしたらいい」豪快じゃないですか。今、ぶっ飛ばしてトンネルでつないでおるわけですね。上越新幹線、そして、高速道路網、埋め立てた土砂はどうするのか、現実にはかないませんが、佐渡島まで陸続きにするという。片方はできませんけれども、ひとつそうした夢がある。壱岐は、今言いますように、なかなか財源もいりません。しかし、部分的に今現在、海岸が視線で仰げるところはあります。それをつなげば、シーニックバイウェイになるじゃないですか。そして、ところどころには休憩したりできるそして、ふるさと産品を売るとか、そして、私が、四国の私の同級生にオノシンヤというのがいます。

2キロほどの道ですが、ずっと石碑をかけているんですね。第1の石碑は松下幸之助の石碑とか、第2は吉田松陰、勝海舟とか。そうした石碑を眺めながらそして読みながら、自分のやはり現在の人生を顧みたり、すばらしい僕は企画、こういったのも取り入れればいい。

私は物づくりが壱岐の振興じゃないと考えております。人づくりが全て基本であるというふうに思っております。

現在、時間も余りございませんので、国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略が国の戦略であります。私は、地方においては、地方の現実から、鑑みたときに仕事がまず第一、そして、町ができる、そして、人ができるそういうふうに考えております。まず、市長と同じであります。一次産業の企業家をふやすこと、これは壱岐の振興には欠かせないと思う。しかし、設備資金の調達、就労支援等は、これは、ある程度補助事業で今メニューにございます。しかし、それが初めて取り組むIUターンで来た場合に初めて新規就農者として入った場合に、運転資金等の調達がどうなるものか、やはり検討すべき課題ではないかと思っております。

例えば、行政側におきましては、信用保証協会システム、銀行からは金を管理しても、長崎県の信用保証協会を通して借りますよね。そうしたシステムをできないものか今後検討をしていただきたい。

そして、雇用の場の創出、きのう赤木議員も必死に市長に提言をしておりましたが、なかなかいい返事は返ってこないみたいでありました。私は、そうした中、現在、皆さん、サテライトオフィスって御存じですか。要するに、中央の企業は、例えば東京なら東京にある。そして、インターネット高速回線で結べますので、田舎に人材をおいて、そしてそこで、仕事をする。特に、今、IT産業、ゲーム機なんかの産業は特にひらめきであります。創造性であります。この壱岐のロケーションを生かして、やはり不動産屋の皆さん方と空き室もありますし、そうしたものを利用して、サテライトオフィスに取り組んでみてはどうかと考えております。

今現在、社団法人日本テレワーク協会というのがございます。壱岐市も関連があります。富士ゼロックスさんもこの中の構成員の一人であります。そして、内田洋行、NTTグループ、鹿島建設、リクルート等で社団法人も形成をした。こうしたこともひとつ取り組んでいけば、新しい優秀な人材が壱岐に来る。その方々、壱岐を発信してくださる。そして、相乗効果として、壱岐の皆さん方も世間が広くなる。こうした取り組みも必要ではないかと思います。

そして、壱岐の場合は、女性の子育て世代の雇用が非常に厳しい。今、壱岐の女性の方は本当に出生率も全国で9番目というふうに、お子さんを御主人と2人ですよ、家族全員ですよ、女性の方が本当に子供さんを産んでいただける。非常にうれしいことであります。これは、地域の環境がそうしているのであります。政策だけじゃない。環境がそうしてくれておると。私はそうした中で、育児にずっと専念すればストレスもたまります。そこで、友達と一緒にいわゆる余暇を

過ごしたりすることにも必要でしょう。そうしたときにはお金が要ります。なかなかお父さんの所得が低い。可処分所得にまわすのはなかなか家計所得が低い、そうした中で、在宅ワークというのがございます。

例えば大手企業から、インターネット網がありますので、エクセルとワードぐらい知っとけば、例えば、伝票の打ち込みとか、そうした仕事が可能であります。そうすれば幾らかの収入が入る、そうした、ひとつ取り組みも行政の皆さん方はすばらしいノウハウをお持ちですので、そうしたことを提案をしていただけないかなというふうに思っております。

そうして、元気が出せる島づくりにしていただきたい、こういう取り組みをしておるのが、徳島県の神山町というところもございます。そして、沖縄県のうるま市も取り組んでおります。参考までに申し上げます。

市長、私の今のは提言でありますので、御参考までに、答弁は要りません。しかし、将来的にはそうした障がい者の方々と一緒に触れ合うそうした、壱岐の島は温かいなとそうした一つのコンセプトを据えて、キャッチコピーを据えて、地域振興をしていくのも一つの、私は手段ではないかと考えておりますので、もし、そうした方向で取り組んでいただけますならばひとつ御検討方よろしく願いをいたします。検討に値するか、値しないか、もうそれだけで結構です。もうほかには答弁は求めません。

市長、値するか値しないかだけを御答弁いただきたい。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の追加の御質問でございますけども、すばらしい御提案だと思って真摯に受けとめさせていただきます。ただ、先ほど来、サテライトオフィスのことをおっしゃいました。サテライトオフィス、きのうからずっと申し上げております。テレワーク事業を、今度、総務省の補助を受けて、原の辻の元ガイダンスのところに拠点をつくると、その中に富士ゼロックスから、正社員を人数はわかっておりませんが派遣をする。それはまさに富士ゼロックスのサテライトオフィスでございます。そして、壱岐の方々が、在宅でテレワークは仕事ができるわけですが、やはり最初はそのテレワークの拠点でもって仕事をしていただく。そして、それこそ先ほど来、おっしゃっているような育児で大変だと、1時間でも2時間でも仕事がしたい、そういった方にも、ぜひ、このテレワークの事業を進めていくそういったことでぜひ努力をしていきたいと思っておりますし、それが実現するように、富士ゼロックス等のノウハウもいただきたいと思っている次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） こうした仕事もあるんだよということを、なかなか今、横文字が多ございますので、かみ砕いてやはり市民の皆様方にお知らせすることも、我々の重要な任務ではないかと考えております。

次に、移らせていただきます。私は何で通告しておりましたが、すぐ忘れますよね。１通の投書の真偽についてということであります。これは、中野郷地区コミュニティーセンター建設に関するものでございます。ちなみに私に寄せられました文書、これを今から市長の手元に渡したいと思います。そして、これをもとに私が今ここに、書いております。市長いいですか、議長いいですか、市長にちょっとお渡しします。（発言する者あり）

それでは、読み上げたいと思います。

近頃これでよいかということを知りました。芦辺町中野郷の小さな神社、流神社の社務所づくりに市から何千万円もの補助金が出されております。この地には元町議、元市議、元役場の重役がおり、市長の選挙の参謀もおり、この参謀の言う言葉を市長が聞いているとうわさされています。この補助金もこれではありませんか。他の地区の社務所をつくる時は、町にも市にもできないものですよと言われて、申請しないと聞きました。それは、憲法に政教分離の原則に違反ですよと聞きました。社務所を何かの名前に変えて申請しているらしいです。こんなことを知らずに申請したとは思えないし、知らずに公金を何千万円出すとは思えません。市長も申請者も悪質です。社務所を名前を変えて申請して、みんなの税金をとったのなら詐欺ではないですか。議会議員も何を見ているのですか。監査役員も何の役にも立ってません。芦辺町だけが、何でもできています。一般住民も声を上げてください。怒りで震えがとまりません。公平にやってください。

という、こうした、投書が私に３月１０日消印ではなかったかと思いますね。石田郵便局から投函されてませんか。そういう内容です。

これは、どうしたことかなということで、私も今日まで調査をいたしました。そして、当時３月１８日付、日々新聞にこういうふうに大きく報じております。そして、この経緯を私のほうから申しますと、当初は社務所として建設計画予定で積立金を実施しておりました。氏子総数が当初１４０戸、中野郷地区５公民館１戸当たりの負担金が７万５,０００円、１４０戸ありますので、自己財源として１,０５０万円になるかと思います。

現在、惣清公民館の方が２０名ほど、脱退をされております、氏子から。それで７万５,０００円の１２０としたときに９００万円。そして、これは、一般財団法人自治総合センター補助金として、上限額の１,５００万円が交付されております。一般的には建物本体の事業費の５分の３が補助の上限額でありかつ上限枠は１,５００万円であると、建物本体のみであります。

ということで、逆算をしますと事業費は１,５００万円割る５分の３です。２,５００万円が本

体の事業費であるということであろうかと思えます。あとの詳細に関しては、決算委員会で詳細な書類は要求をいたしておりますので、そのときに報告をしたい。

そして、いわゆる私も現地調査に行きましたが、別途で予想される工事というのが、樹木の伐採、製材費、造成費、既設の社務所解体費、外構・排水工事、境内の舗装工事等が上げられるやに考えております。

そして、非常にコミュニティー事業というのは、広範に宝くじ協会が取り組んでくれております。壱岐市におきましても、例えば、一般コミュニティー助成金で、渡良の自主防災組織、済いません、一般コミュニティー助成金で瀬戸浦会、新城西、これは発電機ほか、そして瀬戸が災害用備品等を購入をしております。こうして有効に活用をしておる。そしてまた、コミュニティーセンターとしては、今言いますように、中野郷地区が指定をされております。いろんな、そして、防災関係におきましては、今言う渡良地区あたりが採択をされていると、非常に、地域にとってもありがたい交付金であるのは事実なんです。

そこで、私も現地を調査して、そして、この土地は誰のものかなというふうに調べてみました。当初、これは壱岐市の要するに写真、航空写真なんですね。これが今建設する前の、これちょっと見にくいですがね、これ、社務所です。そして、拝殿、本殿というふうになっております。ここは全て伐採をされておる。杉の木ですね。杉の木は伐採をされておる。

この杉の木というのは、御神木なんですね。ですから、御神木ですから神社には必ず植えてあると思うんです。いわゆる空に向かって真っすぐに伸びる。神様に一番近い木として、あがめられておるわけであります。神が天空と地を行き来する手段として最もふさわしいのが杉の木であるというわけです。

この神木を現在、ここを伐採をして、そして、製材に持って行って工事を請け負った業者さんに持って行って、そして、そこで加工をして、現在コミュニティーセンターの材料になっておるというふうに私は調査の結果、お聞きをいたしております。

非常に補助金を交付する、いわゆる窓口ではあるわけですね。ですから、市町村が認めるときは、それは許すということではありますが、この件に関する市長の見解を求めたい。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今、投書を見せていただきました。投書というのは、やはり、私は100%信じることもできないけれど、そこにやはり火のない所に煙は立たぬということもあるかもしれません。ただ、このことについて、はっきり申し上げておきたいと思っておりますのは、経過を申し上げますが、そのスタートが社務所であったかどうか、それは、私は全く存じないところでございますけれども、平成24年11月21日に、中野郷本村公民館に市が説明を要請されて

おります。そのときに御出席なさったのが、中野郷西、本村、元の口、惣清、中野郷東の5公民館の代表者でございます。そして、その中でそれぞれの公民館で集会所があるけれども、中野郷としての集会所を持ち合わせてないので、これまで、各公民館持ち回りで借りて集会など実施してきた。このたび、5公民の集いの場として、集会所を建設するための助成事業の制度などについて聞きたいということで、中野郷本村の当時の公民館長さんが、挨拶をなさっております。

そこで、コミュニティー助成事業の御説明、そして、そのコミュニティー事業をするためには、地縁団体という法人をつくらなければいけませんよという、そのように説明をしております。これは登記をしなければいけませんので、当然地縁団体の認可がいるわけでございます。そこで、その場で、このコミュニティー助成事業は26年度事業はいつごろの募集になるかということでございますけれども、それは、10月等々を申し上げております。

そこで、この事業につきましては、年に2件、3件、長崎県では採用はないということでございます。市ではそういう事業が出ますとチェックをいたします。そのチェックは何かと言うと、それは内容ではなくて、添付書類がそろっているか、そういった内容までは言及はしないわけです。それは自治総合センターが審査をするわけでございます。私たちはこういう申請が出ました。ついては、地図とか設計書とか見積書とかそういったものが漏れてないか、それだけをチェックして進達をするわけです。その中で、私も今社務所とかいろいろ御質問がありますから、調べてみましたところ、定款ではございませんで、この地縁団体は規約ということになります。中野郷地域振興協議会規約の中に、第4条に、本会の主たる事務所は長崎県壱岐市芦辺町中野郷本村触1005番地1に置くということになっております。これが現在の敷地でございます。

そこで、もう一つおっしゃいました。その土地は、ということでございますけれども、これも明確に土地の所有者、八幡神社ということで申請をしているところでございます。

したがって、その神社が云々ということは、その判断をなさる自治総合センターで神社有地だということを御承知の上で、これは、認可が下りているということを申し上げておきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） わかりました。今後、例えば、私が住んでおります筒城地区振興協議会というので、コミュニティーセンターを白砂八幡神社の境内に申請をいたします、所定の、これ、宮司さんにも許可を得ておりますので。申請をした場合に壱岐市は所定のいわゆる添付書類があれば、県のほうに推薦をするということで、判断していいのかどうかを、再度、お尋ねをいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申し上げましたように、地縁団体でなければいけないということ
をまず申し上げておきたいと思います。そして、先ほど申しおくれましたけれども、中野郷の
5公民館において、構成員は全て入れますと544名でございます。そのうち486人が署名を
しておりますので、この中野郷の地縁団体につきましては、89.3%の加入率でございます。
したがいまして、今御提案の筒城地区のことでございますけれども、壱岐市の地縁団体の認可に
つきましては、おおむね9割近くを同意がなければ、地縁団体の認可の許可をいたしておりませ
ん。そこで、先ほど申されますように、じゃあ筒城地区でやるよということでございますから、
そういうことであれば、当然、これは推薦ではございません、進達いたします。これをしてくだ
さいということじゃないわけです。これもそうです。先ほどから申しますように、必要な書類が
あるかどうか、それをチェックをして、ちゃんと書類が整えば、それを県を通じて自治総合セン
ターにお送りしていただくということになります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員、制限時間を過ぎておりますが。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 最後です。

○議長（鵜瀬 和博君） はい。発言を簡潔によろしくお願いします。

○議員（4番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。これは、前例として、今後継承をされ
るということで、非常にいい、壱岐市民の皆さん方がこうしたことで、コミュニティーセンター
をする場合には、やはり地元の90%ぐらいのあれで所定の書類をそろえれば、こうした施設が
建築可能であるということを申し上げ、ありがとうございます。いいことをお聞きました。

一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１５番 深見 義輝君） 通告に従い、大きく４点ほど質問いたします。若干、多ございまして、市長、教育長の御答弁が、しっかりした御答弁をいただければ早い時間で終わると思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、１点目は、国境離島についてと通告しましたが、国境離島新法についてですので、市長、よろしくお願いいたします。

市長が常に離島振興策として求められていた有人国境離島、地域の保全及び特定有人国境離島、地域にかかわる地域社会の維持に関する特別措置法が、つまりこれは国境離島新法ですけども、議員立法で提案成立したことは以前に報告を受けました。

このことは市民にとっても悲願であり、来年４月施行から１０年間の時限立法とはいえ、国境に面した離島としては、画期的な法案だと私も感じております。

そのことで、地域の活性化、人口交流が増加をすれば、地域産業が図られ、このことで、雇用の拡大により、人口減少の歯止めがかかるのではと期待を大きく持っております。

この法律の成立に当たっては、衆議院議員谷川弥一先生の大きな御力添えがあったことを感謝するとともに、離島の振興に全力で取り組まれていることを忘れてはいけないと思っております。

行政報告の中で、民間、行政、そして議会も含めた協議会を設置して、具体的施策を検討されるに当たり、市としても国境離島新法施行に向けてしっかりとした基本的な方向性や考え方が必要と思いますが、市長のお考えをお伺いします。

また、国境離島新法は新たな国の政策であり、今後は長期的な政策については、昨年作成されました第２次壱岐市総合計画に基づいて実施されるのか、それとも新たな政策として見直しを含め検討されるのかあわせてお伺いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） １５番、深見義輝議員の質問にお答えいたします。

まず、国境離島新法についてでございますけれども、この法律につきましては、議員おっしゃいますように、国境に面する離島民の悲願でございまして、４月２０日に成立をしたところでございます。

国境離島新法にかかわる施策提案につきましては、壱岐市においては法制定前の３月の段階から、市役所内各課から施策案の集約、５月下旬には島内の民間経済団体からなる壱岐市国境離島新法制定期成会において働く場所づくりをテーマとして、市民の皆様からアイデア募集が行われました。最終的には市と期成会と合せて、約１７０項目の施策提案が出されております。このような中で国、県の今後の流れといたしましては、内閣総理大臣が基本的な方針を定めるとされており、対象都道府県は計画を定めるよう努めるものとされております。

そこで特に、県が今後計画を定めるに当たりましては、やはり、壱岐市の計画が必要でございます。そのため島内の組織として、壱岐市国境離島新法制定民間会議、壱岐市議会、壱岐市が一体となって具体的施策の協議や国、県等への要望を行うため、去る8月31日に壱岐市国境離島新法協議会を設立したところであります。

この間、深見議員には全体的見地から大変な御力添えを賜りました。お礼を申し上げます。今後、この壱岐市国境離島新法協議会において、具体的施策の協議を重ねていくこととなりますけれども、行政として、基本的な方向性としてしましては、国境離島新法の基本方針に沿って、特定有人国境離島における地域社会の維持のため、各種施策を推進していくところでございますけれども、第2次壱岐市総合計画及び壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる重点施策、特にこれまで協議を重ねてきた雇用の創出につきまして、重点的に推進することと考えております。

壱岐市国境離島新法協議会における協議内容、今後の国、県等の動向を注視しながら、適宜、総合計画、総合戦略の見直しを行いまして、中長期的なビジョンを上げたうえで具体的な施策の展開を図りたいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 深見議員。

○議員（15番 深見 義輝君） 先ほども言いますようにこれは画期的な法案であります。私たちも非常に期待しているところでございます。

ただ、広報を通じてでも国境離島の法案の内容については、広報などで市民の皆さんにお知らせはされていると思いますけれども、ある方からですけども、ちょうど国も集団的自衛権のそのような議論がされておる中で、国境離島は防衛を核にした、まあ言えば、自衛隊の配備じゃないかというような御意見もいただきました。「いえ、それは違いますよ」「地域の活性化のための国境離島新法ですよ」とお伝えいたしましたが、やはり、市民の皆様にはわかりづらい点が若干あるかと思いますので、今後は、協議会の中で深く協議されていくとは思いますが、その辺、市民の皆さんにお知らせする場を市長として行政としてもつくっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

この件は今から協議されていくことですので、深くは申しませんけれども、地域振興のために、さらなる施策を練っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の質問ですが、安全なまちづくりについてです。

本年度は熊本県を中心とした地震や東北地方の台風災害など予測もされない自然災害が全国的に発生する中、市民の生命、財産を守るにも行政の確かとした体制づくりが求められると思います。そのためにも、総合的な壱岐市防災計画を策定し、それに基づいて防災訓練を実施し、市民の防災に対する士気の高揚を図ることで初動体制の強化により大惨事を防ぐことが急務と感じま

す。

現在、各自治公民館においても、自主防災組織が編成され、緊急の事態に対応されるよう組織体制づくりが図られていますが、台風を除いては大きな災害の発生することが少ない壱岐市ですので、まだまだ市民の意識の高まりは薄いと感じます。

今回新たに危機管理課を設置されましたが、その機能を今後どのように図られるのか市長の考えをお伺いいたします。また、各自治公民館で組織された自主防災組織の機能が連携して発揮されることが被害を最小限に抑ええると考えます。そのためにも、その体制強化を今後どのような形で図られるか、あわせてお伺いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2 番目の深見議員の御質問、安全なまちづくりということでございます。

自然災害はもとより専門科化する原子力防災など、あらゆる危機に対して、迅速かつ適切に対処するため、行政の最大の責務である防災危機管理を統括する部署を設け、危機管理体制のさらなる強化を図るとして、危機管理課を設置いたしました。

まず、近年の大災害の発生状況を振り返って見ますと、地震では平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災、そして、ことし 4 月の熊本地震がありました。豪雨災害では、平成 26 年 8 月の広島市の土砂災害、平成 27 年 9 月の茨城県常総市の鬼怒川決壊による水害、またつい最近では、台風 10 号による東北北海道での水害が発生しております。

このように、今まで、1,000 年単位、100 年単位で発生と言われておりました大きな自然災害が今では短期間で頻発する、そういう状況が現出いたしております。本市でも、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震では被害が発生しておりまして、熊本地震では震度 3 の揺れが記録されました。また、7 月 12 日から 13 日にかけて発生した大雨では、壱岐市で初めてとなる避難勧告を勝本町全域と郷ノ浦町沼津地区に発令いたしました。

このように、私たちはかつてないほどの自然の脅威にさらされていると感じており、片時も気を緩めることはできません。よって危機管理課を設置して、市民の皆様の生命財産を守る体制を強化したところであります。

また、原子力災害については、東京電力福島第 1 原発の事故のとおり、自然災害とも関連しておりますけれども、その特殊性に合わせた対応が必要となり、無味無臭で目には見えないという大変難しい、放射能物質への対応、また内部被曝を防ぐための安定ヨウ素剤の確保、放射線量の測定、そして、今年度は郷ノ浦町大島の三島小学校体育館を放射線防護施設として整備を進めております。長島、原島地区でも今後整備していく計画にしております。このように専門科化する原子力防災に対応する必要があります。

また、広範囲に自然災害が発生した場合、全ての災害現場に消防などの公的機関が駆けつけることは不可能でございまして、被災者支援等の緊急対応には限界があります。被害を最小限に抑えるためには、市民皆様に防災意識を高めていただくこと、とともにみずからの身はみずから守る、自分の地域は自分たちで守るという精神が大切であると考えます。

危機管理課は、このことを主として、防災知識の普及、啓発に当たり、避難訓練の実施、資機材の整備、避難計画の見直し等にあわせて防災機能の向上を図るものとしております。

自主防災組織は、阪神淡路大震災の際、生存者の95%がみずからまたは周りのひとから助けられたと言われておりまして、今回の熊本地震においても同様の事例が報告され、その自主防災組織の重要性が再認識されております。

平成26年度当初、自主防災組織の組織率は県で平均組織率51.3%でございました。当時、彦根市は27.5%でありましたが、各自治公民館への出前講座などを通じまして、現在は160組織79.9%まで組織化されております。組織化については今後も推進してまいります。あわせて議員おっしゃるように体質強化、そして現実にはその動きということが大事になります。

芦辺町箱崎諸津、箱崎本村、両自主防災組織では、今年9月4日に避難訓練を計画されておりましたが、台風の接近で中止となっています。このような自主防災活動に可能な限り、行政も協力して他の自主防災組織に広げ、活動の活性化につなげていきたいと考えております。

また、本年6月には、防災士会が設立されております。各自主防災組織に最低1人の防災士がいることを目標の一つとして、活動が行われとりまして、このことも自主防災組織の体制強化の一つになると思っているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 深見議員。

○議員（15番 深見 義輝君） 今、市長の答弁の中にありましたように箱崎2公民館で9月4日に自主防災組織による防災訓練を実施することとしておりましたが、先ほど言われました台風で中止となりました。

やはりまず、当公民館には市の職員さんもおられるということで、計画書もしっかりしてできるわけですね。そういった中でどうしても、市の職員さんの協力がなくなかなかそういった計画というのが非常に難しいと、私も思っています。

本来なら9月4日に実施された結果をもって、市長に少し質問をしようかと思ったんですけども、実際、計画ができませんでしたので、まず、この計画に当たって、それから、今後の運営に当たって、どうしてもやっぱり認識の高い市の職員さんが1人でもおられたほうが、サポート的におられたほうがやっぱりいいと思います。たまたま公民館にそうした市の職員さんがおられま

すからいいということもありますけども、危機管理課の担当の職員では先ほども言いますように、119全自主防災組織ができれば200ぐらいになると思いますけども、対応は非常に難しいのではなかろうかと私も思っておりますので、やはり職員の皆さんが横断的に各公民館の自主防災組織のサポート的役割をできればと思いますので、その辺をもう一度市長の御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 危機管理課を中心に今おっしゃいますように、自主防災組織と緊密な連携をとって、その防災訓練等々に、市も一緒になって、数多く進めていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 深見議員。

○議員（15番 深見 義輝君） 訓練のときはどこもが一緒に、防災訓練をするわけでございせんので、管理課である一定の対応はできると思います。ただ、先ほど、市長も答弁の中にあつたように、災害が一時起ければ瞬時にその地域は、消防それから消防団がその地域に駆けつけるちゅうこともできませんので、先ほど言いましたように、やはりその地域をある程度サポートする市の職員の配置ちいうのを、今後、防災計画の中でもよろしゅうございますので、折り込んでいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、3点目の質問ですが、活気ある産業についてです。1次産業、特に農業の活性化については、以前にも何回も質問しましたが、なかなかその打開策が見いだせていない状況ではないかと思います。

J A 壱岐市においても農業振興に対しての対応を考えてあると思いますが、経済団体ということもありますので、さまざまな要因のために現実に至っていない状況ではないだろうかと考えています。

行政としても、農業政策を策定することが必要ではなかろうかと思っています。前回の質問でも、J Aの営農振興計画に基づいてということはでありましたが、しっかりとした行政の農業政策を持つことが地域に活力と元気を生み出すことができると考えております。

国は1次産業においても、社会情勢の鑑みを考え、従来の守りの農業から攻めの農業へと政策転換をしてきました。将来の農家経営を守るためにも、農協の営農計画とあわせて、先ほども言いますように、新たな生産産業として強化を図る必要があると考えております。

本来ならば各集落農業法人が主体となり、農地と農業を守り育ていかなければいけないと思っておりますが、壱岐市の現状を見ると、高齢者、後継者不足と運営が厳しく、踏み切れない状態ではないでしょうか。

そのような中、農業外法人の参入は仕方ないことだと思っております。現在、畜産においては、100頭規模の牛舎計画初め、さまざまな計画がなされているようですが、農協が掲げる7,000頭回復までとは、非常に厳しい状況だと思っております。

そのような中に、今後は雇用型農業として、さらに島外の資本を活用をした企業誘致、農業政策の基盤強化を図っていくことができないか、市長のお考えをお伺いいたします。

また、高齢化の離農者が多い中、新規就農者の後継者対策として、さまざまな施策が講じられてありますが、今の政策では、少し限界ではなかろうかという農家の声もあります。特に、農業に関しては、作物種類別においては、就農から経営安定まで、時間差があり、その間の経済的面の安定を図ることが難しいために、なかなか思いきることができないとの意見もありますので、柔軟な施策が必要ではないかと考えますが、あわせて御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 深見議員の3番目の御質問、活気ある産業についてでございます。

高齢化、後継者不足の打開策として、島外資本の企業誘致による、農業基盤の強化を図ってはどうかとの御提案でございます。

本市の農業振興面での大きな課題につきましては、御指摘のとおり、農業者の高齢化、後継者不足でございます。現在、国、県等の各種事業を活用いたしまして、新規就農者の確保対策を実施しているところでございますけれども、高齢化の進展が早く、現実的には年々農業就業人口が減少いたしております。

御提案の島外資本の企業誘致による農業基盤の強化につきましては、本市が離島であるために、輸送コスト等が本土地区より高いことと、あわせて本市の特徴として畑地が点在しているということと考えております。こういったことから、なかなか島外の企業誘致につきましては、現段階では困難ではなかろうかと考えております。

しかしながら、有人国境離島法が成立いたしてございまして、海上運賃の低廉化が実現すれば可能性は高くなるのではないかと考えております。

また、離島での作物作付に企業が地域性いわゆる差別化のメリットを見出していただくことがあれば、さらにこの可能性は高まっていくのではなかろうかと思っております。県内でも、JRファームが松浦市にキャタピラー九州が諫早市等に進出をしております。今後は他地区の企業参入等の事例調査を行いまして、地域への波及効果等について、調査検討をするとともに、情報収集を行い実現可能であるかどうか、具体的に検討してまいります。

次に、現在、新規就農者に対する支援といたしまして、施設の機械整備について国、県事業の活用により、市上乗せ分も含めて支援を行っております。

また、技術習得から経営面については、国の青年就農給付金、県、ＪＡ壱岐市が実施しております。農業研修事業等の活用により、支援をいたしております。

御提案の農業種別において経営面に差がある。取り組みにくいのではという御意見でございますけれども、特に繁殖牛経営については施設整備、素牛導入に多額の初期投資が必要な上に、子牛の出荷までに数年を要することから、繁殖牛経営は、取り組みにくいとの意見があるのも事実でございます。

しかしながら、現在実施しております国事業の畜産クラスター構築事業では、新規就農者は施設整備について、最大で７３．５％の助成、素牛導入につきましては、最大で２７万５，０００円の定額助成を行っております。あわせてＪＡ壱岐市が実施しております「チャレンジ７０００事業」を活用することによりまして、導入に係る償還軽減につながるのではないかと考えています。

実績といたしましては、畜産クラスター構築事業によりまして、２７年度に１名、２８年度に１名が就農される予定となっています。これはともに３０頭規模でございます。

これからも、他の作物等も含めまして、国、県との事業を最大限活用し、新規就農者対策を積極的に推進してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 深見議員。

○議員（１５番 深見 義輝君） 今、市長の答弁の中にもありましたＪＲ九州ファーム、これは壱岐のアスパラですけど、アスパラの生産部会の何名かが、ここ、松浦はアスパラとブロッコリーが生産されておりますので、現地視察、行かれたそうです。

非常に、やっぱ活気的な、結局企業が来て企業が運営する。まあ、運営は企業がするんですけども、現地の雇用をして、営農指導に関してはＪＡの力を借りながら。ですから、地域を盛り上げています。先ほどずっと市長が、ほかの議員の答弁にもあったように、今まで、企業誘致、工業それからコールセンターなどあるんですけども、農業も新たな参入として、僕はいいんじゃないかなと思うっております。先ほど何社かずうっと挙げられましたけれども、せっかくですので、そういうのをリサーチしていただいて、もしも、まあ、相手があることですから、非常にこうハードルも高いと思いますけども、できるだけこういった企業をして雇用をふやす。その後に言いましたように、後継者対策の先ほど言いましたように設備の面には国、県、市の補助があるんですけども、音嶋議員が言われたとおり、やっぱり生活面の３年間生活していくためのその経費面が非常にきつい。そのために、やっぱりなかなか踏ん切れないというような話もあります。

ある人が言われるには、こういった事業をしていただいて、そこに雇用していただいて技術習得もそこでできる。これはもう、一石二鳥じゃないですけども。そういった関係で、本来なら経済団体である農協にそういった施設を持っていただきたいんですけども、なかなか事業を行うと

きには多額の資金が要りますので、やはり島外の資本の大きいところにそういった関係をしていただければと思っておりますので、さらなる市長のチャレンジをお願いしたいと思います。

この中で、九州管内で8農場が経営されておりまして、内容を見ますと、ほとんどが野菜それから果物ミカン、そういったものが主体です。若干1つ養鶏で卵というところがありますけれども、畜産はされていないというところですが、まあ畜産は非常に経費的に厳しいのかなちや思いますが、壱岐は畜産が売りですので、もしも、こういう形で畜産経営ができれば、繁殖の農家も非常に助かると思っておりますので、プラスは非常にあると思っておりますので、ぜひとも取り組みの中にさせていただければと思っております。

それと、先ほど言いますように、後継者対策ですね。畜産では市長が言われます3年、それからアスパラでも定植から2年、一般作では早く施設ができれば、開ければ収穫になりますけれども、先ほど言いますように、やっぱり生活面のそういった多用、生活面に助成せれとは私も言いませんけれども、そういった人たちが取り組みやすいような形の体制づくりを、今後していただければと思っておりますので、再度、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 確かにおっしゃるように、新規就農からそれが成果品として出荷できるまで、その間の期間という、そのことについて、やはり何らかの対策と言いますか、関係機関と協議をしていかなければならないと思っているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 深見議員。

○議員（15番 深見 義輝君） もう一つですけれども、これは農家の方から聞いた話ですので、正確さはちょっと私もわかりませんが、新規就農支援事業の間に牛舎建設と一緒にできないものだろうかというような話も来ます。その辺は、はっきりとした調査しておりませんので、言えませんが。それができるのならば、1年でも早くなるのではないかと。ただし、2つの補助事業を1名が受けるちゅうことは非常に難しいというようなお話も聞いたような話でした。その辺をもう一回調査されてもしも、そういったことならば、できるだけ早く就農が可能な状態にさせていただければと思っておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

次に、4番目の質問ですけれども、優しい教育についてです。

これは、以前も一般質問でしましたが、全国的に多種多様な児童生徒を含む青少年の事件、事故が多く発生しております。また、その内容についても死亡事故が起きるまでの悲惨な事件で発生していることから、大きな社会問題として取り上げられております。全国的な、事件、事故発生後、県の教育委員会より指導がなされ、教育委員会としても初動態勢で各学校に指導、対処さ

れていると思いますが、本市における学校教育の中でどのような対策を講じられているか教育長にお伺いいたします。

また、地球温暖化現象に伴い、年々気象が変化していく中、ことしは例年にない気候で、7月の中旬から約1カ月半ぐらい雨も降らない状態でした。連日35度以上記録する猛暑が続く状態で、学校での子供たちの健康面に対するケアはどのようにされているか、あわせてお伺いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 15番、深見義輝議員の御質問にお答えをいたします。

2学期の始まりの日の9月1日は長い夏休みから、体と心を切りかえる節目として私どもも重視をし、各小中学校に連絡をとりながら、児童生徒の登校の様子をまず確認をしたところでございます。

不登校ぎみの子供たちも含めながら、特段の変化はないということの確認ができ、ほっとしておりますが、この基盤には各学校の取り組みもさることながら、現在SSW、スクールソーシャルワーカーという2名の方を壱岐市は配置をしております、この2名の方々が夏休み期間中も時間を問わず御家庭と学校とのパイプ役となって取り組んでいただき、子供たちの心を大変癒していただいております。そのような形の中で、落ち着いた休みの生活を送ったものと思います。

おっしゃるように全国で悲しい事故も始業式を前に起こっていることを考えれば、壱岐市として、これまで取り組んでいるこれから取り組もうとしていることについては、ひとまず間違っていないだろうと考えております。

さきに、議員様、皆様にもお配りをしてしておりますが、このように壱岐市は壱岐市の教育というリーフレット版を持ち、市内小中学校の全教職員にも持たせております。その中の壱岐市の教育努力目標の第1番目に上げておりますのが、豊かな人間性ということを上げております。このことが議員のおっしゃる優しい教育の中の優しい心ということにつながるものと受け止めております。

豊かな人間性、簡潔に申しますと次のように説明をしております。みずからを律しつつ、他人と強調し、他人を思いやる感動する心を持った子供たちの育成。当然、教師のほうもそういう心を持たなければいけないということが基盤にあります。

このような心をさらに進めていくために、壱岐市はこのような授業を進めていくときの心という、授業の心という壱岐市教委オリジナル版を、これも全教職員に配付をし、校長は校内の研修会、市教諭は校長会を初め各種研修会でこの中で、その心を詳しく説いています。わかりやすく申し上げますと、授業の中で、「こえんともわからんとか」「これもでけんとか」とかつてはよ

く教師も友達も発した部分があったと思います。今はそういった言葉が微妙な心を持つ子供たちに与える影響が大きいということを重視して、そのような言葉そのものをまず、教師が発しない。そのためにはどうするかということ等をしたためている中身でございます。

県下に誇る壱岐市の学校訪問という制度は、全小中学校を学校訪問いたします。その中で、この2つの資料をもとにしながら、校長が指導した上にさらに市教委も一緒に共通認識を図っているところでございます。

きょうも実は午後が三島小学校の学校訪問指導日にあっておりますが、この一般質問が早く終わると私も行けることができます。（「じゃあ早く終わらせよう」と呼ぶ者あり）（笑声）動向を考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

それから、学校で市教委でそのような取り組みをしておりますが、今はいろいろな組織と連携をするようにということを言われております。特に地域でと。こう考えますと、公民館活動、PTA、学校支援会議、老人会や婦人会、厚生保護助成会、民生委員の会、人権擁護委員会、保護司会等お力添えをいただいております。挨拶運動、声かけ運動がその代表です。さらに、健全育成協議会には、防犯パレードや危険箇所、通学路の点検等、整備等にも御助言をいただき、老人会による3世代交流ゲートボール大会での果たす小学生における役割も大きゅうございます。

「子ども110番」の家は、現在233カ所お願いをして受け持っていてございますし、スクールガード・リーダーという制度もありまして、これも2名、これまでの経験者を配置しながら、28校を半分に分けて計画的に訪問をしながら、学校と連携をして取り組んで、子供たちの安全に努めているところでございます。

学校警察連絡会議とか、要保護児童対策会議等、この両対策会議等がこれまで県下でも起こりました怖い事件にかかわるときの学校のとるべき道として、あるいは市教委が進める部分としての御指摘をいただいているところでございます。

今、壱岐市教育委員会も学校教育課を中心にこのような、優しい教育、優しい心の教育をするためにも、学校教育課の指導主事が部屋に閉じこもって口で指導するのではなく、現場に赴きながら動く教育委員会という形をモットーにして、それぞれの学校と力を合わせて子供たちが悩み苦しんでいる部分に手を差し伸べていく教育行政を進めていくところでございます。

後段の猛暑が続きましたことしの健康面のケアについても、実は夏休み中も朝のラジオ体操からサマースクール、水泳教室あるいは陸上練習、朝マラソン等、それぞれの学校が独自の形で子供たちの教育活動の手助けをして保護者の方からは大変ありがたいという言葉も教育委員会には寄せていただいているところでございます。

しかし、やはり健康面のこと、安全なこういう活動を保障するために学校は日ごろから持っております危機管理マニュアルをもとにしながら、特にことしの猛暑の中では、教職員としては、

子供たちの安全、生命にかかわることには気を配りました。おかげさまで結果としては、特段の事故もなく2学期を迎えました。テントの設営は運動場もプールも木陰で休むことが十分でない場合は、空調設備のついた保健室等に行かせて休憩をとらせる。特に、サマースクールで補充学習をする場合も子供たちは実は空調設備のついた図書室等を使うこと、パソコン室を使うこと等を教師のほうも配慮をしながら進めたところ、ひとまず無事に終わったように思っております。

2学期を迎え、運動会、体育祭の練習等で、まだまだ残る残暑の中でのこの猛暑の対策は、きめ細やかに水分を補給したり、休息をとりながら子供の安全管理について学校が、体罰も含めながらこういう運動練習、運動会練習については、細心の注意を払うよう、9月2日の校長会等でも指導をしたところでございます。

竜崎市の学校現場と教育委員会が、一枚岩となりながら子供たちに安全安心生活を進めていくため、今後も進めてまいり所存でございます。

いろいろお気づきがありましたら、またお聞かせいただきたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 深見議員。

○議員（15番 深見 義輝君） 教育長、早速昼からも行動されるということで、もう非常に私もそれにおくれたらいけないと思いますので、再度は言いませんけども、やっぱり環境のほうに関しては、地球温暖化それから大気汚染、PM2.5など、都市部においては空調も導入したいような話も出ております。特に福岡市あたりは徐々にでも入れていくような、近いところでありますので。また、東日本では、学校の避難施設としても含めて環境整備をしていく、空調もふくめてですね。そういう状況に入っておりますので、今後教育施設のどのような形になるかわかりませんが、子供たちの安心安全な教育現場として、御尽力いただければお願いして終わります。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

先ほど、深見議員の教育長の答弁の中で、一般質問が早く終われば行きますというような、議員に向けた要請のように発言を捉えました。一応、一般質問につきましては、50分以内となっておりますので、その予定をもって、執行部側も予定を組んでいただくよう、よろしくお願いいたします。（笑声）

.....

○議長（鶴瀬 和博君） 次に、このまま一般質問を続けます。

次に、11番、中田恭一議員の登壇をお願いします。中田議員。

〔中田 恭一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１１番 中田 恭一君） どうもお疲れです。本日、今回の最後の一般質問でございます。簡潔に行いたいと思います。

先ほどの教育長ではございませんが、昼からの御予定があるそうでございますので、（笑声）簡潔にスムーズに終わっていきたいと思います。多分、教育長の答弁がないので早く終わると思っておりますので。（笑声）

４点ほど、私のほうから質問をしておりますが、１点、２点については関連がありますが、それぞれ事業が違いますので、１個ずつやっていきたいと思います。

その前に市長、私の通告書、非常に簡単に申しわけございません。でも、私の意は通じていると思いますので、この内容で行かせていただきたいと思っております。

１点目、住宅リフォームの補助金の今後についてということでございますが、本年が最終年度と私書いておりましたが、調べてみましたら、昨年で終わっております。今年度また続けてやられるのかなと思いましたが、今のところ、予算も上がっておりませんが、今後どうしていかれるのか、私としては、ぜひ続けていただきたいというところがありますので、お願いをしたいと思いますし、２５年から２７年の３年間で壱岐市で３８４件の事業実績が上がっております。

当初は経済対策として行われたわけでございますが、３年間で９億の事業がなされております。これには、市の補助としては２，０００万円余りですね。２，０００万円余りの補助で、３年間で９億の経済効果があったということで、（発言する者あり）非常に経済効果高いと思っております。ぜひ、まだまだ、十分とは思っていませんし、当初申し込みをしても、申し込み件数が多くて、なかなか順番が回ってこなかったという話も聞いておりますので、まだまだ不十分だと思っております。

市長の任期中のあと３年でも続けていただければ、かなりの経済効果が多いと思います。小さな出費で大きな経済効果があると思いますので、ぜひとも続けていただきたいという気持ちで一般質問をしております。今後の市長の方針としてお伺いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 中田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） １１番、中田恭一議員の御質問にお答えをいたします。

１番の住宅リフォームの補助金の今後ということでございますが、住宅リフォーム補助として、市の単独事業である壱岐市住宅リフォーム支援事業と県の補助の壱岐市住宅性能向上リフォーム支援事業を平成２５年から平成２７年度の３カ年実施をいたしました。その実績は、先ほど申されますように３８４件、総事業費が９億４，８００万円余り補助額は３８４件でございますから、６，０８８万７，０００円となっております。また、県の分が３カ年で９３件、総事業費が１億３，７００万円余りであります。補助額は１，６００万円でございます。

このように景気対策として、大きな成果があったものと考えておりまして、市民の皆様や関係者の方々からも、この事業はよかったということで好評をいただいたと思っております。

長崎県では国の社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、平成28年度から3カ年の予定で、長崎県3世代同居・近居促進事業が創設されました。これは、申しますように、27年度に終了したものですから、これにということで採用したわけですがございますけれども、この事業は3世代における出生率の向上を目指し、子育て環境整備を目的とした少子化対策の一環としてございました。しかしながら、今のところ応募がないということでございます。

そういったことで、今年は3カ年終わりました住宅リフォーム補助金でございますけれども、ことし、検証をいたしまして、やはり、これだけの効果があればなと思っておりますので、29年度から前向きに考えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） ぜひ前向きというか、もうやるという明言がいただければ大変うれしいところでございますが。県の3世代の同居のあれですね、私もこの前新聞読んでみましたところ、あれ、壱岐のように隠居と本家とあるところには、本家のほうには出ても隠居のほうには改修費が出なくて購入費についてだけというような状況でございましたので、非常に今の壱岐の現状では合わない補助金だと思っております。本家だけ3世代住むようには今の状況では非常に難しい状況でございますので、ぜひ、県のやつは非常に使いにくいと思いますので、市独自で、また29年度からぜひやっていただくことをお願いをしたいと思います。

今の返答ではどうにもやるというような意気込みでございますので、期待をして次の項に移りたいと思います。

同じくリフォームの件ですけども、街なみ改修の補助事業が国の事業で本年までずっとあっておりますけども、これも、まだまだ不十分だと思っておりますし、これ、国の補助ですから、国の方針がどういう方針であるのかも、聞いてみないとわからないわけですけども。現在、街なみについては、当初国の方針が勝本浦全域ということでなっております。

ところが勝本浦全域で昨年までの実績が、済いません、件数後で言いますけども、まだまだ十分じゃないと思っておるんですね。僕の考えでは、主に黒瀬方面を中心にまず、中心部と言ったら語弊がありますが、黒瀬部分を先にやって、それから裾野を広げていくというのが理想ではないかと思っております。

ただ、国の方針としては、浦部全てをやりなさいということですが、飛び飛びにやっても非常に効果薄いと思うんですね。勝本の街なみちゅうのは、隣同士壁一つひつついって表はもう全部同じようなものでしてるというのが街なみの魅力でありまして、そこに1軒2軒飛び飛び

にやっても街なみのよさは一つも出てこんわけですよ、金をかけても。ですから、ぜひ、表だけでもいいんですよ。表の見える部分だけでも、通りの部分だけでも、同じような昔ながらの建物にして、まとめてやるのが効果が一番大きいと思っておりますので、その辺あわせて国の方針なり、市長の方針なりをお伺いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 中田議員の2番目の御質問で、街なみ改修補助金の今後ということでございます。

勝本浦地区の街なみ環境整備事業につきましては、平成16年度から、当時の観光商工課で企画立案いたしまして、平成18年9月に事業申請を行い、国土交通大臣から平成18年12月に事業認可が下りております。これを受けまして、当時の平成19年度から、街なみ環境整備事業に着手いたしまして、19年度は当初小公園の整備を行ったところであります。その後事業が本格的となった段階で、所管課を建設課へ移管いたしまして、現在まで9年間事業を実施をいたしております。

この間、小公園、道路の修景工事、街灯の修景工事をあわせて行っております。個人住宅の修景補助につきましては、平成20年度から着手いたしまして、平成27年度までに39戸の修景工事を完了いたしております。

この27年度までの総事業費は、2億3,000万円余りでございます。国、県、市の補助が1億5,000万円程度、個人負担が8,000万円程度でございます。

今、中田議員がおっしゃいますように、まだまだだということでございます。本年度は9戸の個人住宅の修景補助事業を実施する方針で事業を進めておりますけれども、合せても48戸ということになるわけです。当初90戸の申請があってございましたから、まだまだでございますが、今後、現在の進捗状況では、当初計画の事業効果が上がらないということで、この3月に平成29年度から4年間、事業延長を県にお願いしているというところでございます。ぜひ、これにつきましても、県に採択していただきますように、お願いしたいと思っております。

それから、最初のことでございますけど、住宅リフォーム、ぜひ、やりたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 住宅リフォーム、ありがとうございました。

それと、街なみについても国もあと4年間、4年間ですかね。（「4年間」と呼ぶ者あり）延ばすということです。ただ、先ほど言いましたように、市のほうからも要望して、なるべく固まった地区を、補助額が限られていると思いますので、補助率を変更できるのであれば変更してで

も、表だけでも、屋根なんかになるとかなり金額的に係りますので、観光客の皆さんたちもまず見た目で来るわけですね。ですから、表だけでも軒数を多く続けた街なみを見れるように、ぜひともその辺、施工する上でぜひ検討をしていただきたいと思います。散らばって全く意味がありませんので、ぜひまとまった補助が得られるようお願いをしてこの質問を終わりたいと思います。

次に、3番目勝本港埋め立ての是非と書いておりましたが、済いません、これは是非ではございません。勝本港の埋め立てについては、旧町時分からずっと要望があったり、中止になったりいろいろ話が変わってきておりますが、現在のところどういう方向で進めていこうと思っておられるのか、まずは方針だけを聞いて、その後再質問をしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 方針と言いますと、今、振興局の管轄になるわけですが、現在の計画の中に新たな埋め立ていうものを入れることについて、まあ、非常に厳しさがあるんじゃないかという、そういう答えをいただいております。

ただ、方針としましては、やはり地元の要望が一番大事でございますから、市といたしましては、今の計画を変更して、浦民の方々が望むものを最優先にしてもらえないかという要求をすることで臨んでおります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 当初は勝本港も40メートルほど埋め立ての当初の計画などがあっておりましたが、なかなかそれじゃあできないということで、当初は、漁協の漁民の反対もありましてできません。ただ、私たちはそんなに奥まで埋め立てなくても、逆に私は、道路拡張の方向でやってほしいと思っておりますよ。浦部の海岸通り、もうかなり古くなっておりまして、かなり狭いです。おまけに、浦部の方々、結構自転車の利用が多くて、おまけに子供も、まあ、少子化と言いながら、結構子供さんたちも、海岸通りで遊んだり何だりしております。バス路線でもありますし、もう、非常に狭くて危険でございます。私としては、埋め立てというよりも、埋め立てとあわせて道路の拡張をして、その道路のもうちょっと余分に埋めてそこに用地をつかって、何らかの利用方法というふうにしたらどうかなと思っておりますし、話を聞きますと、今年度か来年度に浮桟橋、ポンツーンの計画も入っているそうでございます。せっかくやるのであれば、また再度ポンツーン据えてから道路拡張とかなると二重三重にまた金がかかりますので、極端な言い方をすれば、ポンツーン据えるところだけはちょっと幅広くとっておくとか。多分、下おりて今度できた浦部の公民館から、左、聖母宮に行くほうは市道になっておると思う、天ヶ原

に行く分は県道ですかね。県と市と管轄が違うのでなかなかやりにくいと思いますけども、極端な言い方をすれば、県道のほうはまあまあ今のところ、農協の勝本支所から向うはまあまあ広くて安全なんですけども、逆に、市道の部分が狭くて非常に危険な状態でありますので、埋め立てというか道路の拡張とあわせて、ちょっと余分に埋め立てて用地をつくってそこにいろんな浮棧橋とか、漁民のためになるような施設をつくってやればいいんじゃないかなあと思っておりますが、市道になれば、市の負担が大きくなりますので、私は、そうしたらどうかなあと思っておりますが、市長の見解を伺いたい。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 勝本の今度公民館をつくりました前面でございます。黒瀬地区というわけでございますけれども、あそこ私も海のほうから見たことがなかったわけですが、あそこは、旧石積み護岸だということを聞いております。石積み護岸であって、経年によりまして、沈下や浸食、大潮の満潮時には、高潮によってオーバーフローするということも聞いております。そういった中で、やはり今まさに中田議員おっしゃるように、その拡張は絶対せないかんと思いますし、その道路の拡張としてやるのか、埋め立てとしてやるのか、それはやっぱり工法的とかそのやり方については、県等々とも地元とも相談してやりたいと思っておりますし、まさに、今の計画の中に浮棧橋等があるわけです。浮棧橋などを先にして、それから埋め立てという話にはならんわけございまして、ひとつ今の計画を変更して、やはりあそこの前を広げるというのは。

この前、僕はペーロン大会に参りました。そのときにやはり狭いなということ。道路敷きを使ってペーロンがスタートしますから、そのこともありますが、そういったペーロン大会などやるにしても、やはり前に出さないと危険が伴うと思っているところでございまして、そのことについては、強く要望してまいりたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 市長も御存じのとおり、あそこの黒瀬の中央公民館の周りは、特に朝市、夏場になれば辰ノ島とか、大型バスが止まったり、出入りが多くなります。観光客も多くなります。御存じのとおり、結構、狹隘でございますので、ぜひ早急に、まずはあそこからっていうのは失礼ですけども、あの辺から奥へ行くような計画でもしていただいて、少しずつでも結構でございます、拡張をして埋め立てとあわせて。その後、その埋め立ての部分については、漁協、商工会などと検討していただいて、再検討して埋め立ての方針を決定していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の歳入対策委員会へ期待ということでございますが、これは質問ではございませんけれども、この前から市長がずっと言われています若い職員で歳入対策、まだまだ長い名称でございますが、若い職員たちがいろんな知恵を出して、やっておるということでございます。

駐車場の有料化にしても、私、前の市長のときか、前回のとき有料にしてはどうかという提案をしたわけですが、なかなか我々議員の立場とか、市長の立場から有料にしろとか、そういうのは非常に言いにくい立場にあると思います。

ところが、職員がこうして自分たちでやろうということになれば、すぐ皆さん同意して、駐車場の件についても、あわせて命名権、壱岐の島ホールについても、どんどんできております。ぜひ、若い人たちの新しい考えでどんどん進めていっていただきたいのと、この前、私、何人か若い人たちとちょっと飲み会に行ったわけですが、今はやりの「ポケモンGO」がありますよね。私はやっていないんですけども、かなりの人がやっておるそうでございます。

それで、飲み会のとき、議会として提案しようかなあと思うたら、1カ月ほど前にもう熊本、東北の被災地でその「ポケモンGO」のメーカーが、テレビでやっておりましたが、レアな何か知らんけどあれを落としていくということで、観光のためになるということで、その会社がやってくれておるそうでございます。

ぜひ、壱岐も少しは金を出してもいいと思うんですよ。レアな「ポケモンGO」の何ちゅうとか知らんとですけども、そういうのをどんどん落としていくと、それ目当てに来る観光客も多いそうでございます。そういう若い人たちの突拍子もないと言ったら言葉は悪いですけども、新しい感覚でいかにして壱岐に金を落とすかというのを、ぜひ若い人たちの考えで頑張っていただきたいと思いますし、ぜひ応援をしていきたいと思っておりますので、今後に期待をしております。

その中でも、いつか私も言ったこともあるんですけども、例えば企業誘致、企業誘致と、今言っておりますけども、もう企業誘致は壱岐の立地条件、非常に難しいと思うんですよ。

大胆な話ですけども、例えば壱岐出身者の大手の会社の社長なんか、本社機能だけを、住所だけ壱岐においてもらうとか、本社機能はもちろん東京とか福岡でいいんですよ。機能は、全て福岡においてもらって。本社の住所だけを壱岐市においてもらえば、そこにある程度の税も置いてきます。これはなかなか壱岐市に大きな本社を住所だけで、企業も、東京にあるのと、大阪にあるのと福岡にあると、企業も格が違うそうでございますが、そういう方面からもぜひ、ひとつ市長にも進めて、ちょっと相談でもしてもらえば、大手の会社の本社機能をこちらに置いて、そこには職員と言ひ方悪いですけど、職員1人2人と電話とあれば本社機能自体は福岡、東京でバンバンやっていただいて、住所だけをこっちに置いていただくとか、そういう案もどんどんこの若い人たちに頑張っていただきたいを思っておりますので、ぜひ、今後もうずっと市長続けていただきたいと思いますが、若い人たちの意見を取り入れて、やっていただきたいんですけども、

それで総括的に答弁があれば。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 中田議員の4番目の質問、歳入確保対策委員会への期待ということでございます。歳入確保対策会議につきましては、本市若手職員が自主的に委員となりまして、これまで、封筒広告、バナー広告を初め、ことしからは法人、個人事業所の方にスポンサーとして市の施設に愛称をつけていただく、その対価として、市に命名権料を御支払いいただくネーミングライツ、スポンサー事業、そしてまた、今おっしゃいました職員駐車場の有料化等々について、実現をしておるわけでございます。

やはり、若い職員がみずから考え、実現し、効果が上がる。このところは極めて有意義なものでございまして、そうした取り組みが職員のスキルアップにつながるものと同時に、他の職員にも波及し、ひいては壱岐市の発展につながるものと期待をいたしております。この歳入あるいは歳出削減の金額よりも、やはり、常日頃からこういった意識を職員が持つと、これがもう大きな私は効果であると、私は思っている次第であります。

ことしも13名の職員によって、4月20日を皮切りに、もう既に4回会議を行っている聞いております。今後とも、職員がそういった気持ちを持つように、進めていきたいと思っております。

また、先ほどの「ポケモン」の話でございます。私もそうくわしくないわけですがけれども、ことしは、コスプレイヤーが壱岐で写真を撮るといようなことでございまして、それも大きく期待をしたい。私らもその辺はなかなか、なじみが薄いわけでございますけど、結構、それ、人気があるということを聞いておりまして、考えたいと思いますし、企業の本社についても、可能性としてあるわけでございますから、挑戦をして参りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 歳入対策委員会には、期待しておりますけれども、期待するところでございますが、市長が言うように、結果だけじゃないんです。その意欲をぜひ、出していただければ、将来的にいい結果が出ると思っておりますので、ぜひ、とお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

〔中田 恭一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、中田恭一議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第2．議案第68号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長に説明をさせます。よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条例において引用している条項が繰り下がることから、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改正内容は記載のとおりでございます。また、議案関係資料としまして新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

主な改正内容については、福祉医療費の支給対象者の所得制限額について、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項及び第5項を本条例第5条で引用して規定をしておりますが、施行令の一部改正に伴い、それぞれ同条第7項及び第8項に繰り下がることから本条例を改正するものでございます。附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月1日以降に申請があった福祉医療費の認定から適用するものでございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

日程第3．要望第3号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、要望第3号地球温暖化防止対策のために四庁舎の屋上に太陽

光発電設置についての要望を議題とします。

ただいま上程いたしました要望第3号につきましては、産業建設常任委員会へ付託します。

_____・_____・_____

○議長（鵜瀬 和博君） これで、本日の日程は終了いたしました。

9月13日は各常任委員会を9月14日は予算特別委員会を9月15日と16日は決算特別委員会をそれぞれ開催しますので、よろしくお願いします。

次の本会議は、9月21日水曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時13分散会

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成28年9月21日 午前10時00分開議

日程第1	議案第59号	壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第60号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第61号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第62号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第63号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第64号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第65号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第66号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第68号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	認定第1号	平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定・本会議・討論あり・認定
日程第11	認定第2号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第12	認定第3号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第13	認定第4号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第14	認定第5号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第15	認定第6号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第7号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第17	認定第8号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第18	認定第9号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第19	認定第10号	平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	要望第1号	壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第21	要望第2号	男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	産業建設常任委員長報告・不採 択・本会議・不採択
日程第22	(平成27年) 要望第5号	「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第23	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑・委員会 付託省略・討論・了承
日程第24	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑・委員会 付託省略・討論・了承
日程第25	発議第6号	「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出について	提出議案 議案説明・質疑・委 員会付託省略・討論・可決
追加日程 第1	動 議	白川市長に対して、明確な説明を求め100条委員会設置の件	議題として否決

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番	赤木 貴尚君	2 番	土谷 勇二君
3 番	呼子 好君	4 番	音嶋 正吾君
5 番	小金丸益明君	6 番	町田 正一君
7 番	今西 菊乃君	8 番	市山 和幸君
9 番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	中田 恭一君	12番	久間 進君
13番	市山 繁君	14番	牧永 護君
15番	深見 義輝君	16番	鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君	監査委員	吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川博一市長より追加議案2件を受理しております。

日程第1. 議案第59号～日程第22. 平成27年要望第5号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止についてから日程第22、平成27年要望第5号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望まで、22件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長に所管事務調査であります芦辺小学校校舎改築設計業務についても、あわせて報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について、審査の結果、原案可決。議案第

62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第4号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

続きまして、委員会調査報告書、本委員会、教育委員会の芦辺小学校校舎改築設計業務について調査を行いましたので報告します。

委員会で調査対象となる業務について、教育委員会及び受託者であります株式会社m3建築事務所代表取締役川本雅史氏を参考人として出席要請し、説明を求めました。審査の結果は、以下のとおりです。

（1）、起案の時期は適切であったか、平成27年度執行の芦辺小学校校舎改築設計業務については、工期を平成27年7月8日から平成28年2月29日までとし、約8カ月の期間をとっており、起案の時期については、適切であったと思われる。

（2）、株式会社m3建築事務所の入札参加の適切性、本業務の入札時において、壱岐市内の設計業者2社が指名停止で、5社しか残っていない状況の中、耐震等の業務で手一杯の状況も見込まれるので、入札には壱岐市内の5社及び壱岐市一般競争入札参加資格登録がある業者の中から、構造計算ができ、過去において幼稚園、小学校等の設計実績のある業者を福岡から中堅クラス3社を入れていることから、妥当と判断する。

（3）、落札後の工程管理の適正化、工程管理については、建築整備課の専門の技術者も交え、工程会議を再三にわたり行い、チェックに当たってはいたが、県振興局との事前協議を進めていく中で、建築確認許可（済証）は工事着工前までにおりればよいとする県振興局と同様の認識で事務を執行していたため、適正でなかったと思われる。

（4）、成果物と出金の適否、契約書の特記仕様書の中に、提出の成果物には各種申請書となっており、明確に建築確認許可（済証）というものはない。

教育委員会は、株式会社m3建築事務所より契約期間内の3月31日に成果品の提出があり、一部修正を指示し、4月11日に完成図書を受領したが、その後、書類精査を進める中で、工事着工には不可欠である建築確認許可（済証）がおりていないことが判明したため、契約書中、第41条の瑕疵担保に当たると判断し、早急な修補を求め、6月28日に建築確認許可（済証）の交付を受けた。

一方、このような状況の中にありながら、完成図書を4月11日に受理し、また出納閉鎖も近づいていることから、完成払いの支払い事務を進め、5月30日に受託者に対し契約金の振り込みを行っている。

以上の事案は、本年の3月当初において業務が完成するものと思い、繰越明許を行わなかった判断ミスにある。

(5)、処分の妥当性、今回の業務の遅延の一番の原因は、株式会社m3建築事務所の工期に対する認識の甘さ、不誠実で怠慢が主因であるが、担当部署の指導監督ガバナンスの欠如も一因であると指摘せざるを得ない。よって、懲罰委員会の下した処分について、本委員会として妥当なものとして尊重する。

(6)、改善点と再発防止策、改善点と再発防止策については、委員会としても具体的な策が必要であると指摘していることから、壱岐市随意契約ガイドラインの改正を平成28年2月24日に新たに適正な予定価格の設定を追記、公共工事の入札結果及び契約内容の公表方法についてを平成28年4月1日より施行、随意契約理由書の様式を平成28年4月1日より統一、契約事務研修を全職員を対象に実施（現在まで、第1回目：4月18日、第2回目：9月5日実施してある）、設計業務提出物チェックリストの作成、各部長、各課長等会で入札契約事務の周知徹底を行っている。

このようなことから、当委員会の調査では、刑法に違反している事実は認められなかった。しかし、株式会社m3建築事務所に対しては、契約書第42条「履行遅滞の場合における損害金等」に基づき、4月1日から建築確認許可（済証）が下りた6月28日の89日間の2.9%の12万5,200円の支払いと6カ月間の指名停止。行政職員に対しては、被処分職員2名、管理監督責任3名に10分の1の減給を1カ月から3カ月という懲戒処分が行われたので、このような事案が再び発生し、市政に対する疑念、疑惑を招くことがないように、再発防止に全力で取り組んでもらいたい。

以上であります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。質疑はありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 本調査は、議長のいわゆる所管業務ということで総務委員会に審査をするようにという裁定を下されたわけですが、この間に何回されたのか。この調査委員会は何回されたか。

そして、(2)において、構造計算ができ、過去において幼稚園、小学校等の設計実績があるということで選定をしたと言われますが、当m3の川本社長を委員会に招致して意見聴取をされ

ておりました過程において、新築設計のいわゆる実績はほとんど皆無に近いというような発言をされておりましたが、この意見書はどういうことでまとめられたのか。この2点、お尋ねをいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 市山和幸総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 音嶋議員の質問にお答えいたします。

音嶋議員には要請がありました、今までも要請があった傍聴については、委員長として許可をいたしておりますから、内容についてはおそらくわかってあられると思います。所管の調査依頼された第1回目を9月2日の金曜日に、久保田教育長、山口教育次長、西原教育総務課長を説明員として呼んで審議をしております。そして、第2回目、9月13日火曜日、説明員として、久保田教育長、山口教育次長、西原教育総務課長、そして、先ほど申しました参考人として、株式会社m3建築事務所代表取締役川本雅史氏を招聘しまして、調査会議をしております。音嶋議員もm3の説明のときには傍聴におられたと思いますが、川本氏の説明では、最初から、一から、始めから全部全てを携わったことはないと言われましたけど、その後で、実績として、小学校の、幼稚園とかの耐震化をされたという、また説明がありました。それは聞かれましたかね。聞かれてあると思います。それで、委員会としては調査し、そのようにしました。音嶋さんが前の会議でも言われるように、私たち委員会は行政の追認機関ではございません。よくわかってあると思いますが、音嶋さんは刑法違反に相当するという発言を再三されてありますけど、私たち委員会としては、もしも音嶋議員の言われるように、これが刑法違反に当たるとするならば、私たちは、そのことは委員会じゃなくて、司法の場に委ねるべきと思っております。委員会としての回答は以上のとおりであります。

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 再確認をいたします。2回されたと申されましたですね。1回目は9月の2日ではございませんか。

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） そうです。そのように申し上げました。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 金曜日ですね。

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） はい。

○議員（4番 音嶋 正吾君） わかりました。そうして、いわゆる久保田教育長はこのように申されておるんですね。平成27年度まで長崎県内校舎の耐震補強等が迫っていたと。県下の設計業務に当たっている業者の執行内容が混んでいる状況だったと。そういう中で、ある方から県内で競合する形では負担が多くなるということで、違った方向での考え方も視野に入れたほうがいいということもあり、検討したときに、これまで本市に登録をしている業者の、業者が2社足りない、いわゆる、今、指名している業者が指名停止か何かの処分を受けてたんですかね。という

ことで、2社足りないところから検討し、約、本市に指名願いを出しておる43社から調べ、その中から学校の耐震など業務内容を見て、3社に絞って市長に相談をしたという認識をされておりますね。これで、一応長崎県内の業者がそうした状況にあったということは事実かどうかは私にはわかりませんが、それは執行側の考えられることですが、要するに、こうした調査はされましたか。どういう経緯でしたかということは、教育長は、ある方ということを明言されたんです。ある方がですね。県内で競合するからということがあったから、43社の中から絞って3社を指名したということですが、こういうことに関しては、教育委員会では何か委員会では発言されましたか。それだけで私は終わりますので。

○議長（鵜瀬 和博君） 市山和幸常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 先ほど報告書で述べたとおりであります。結果としてはですね。審査結果としては。そして、音嶋さんも芦辺小学校の建築業務に関しては、私もここに教育委員会の協議は時系列で持っておりますが、これを一回一回説明すると、ちょっと長いと、これは音嶋さん本人も持っておりかと、調べてあるかと思いますが、その中に時系列で協議内容については載っております。これは委員会でもいただいたものであります。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） おはようございます。委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第64号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第65号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。認定第5号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計

決算認定について、認定。

委員会意見、認定第5号及び第6号は、先進自治体を参考にしながら、税やその他の使用料等の担当課と一体となった滞納者対策一元化の体制づくりや取り組みを早急に図ること。

続きまして、委員会審査報告書、本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

要望第1号壱岐・唐津30kmの海底送電線の早期着工の要望、審査の結果、採択すべきもの。
要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望、不採択すべきもの。委員会の意見は、下記のとおりであります。

要望第5号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望、採択すべきもの。委員会意見は、下記のとおりでございます。

意見書の提出、委員会意見、要望第2号は、参道東側駐車場内に市で整備した水洗式トイレが設置してあるため、そのトイレを十分活用することで、観光客の利用に支障を来すことはないとは判断したため、不採択とする。平成27年度要望第5号の出資に関することは航路就航後の協議事項と思われるが、壱岐市経済の活性化及び交流人口の拡大等に大きく寄与することから、壱岐島民も大きな期待を寄せているところであり、離島における航路の重要性を十分鑑み、一日も早い運航開始に向けて、より一層の御尽力を賜りたい。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） これから産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。田原輝男予算特別委員長。
〔予算特別委員長（田原 輝男君） 登壇〕

○予算特別委員長（田原 輝男君） それでは、委員会審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、原案可決です。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（田原 輝男君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。小金丸益明決算特別委員長。

〔決算特別委員長（小金丸益明） 登壇〕

○決算特別委員長（小金丸益明君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

議案番号、認定第1号、件名、平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。委員会意見、監査審査意見書の指摘事項を重視され、健在な財政運営と適切な業務処理の徹底を図られたい。

以上であります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから決算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（小金丸益明） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第64号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第65号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する

条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。
討論はありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

先ほども申し上げましたが、教育委員会の事務におきまして、芦辺壱岐市立小学校消防用設備改修工事並びに壱岐市立勝本中学校消防用施設改修工事においては、1社見積もりを採用したために、税込みで落札価格の失格した人の一番高い人と比較しても、529万5,000円の損失を与えております。これは、1社見積もりを採用したためであります。

そして、2点目、芦辺小学校校舎改築工事業務委託に関しましては、地方財政法第2編第9章財務、第213条の債務負担行為のとるべきであるところを、債務負担行為をとっておらないということを重く受けとめるべきであると思います。そして、特記仕様書にも明記をしていますが、成果物の提出は3月31日以前の10日前までに提出をして、担当監督員の審査を受けるようになっております。規則とはいうものの、非常にこうした曖昧なことを認定するということは、我々は行政を監視する意味からもあってはならないということで、私はこの認定に対して反対の立場で討論をいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 賛成討論ありませんので、ほか、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） ほか、討論ありませんので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員

長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第4号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第5号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、要望第1号壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、要望第1号壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望は、採択することに決定しました。

次に、要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望について、討論を行います。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。よって、要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望は、不採択とすることに決定しました。

次に、平成27年要望第5号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから平成27年要望第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、平成27年要望第5号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望は、採択することに決定いたしました。

日程第23．諮問第1号及び日程第24．諮問第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第23、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第24、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の新任及び後任候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、本市における人権擁護委員の定数が1名増員されることになったことから、勝本町坂本触の斉藤公彦氏を新任の人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、石田町印通寺浦の人権擁護委員、百崎政子氏が平成28年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として石田町筒城東触の福田容子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第25、発議第6号「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。12番、久間進議員。

〔提出議員（12番 久間 進君） 登壇〕

○提出議員（12番 久間 進君） 発議第6号、壱岐市議会議長鵜瀬和博様、提出者、壱岐市議会議員久間進、賛成者、壱岐市議会議員深見義輝、同じく中田恭一。

「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書案、離島にとりまして、航路は人・物の流通手段として市民生活及び産業経済の活性化に欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

離島航路の存続・維持や利用者の利便性向上など、離島航路が果たす役割や期待も大きく、離島の保全及び振興はこれからも喫緊の課題である。そのような中、壱岐対馬シーライン株式会社が「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航を目指し、九州運輸局へ一般旅客定期航路運航許可の申請中であるが、本市にとりましても離島航路運航業者が新規参入することは、市民生活としての足の確保や輸送人員の増強及び交流人口の拡大など、さらなる振興策が図れると考えられる。

ついては、下記のとおり御配慮賜るよう求める。

一つ、港湾管理施設について、寄港地である壱岐市・対馬市及び福岡市の港湾管理施設（岸壁・可動橋・人道橋・券売所・待合所等）の円滑な共用が図られるよう御配慮を賜りたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年9月21日、長崎県壱岐市議会、提出先、長崎県知事、福岡市長。

以上でございます。

〔提出議員（12番 久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第6号「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、予定された議事は終了しました。

3番、呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） 動議を行いたいと思っております。壱岐市議会議長鵜瀬和博様、平成28年9月21日、壱岐市議会議員呼子好。

動議、特定の業者を市長選挙で対立候補の応援をしたことによる壱岐市発注の指名及び期限付き一般競争入札から外したことは、権力と予算の執行権を握る現職市長の選挙批判につながる。あつてはならない民主主義の根幹を揺るがす重大な問題である。この事実を市長は恥じることがないのなら、法廷の場の前に市議会及び市民に対してこの場で明快に説明する責任がある。よって、この全容解明をすべく動議を提出し、あわせて100条委員会の設置を求めます。

以下、具体的に述べます。

平成28年5月27日付の市長名での壱岐産業社長宛てに、一級市道本村神里線道路改修工事の競争参加資格なしと認めた理由について回答が来ておりますが、標題として出してます。これは、標題も本文の内容も手続が全くでたらめです。これは、壱岐市が定めた期限付き一般競争入札要綱に基づく様式でない。ここにありますが、これが本当の市の定めた様式です。ですが、今回来たのは、全然関係ないその書類が来ております。そして、日にちもこの入札参加申請書の提出は10日前になっておりますが、この5月27日、これは入札をした日です。本来ならば1週間なり10日前に提出する。それが本望でございますが、27日入札の日に提出が出ております。また、本人が受け取ったのが5月30日。この壱岐市建設工事の指名基準第3条第1項5号、第4号も指名停止の理由であり、期限付き一般競争入札の参加資格とは関係ない条項だと思います。期限付き一般競争入札の条項では、指名停止の期間中でないものと書いてあります。しかし、指名停止上すれば通知義務があるのに、この通知も出てない。

さらにもう一点。壱岐市建設工事等指名審査委員会が副市長がトップです。市長は外されています。これは、トップが政治的打算や圧力、介入等を挟む余地がないようにした規定だと思います。

す。入札執行通知伺いには、市長の決裁欄もあります。これは明らかにおかしいではありませんか。市長には、壱岐市が発注する工事等の契約にかかる入札参加資格者の指名停止の措置要領による指名停止、指名除外、指名取り消しの権限がある。加えて実質上の指名権を決済しているという形がとれます。市長選挙で市長が変わるたびに、このような生臭い話が見え隠れするのはいかがでしょう。壱岐産業の指名除外問題について、市長は法廷の中で争うと答弁をされておりますが、当事者間では当然そうでしょう。しかし、これは、議員が議場であってはならないそのようなことがあったのかと事実関係を知っているのに、議会にも市民にもわかるようにしないのは、市政の透明性、公平性から、一刻も早い明らかにすべきだと思います。ひとつ市長に忠告をしておきたいと思います。これは……。〔「議長、止めないかんですが。そんなん動議が議案として成立してからの話じゃろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 趣旨は、白川市長に対して明確な説明を求める件と、100条設置についてですね。

○議員（3番 呼子 好君） はい、そうです。

○議長（鵜瀬 和博君） 一応これを日程に追加して、議題とすることの動議が提出されたと承っております。まずは、この動議に賛成の方を。いらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（鵜瀬 和博君） この動議は1人以上の賛成がありますので、成立をしました。

白川市長に対して明確な説明を求める件と、この件に関して100条を設置する件を日程に追加し、議題とすることの動議を議題とし、採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。したがって、白川市長に対して明確な説明を求め、100条を設置する件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

_____・_____・_____

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で議事が終了しましたが、この際お諮りします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、白川博一市長より発言の申し出がありますので、これを許します。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9月2日から本日まで20日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重審議の上、全議案について可決を賜りました。まことにありがとうございます。

しかしながら、決算認定を初め、さまざまな御意見、御指摘、御助言もいただきましたことは今一度顧みますとともに、十分に尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、非常に強い勢力を保ったまま九州へ上陸した台風16号の影響を大変心配しておりましたが、壱岐市においては防風波浪警報が発令され、最大瞬間風速25.2メートル、時間最大雨量16ミリ、これは郷ノ浦地区でございます、連続最大雨量95ミリ、これは勝本地区でございます、を観測しておりますが、本台風による大きな被害は報告されておらず、ひとまず安心しております。しかしながら、お隣の対馬市では、17日午後、観測史上最多の1時間雨量89.5ミリを観測し、50年に一度の記録的な大雨により、道路の冠水、河川の氾濫など大きな被害を受けております。こうした事態を決して対岸の火事とは捉えず、日ごろからの災害対策、防災意識の高揚を図ってまいります。

日に日に秋も深まってまいります。議員各位、市民皆様におかれましては、御健勝にて日々過ごされますことを心からお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成28年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時06分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鵜瀬 和博

署名議員 市山 和幸

署名議員 田原 輝男